



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 公有水面埋立ての免許（漁港漁場課） 1
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課） 2
- 公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課） 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課） 3
- 大規模小売店舗の新設の届出（商工振興課） 3
- 開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課） 4

監査委員事項

- 定期監査結果の公表 5
- 財政的援助団体等監査結果の公表 5
- 行政監査結果の公表 5

告 示

沖縄県告示第7号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成24年 1月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 埋立免許の年月日及び指令番号 平成23年12月21日 沖縄県指令農第1081号
- 2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 免許を受けた者 石垣市美崎町14番地 石垣市
 - (2) 代表者 石垣市字登野城2番地の30木田アパート203号 石垣市長 中山義隆
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置 石垣市新栄町82番並びに同市浜崎町三丁目7番2及び7番5の地先公有水面
 - イ 区域 次の各地点のうち①の地点と②の地点を結ぶ平成22年の秋分の満潮位（D.L.+2.09メートル）における公有水面と既設南防波堤及び既設南護岸との境界線、②の地点と③の地点を結ぶ平成16年12月20日付け石都港第305号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+1.98メートルにより決定）、③の地点から④の地点までを順次に結んだ線並びに①の地点と④の地点を結んだ線により囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点池3川花（北緯24度21分07秒9063、東経124度08分54秒2042）から190度48分45秒1192.46メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から138度21分46秒103.25メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から276度27分51秒125.42メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から276度27分50秒52.11メートルの地点

- ⑤の地点 ④の地点から 6度07分08秒8.95メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 96度07分22秒88.91メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 17度42分14秒13.63メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 107度45分52秒1.00メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から 17度42分37秒4.00メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から 287度42分35秒1.00メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から 17度42分19秒26.00メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から 107度42分35秒1.00メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から 17度42分37秒4.00メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から 287度41分32秒1.00メートルの地点

ウ 面積 3,923.91平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 石垣市新栄町82番並びに同市浜崎町三丁目7番2及び7番5の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と③の地点を結んだ線により囲まれた区域

④の地点 四等三角点池3川花（北緯24度21分07秒9063、東経124度08分54秒2042）から197度21分06秒1103.74メートルの地点

⑥の地点 ④の地点から138度10分44秒270.00メートルの地点

③の地点 ⑥の地点から271度11分32秒242.72メートルの地点

ウ 面積 23,958.96平方メートル

4 埋立地の用途 漁村再開発用地

沖縄県告示第8号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年1月13日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 組合の名称 南城市佐敷馬天土地区画整理組合
- 2 事務所所在地 与那原町字板良敷1392番地の2
- 3 施行地区 南城市佐敷津波古仲瀬原及び津波古西原の各一部
- 4 事業施行期間 平成18年9月26日から平成25年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 平成18年9月14日
- 6 変更の内容 設計の概要、事業施行期間及び資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日 平成24年1月4日

沖縄県告示第9号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、うるま市石川西土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年1月13日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 公共測量を実施する地域 うるま市石川親田原、石川水溜原、石川渡口原、石川石川原、石川佐阿手原及び石川渡戸目原の各一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成24年1月13日から平成25年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（出来形確認測量）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年 2月26日まで縦覧に供する。

平成24年 1月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成23年12月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人キャリエイト
- 3 代表者の氏名 石垣美紀
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市勢理客四丁目13番1号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、雇用をとりまく人々に対して、働きがいのある環境を目指し、人と企業と社会の生きる力、発見する力、築きあげる力を創造することによって人材育成・雇用創出に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年 2月20日まで縦覧に供する。

平成24年 1月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成23年12月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人NPO首里
- 3 代表者の氏名 福治友衛
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市首里末吉町3丁目57番地6
- 5 定款に記載された目的 この法人は、首里地域住民及び郷友者に対して、伝統文化・芸術の継承と支援、青少年の健全育成及び世界遺産を有する首里地域の環境保全と整備に関する事業を行い、公益に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成24年 1月13日から同年 5月13日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。

平成24年 1月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 届出年月日 平成23年12月16日
- 2 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ知花店 沖縄市知花六丁目10番1号
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 末吉康敏
 - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 末吉康敏
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成24年 8月17日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,772平方メートル
 - (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 115台
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。)
 - (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 13台
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。)
 - (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 86平方メートル
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。)
 - (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 31立方メートル

（「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。）

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間

(12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口3カ所、出口3カ所、出入口の位置 次の図のとおり

（「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。）

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年 1月13日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年3月1日 沖縄県指令士第121号、平成21年9月14日 沖縄県指令士第808号（変更）、平成21年12月17日 沖縄県指令士第1002号（変更）、平成22年2月25日 沖縄県指令士第116号（変更）、平成23年9月2日 沖縄県指令士第793号（変更）

2 開発区域に含まれる地域の名称 恩納村字谷茶1919番1ほか58筆（7-2工区、8-1工区及び8-2工区）

3 公共施設

(1) 種類 道路及び水路

(2) 位置及び区域 次の図のとおり（「次の図」は省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）

4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 恩納村字谷茶1919番地1 学校法人沖縄科学技術大学院大学 園 理事長 ジョナサン・ドーファン

5 検査済証番号 平成23年12月26日 第2950号

6 工事完了年月日 平成23年12月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年 1月13日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年11月19日 沖縄県指令士第918号

2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長788番6及び788番9

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字伊良波157番地1 みどりマンション2-E号室 赤嶺 壮志

5 検査済証番号 平成24年 1月4日 第2951号

6 工事完了年月日 平成23年12月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年 1月13日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年 4月22日 沖縄県指令土第500号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字米須257番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都中央区日本橋箱崎町19番 7-705号 和田達治、糸満市字米須23番地 久保田ナエ子
- 5 検査済証番号 平成24年 1月10日 第2952号
- 6 工事完了年月日 平成23年12月18日

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊1のとおり公表する。

平成24年 1月13日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 沖縄県監査委員 | 又 | 吉 | 春 | 三 |
| 沖縄県監査委員 | 幸 | 地 | 啓 | 子 |
| 沖縄県監査委員 | 嘉 | 陽 | 宗 | 儀 |
| 沖縄県監査委員 | 具 | 志 | 孝 | 助 |

沖縄県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、学校法人読谷中央学園ほか32団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊2のとおり公表する。

平成24年 1月13日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 沖縄県監査委員 | 又 | 吉 | 春 | 三 |
| 沖縄県監査委員 | 幸 | 地 | 啓 | 子 |
| 沖縄県監査委員 | 嘉 | 陽 | 宗 | 儀 |
| 沖縄県監査委員 | 具 | 志 | 孝 | 助 |

沖縄県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、沖縄県の事務の執行について監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊3のとおり公表する。

平成24年 1月13日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 沖縄県監査委員 | 又 | 吉 | 春 | 三 |
| 沖縄県監査委員 | 幸 | 地 | 啓 | 子 |
| 沖縄県監査委員 | 嘉 | 陽 | 宗 | 儀 |
| 沖縄県監査委員 | 具 | 志 | 孝 | 助 |

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷
〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成22年度定期監査の結果報告書

| | |
|--------------------|----|
| 第1 監査の概要 | 1 |
| 1 監査対象年度及び監査実施期間 | 1 |
| 2 監査の実施方法及び実施方針 | 1 |
| 3 監査実施機関数及び実施状況 | 2 |
| 第2 監査の結果 | 8 |
| 1 財務に関する監査の指摘事項 | 8 |
| 2 事務に関する監査の指摘事項 | 10 |
| 3 部局別件数 | 10 |
| 第3 監査所見 | 11 |
| 1 収入事務の適正化について | 11 |
| 2 支出事務の適正化について | 12 |
| 3 契約事務の適正化について | 13 |
| 4 財産管理の適正化について | 13 |
| 5 事務処理の適正化について | 13 |
| 6 会計事務の適正化について | 14 |
| 第4 部局別の指摘事項 | 15 |
| 総務部 | 15 |
| 1 財務に関する事項 | 15 |
| [収入] | 15 |
| ① 徴収に努力を要するもの | 15 |
| ② 現金亡失について | 15 |
| ③ 建物貸付料の遅延金について | 15 |
| [支出] | 16 |
| ① 給与が過払いとなっていたもの | 16 |
| ② 旅費が過払いとなっていたもの | 16 |
| ③ 役務費の執行が適正でなかったもの | 16 |
| [契約] | 16 |
| ① 契約事務が適正でなかったもの | 16 |
| ② 一括契約によるべきもの | 16 |
| 2 事務に関する事項 | 16 |
| ① システムの改善を求めもの | 16 |
| 企画部 | 17 |
| 1 財務に関する事項 | 17 |

定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定により監査を実施しましたので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により別添のとおり提出します。

沖縄県議長 高嶺善伸 殿
 沖縄県知事 仲井弘多 殿
 沖縄県教育委員会委員長 野吉三郎 殿
 沖縄県公安委員会委員長 幸徳子 殿

沖縄県監査委員 又吉春三
 沖縄県監査委員 幸地啓子
 沖縄県監査委員 嘉陽宗儀
 沖縄県監査委員 具志孝助

| | | | | |
|---------------------------------|----|----|----|----|
| [支 出] | 17 | 17 | 17 | 22 |
| ① 給与が過払いとなっていたもの | 17 | 17 | 17 | 22 |
| [契 約] | 17 | 17 | 17 | 22 |
| ① 契約事務が適正でなかったもの | 17 | 17 | 17 | 22 |
| ② 契約内容が不適切であったもの | 17 | 17 | 17 | 22 |
| [財 産] | 17 | 17 | 17 | 22 |
| ① 財産の登録がなされていなかったもの | 17 | 17 | 17 | 22 |
| ② 公有財産の有効活用に努力を要するもの | 18 | 18 | 18 | 22 |
| 環境生活部 | 18 | 18 | 18 | 22 |
| 1 財務に関する事項 | 18 | 18 | 18 | 23 |
| [契 約] | 18 | 18 | 18 | 23 |
| ① 契約事務が適正でなかったもの | 18 | 18 | 18 | 23 |
| ② 契約方法について改善を要するもの | 18 | 18 | 18 | 23 |
| [財 産] | 18 | 18 | 18 | 23 |
| ① 財産の登録がなされていなかったもの | 18 | 18 | 18 | 23 |
| 福祉保健部 | 18 | 18 | 18 | 23 |
| 1 財務に関する事項 | 18 | 18 | 18 | 23 |
| [収 入] | 18 | 18 | 18 | 23 |
| ① 徴収に努力を要するもの | 18 | 18 | 18 | 23 |
| ② 現金の取扱いが適正でなかったもの | 19 | 19 | 19 | 23 |
| [支 出] | 19 | 19 | 19 | 24 |
| ① 給与が過払いとなっていたもの | 19 | 19 | 19 | 24 |
| 農林水産部 | 20 | 20 | 20 | 24 |
| 1 財務に関する事項 | 20 | 20 | 20 | 24 |
| [収 入] | 20 | 20 | 20 | 24 |
| ① 徴収に努力を要するもの | 20 | 20 | 20 | 24 |
| [支 出] | 21 | 21 | 21 | 25 |
| ① 給与が不足払いとなっていたもの | 21 | 21 | 21 | 25 |
| ② 支払い遅延により不経済支出となっていたもの | 21 | 21 | 21 | 25 |
| [契 約] | 21 | 21 | 21 | 25 |
| ① 契約事務が適正でなかったもの | 21 | 21 | 21 | 25 |
| ② 一括契約によるべきもの | 21 | 21 | 21 | 25 |
| ③ 契約方法について改善を要するもの | 21 | 21 | 21 | 25 |
| 2 事務に関する事項 | 21 | 21 | 21 | 25 |
| ① 特例民法法人の検査がなされていなかったもの | 21 | 21 | 21 | 25 |
| 商工労働部 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| 1 財務に関する事項 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| [収 入] | 22 | 22 | 22 | 22 |
| ① 徴収に努力を要するもの | 22 | 22 | 22 | 22 |
| [支 出] | 22 | 22 | 22 | 22 |
| ① 給与が過不足払いとなっていたもの | 22 | 22 | 22 | 22 |
| ② 支払い遅延により不経済支出となっていたもの | 22 | 22 | 22 | 22 |
| [契 約] | 22 | 22 | 22 | 22 |
| ① 契約事務が適正でなかったもの | 22 | 22 | 22 | 22 |
| ② 契約方法について改善を要するもの | 23 | 23 | 23 | 23 |
| [財 産] | 23 | 23 | 23 | 23 |
| ① 財産の登録がなされていなかったもの | 23 | 23 | 23 | 23 |
| 文化観光スポーツ部 | 23 | 23 | 23 | 23 |
| 1 財務に関する事項 | 23 | 23 | 23 | 23 |
| [支 出] | 23 | 23 | 23 | 23 |
| ① 給与が過払いとなっていたもの | 23 | 23 | 23 | 23 |
| 土木建築部 | 23 | 23 | 23 | 23 |
| 1 財務に関する事項 | 23 | 23 | 23 | 23 |
| [収 入] | 23 | 23 | 23 | 23 |
| ① 収納率の向上に向け指定管理者の指導・連携に努力を要するもの | 23 | 23 | 23 | 23 |
| ② 徴収に努力を要するもの | 24 | 24 | 24 | 24 |
| ③ 請求事務が不適切であったもの | 24 | 24 | 24 | 24 |
| [支 出] | 24 | 24 | 24 | 24 |
| ① 給与が過払いとなっていたもの | 24 | 24 | 24 | 24 |
| ② 旅費が過払いとなっていたもの | 24 | 24 | 24 | 24 |
| [契 約] | 25 | 25 | 25 | 25 |
| ① 契約事務が適正でなかったもの | 25 | 25 | 25 | 25 |
| ② 一括契約によるべきもの | 25 | 25 | 25 | 25 |
| ③ 契約方法について改善を要するもの | 25 | 25 | 25 | 25 |
| [工 事] | 25 | 25 | 25 | 25 |
| ① 工事費の積算について留意を要するもの | 25 | 25 | 25 | 25 |
| [財 産] | 25 | 25 | 25 | 25 |
| ① 財産の登録がなされていなかったもの | 25 | 25 | 25 | 25 |
| 2 事務に関する事項 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| ① モノレール乗車カードの管理が不適切であったもの | 25 | 25 | 25 | 25 |

| | | | |
|-------------------------------|----|-----------------------------|----|
| 出納事務局 | 26 | 1 財務に関する事項 | 30 |
| 1 財務に関する事項 | 26 | [支 出] | 30 |
| ① 給与が過払いとなっていたもの | 26 | ① 給与が過払いとなっていたもの | 30 |
| 企業局 | 26 | ② 支払い遅延により不経済支出となっていたもの | 30 |
| 1 財務に関する事項 | 26 | 各部署共通 | 31 |
| [支 出] | 26 | 1 財務に関する事項 | 31 |
| ① 給与が過払いとなっていたもの | 26 | [支 出] | 31 |
| [契約] | 26 | ① 消耗品の購入に当たって検査体制が不適切であったもの | 31 |
| ① 契約方法について改善を要するもの | 26 | ② 支出負担行為が遅れていたもの | 31 |
| 2 事務に関する事項 | 26 | [契約] | 32 |
| ① 被服等貸与規程の適用を誤ったもの | 26 | ① 長期継続契約等で契約すべきもの | 32 |
| 病院事業局 | 26 | [財 産] | 32 |
| 1 財務に関する事項 | 26 | ① 公用車両の利活用が図られていなかったもの | 32 |
| [収 入] | 26 | | |
| ① 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの | 26 | | |
| ② 財産貸付料等未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの | 27 | | |
| [支 出] | 27 | | |
| ① 給与が過不足払いとなっていたもの | 27 | | |
| ② 旅費が過払いとなっていたもの | 28 | | |
| [契約] | 28 | | |
| ① 契約事務が適正でなかったもの | 28 | | |
| ② 契約内容が不適切であったもの | 28 | | |
| ③ 契約方法について改善を要するもの | 28 | | |
| 2 事務に関する事項 | 29 | | |
| ① 診療報酬請求事務について努力を要するもの | 29 | | |
| ② 薬品の管理が不適切となっていたもの | 29 | | |
| 教育庁 | 29 | | |
| 1 財務に関する事項 | 29 | | |
| [支 出] | 29 | | |
| ① 給与が過不足払いとなっていたもの | 29 | | |
| [契約] | 30 | | |
| ① 予定価格の積算が過大となっていたもの | 30 | | |
| [財 産] | 30 | | |
| ① 公有財産の有効活用に努力を要するもの | 30 | | |
| 警察本部 | 30 | | |

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査（以下「財務に関する監査」という。）を実施し、また、同条第2項の規定により、県の事務の執行について監査（以下「事務に関する監査」という。）を実施した。

監査の概要は次のとおりである。

1 監査対象年度及び監査実施期間

- (1) 監査対象年度 平成22年度
- (2) 監査実施期間 平成23年1月18日から平成23年8月26日まで

2 監査の実施方法及び実施方針

(1) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

イ 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

(2) 監査の実施方針

監査を実施するに当たっては、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかという合規性の観点から検証するとともに、最少の経費で最大の効果をあげるよう事務運営がなされているかという経済性・効率性の観点及び事務事業が所期の目的を達成しているかという有効性の観点にも留意して実施した。

また、監査の重点事項を次のとおり定めて実施した。

ア 財務に関する事項

- (ア) 未収金の債権管理について
- (イ) 長期継続契約の適正執行について
- (ウ) 需用費の適正執行について

イ 事務に関する事項

(ア) 公有財産の適正な管理、運用について

3 監査実施機関数及び実施状況

(1) 監査実施機関数

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は次のとおりである。

| 部局名 | 監査対象機関数 | 監査実施機関数 | 左の内訳 | |
|--------------|---------|---------|------|------|
| | | | 実地監査 | 書面監査 |
| 知事室 | 6 | 6 | 6 | 0 |
| 総務部 | 17 | 17 | 17 | 0 |
| 企画部 | 18 | 18 | 18 | 0 |
| 環境生活部 | 14 | 14 | 14 | 0 |
| 福祉保健部 | 23 | 23 | 23 | 0 |
| 農林水産部 | 36 | 36 | 36 | 0 |
| 商工労働部 | 11 | 11 | 11 | 0 |
| 文化観光部 | 7 | 7 | 7 | 0 |
| 土木建築部 | 26 | 26 | 26 | 0 |
| 出納事務局 | 2 | 2 | 2 | 0 |
| 企業局 | 8 | 8 | 6 | 2 |
| 病院事務局 | 7 | 7 | 7 | 0 |
| 議会事務局 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 教育庁 | 98 | 98 | 58 | 40 |
| 警察本部 | 45 | 45 | 37 | 8 |
| その他の行政委員会事務局 | 4 | 4 | 4 | 0 |
| 合計 | 323 | 323 | 273 | 50 |

(2) 実地監査の実施状況
 実地監査の実施機関及び実施期日は、次のとおりである。

| 監査実施機関 | 監査実施期日 | 監査実施機関 | 監査実施期日 |
|----------------|---------------------------------|-----------------|---------------------------------|
| 知事公室 | | | |
| 本庁各課 | 平成23年 7月14日～7月15日 (" 8月 3日) | 水産海洋研究センター | 平成23年 3月 9日 (" 4月19日) |
| 消防学校 | (" 3月 9日 (" 4月12日) | 水産海洋研究センター-石垣支所 | (" 6月17日 (" 7月13日) |
| 総務部 | | 工業技術センター | (" 3月15日 (" 4月19日) |
| 本庁各課 | 平成23年 7月12日～7月13日 (" 8月 1日) | 環境生活部 | |
| 宮古事務所各課 | (" 5月17日～5月18日 (" 6月 9日) | 本庁各課 | 平成23年 8月23日～8月4日 (" 8月10日) |
| 八重山事務所各課 | (" 5月31日～6月 1日 (" 7月27日) | 衛生環境研究所 | (" 3月11日 (" 4月13日) |
| 東京事務所 | (" 2月23日～2月24日 (" 3月10日) | 動物愛護管理センター | (" 3月 8日 (" 4月13日) |
| 自治研修所 | (" 3月 8日 (" 4月15日) | 県民生活センター | (" 3月10日 (" 4月15日) |
| 名護県税事務所 | (" 4月12日 (" 5月18日) | 計量検定所 | (" 4月22日 (" 5月25日) |
| コザ県税事務所 | (" 5月10日 (" 6月 8日) | 中央食肉衛生検査所 | (" 3月11日 (" 4月22日) |
| 那覇県税事務所 | (" 6月 7日 (" 7月15日) | 北部食肉衛生検査所 | (" 3月 1日 (" 4月26日) |
| 自動車税事務所 | (" 6月10日 (" 7月26日) | 平和祈念資料館 | (" 2月 4日 (" 3月23日) |
| 企画部 | | 福祉保健部 | |
| 本庁各課 | 平成23年 7月19日～7月22日 (" 8月11日) | 本庁各課 | 平成23年 7月26日～7月29日 (" 8月 9日) |
| 海洋深層水研究所 | (" 2月10日 (" 3月22日) | 北部福祉保健所 | (" 4月12日～4月13日 (" 5月18日) |
| 畜産研究センター | (" 3月 2日 (" 4月18日) | 中部福祉保健所 | (" 3月16日～3月17日 (" 4月26日) |
| 農業研究センター | (" 4月19日 (" 5月27日) | 南部福祉保健所 | (" 3月16日～3月17日 (" 4月20日) |
| 農業研究センター-名護支所 | (" 4月13日 (" 5月17日) | 中央保健所 | (" 3月16日～17日 (" 4月22日) |
| 農業研究センター-宮古島支所 | (" 5月20日 (" 6月10日) | 宮古福祉保健所 | (" 5月17日～5月18日 (" 6月 7日) |
| 農業研究センター-石垣支所 | (" 6月 3日 (" 7月28日) | 八重山福祉保健所 | (" 5月31日～6月 1日 (" 7月12日) |
| 森林資源研究センター | (" 2月25日 (" 3月 3日) | 看護大学 | (" 5月24日 (" 6月 3日) |
| | | 浦添看護学校 | (" 5月11日 (" 6月 2日) |

| 監査実施機関 | 監査実施期日 | 監査実施機関 | 監査実施期日 |
|-----------------|---------------------------------|------------|---------------------------------|
| 女性相談所 | 平成23年 2月 7日 (" 3月15日) | 栽培漁業センター | 平成23年 4月14日 (" 5月 9日) |
| 若夏学院 | (" 3月10日 (" 4月14日) | 商工労働部 | (" 8月 2日～8月 4日 (" 8月10日) |
| 中央児童相談所 | (" 5月12日～5月13日 (" 6月 2日) | 本庁各課 | (" 2月24日～2月25日 (" 3月 9日) |
| コザ児童相談所 | (" 5月12日 (" 6月 1日) | 大阪事務所 | (" 3月14日 (" 4月12日) |
| 身体障害者更生相談所 | (" 2月23日 (" 3月 7日) | 具志川職業能力開発校 | (" 3月14日 (" 4月12日) |
| 総合精神保健福祉センター | (" 3月 9日 (" 4月20日) | 浦添職業能力開発校 | (" 3月14日 (" 4月12日) |
| 農林水産部 | | 文化観光部 | |
| 本庁各課 | 平成23年 7月12日～7月15日 (" 8月 1日) | 本庁各課 | 平成23年 8月 2日～8月 3日 (" 8月 9日) |
| 北部農林水産振興センター各課 | (" 3月 1日～3月 4日 (" 4月18日) | 芸術大学 | (" 5月25日 (" 6月 8日) |
| 宮古農林水産振興センター各課 | (" 5月17日～5月20日 (" 6月 9日) | 県立博物館・美術館 | (" 2月 9日 (" 3月 7日) |
| 八重山農林水産振興センター各課 | (" 5月31日～6月 3日 (" 7月13日) | 土木建築部 | |
| 中央卸売市場 | (" 2月22日 (" 3月14日) | 本庁各課 | 平成23年 7月19日～7月22日 (" 8月 3日) |
| 病害虫防除技術センター | (" 3月11日 (" 4月14日) | 北部土木事務所 | (" 4月12日～4月14日 (" 5月 9日) |
| 中部農業改良普及センター | (" 2月24日 (" 3月16日) | 中部土木事務所 | (" 5月11日～5月13日 (" 6月 8日) |
| 南部農業改良普及センター | (" 4月21日 (" 5月27日) | 南部土木事務所 | (" 6月 7日～6月 9日 (" 7月15日) |
| 農業大学校 | (" 4月14日 (" 5月17日) | 宮古土木事務所 | (" 5月19日～5月20日 (" 6月 7日) |
| 中央家畜保健衛生所 | (" 6月10日 (" 7月12日) | 八重山土木事務所 | (" 6月 2日～6月 3日 (" 7月27日) |
| 家畜衛生試験場 | (" 4月 22日 (" 5月25日) | 中城湾港建設事務所 | (" 4月19日～4月20日 (" 5月10日) |
| 家畜改良センター | (" 3月 1日 (" 4月14日) | 下地空港管理事務所 | (" 5月19日 (" 6月10日) |
| 中部農林土木事務所 | (" 5月24日～5月25日 (" 6月 8日) | 沖縄県ダム事務所 | (" 4月20日～4月21日 (" 5月26日) |
| 南部農林土木事務所 | (" 4月26日～4月28日 (" 5月18日) | 下水道管理事務所 | (" 4月10日～4月11日 (" 6月 1日) |
| 南部林業事務所 | (" 3月 8日 (" 4月19日) | 下水道建設事務所 | (" 5月10日 (" 6月 3日) |
| 水産改良普及センター | (" 3月10日 (" 4月19日) | 新石垣空港建設事務所 | 平成23年 6月 2日 (" 7月28日) |

| 監査実施機関 | 監査実施期日 | 監査実施機関 | 監査実施期日 |
|--------------------|---------------------------------|-----------|---------------------------|
| 出納事務局 | 平成23年 7月 8日 (" 8月 4日) | 埋蔵文化財センター | 平成23年 2月17日 (" 3月 4日) |
| 企業局 | | 「石川青少年の家」 | (" 2月25日) |
| 本庁各課 | 平成23年 6月20日～6月22日 (" 7月22日) | 「玉城青少年の家」 | (" 2月14日) |
| 久志浄水管理事務所 | (" 4月 4日) | 本部高等学校 | (" 1月20日) |
| 北谷浄水管理事務所 | (" 4月12日) | 前原高等学校 | (" 2月 8日) |
| 水質管理事務所 | (" 2月22日) | 美里高等学校 | (" 2月 1日) |
| 病院事業局 | (" 3月17日) | コザ高等学校 | (" 3月15日) |
| 県立病院課 | 平成23年 7月14日～7月15日 (" 8月 2日) | 北谷高等学校 | (" 1月21日) |
| 北部病院 | (" 6月 7日～6月 9日) | 北中城高等学校 | (" 1月27日) |
| 中部病院 | (" 7月26日) | 宜野湾高等学校 | (" 2月15日) |
| 南部医療センター・こども医療センター | (" 6月14日～6月16日) | 西原高等学校 | (" 1月19日) |
| 宮古病院 | (" 7月25日) | 浦添高等学校 | (" 1月20日) |
| 八重山病院 | (" 6月20日～6月22日) | 那覇国際高等学校 | (" 1月18日) |
| 精和病院 | (" 7月14日) | 開邦高等学校 | (" 2月17日) |
| 教育庁 | (" 6月14日～6月16日) | 那覇高等学校 | (" 1月25日) |
| 本庁各課 | (" 7月12日) | 那覇西高等学校 | (" 2月 3日) |
| 国頭教育事務所 | (" 6月 8日～6月 9日) | 豊見城高等学校 | (" 1月19日) |
| 中頭教育事務所 | 平成23年 7月26日～7月28日 (" 8月 2日) | 豊見城南高等学校 | (" 2月 9日) |
| 那覇教育事務所 | (" 3月 2日～3月 3日) | 南風原高等学校 | (" 1月18日) |
| 島尻教育事務所 | (" 4月14日) | 向陽高等学校 | (" 1月20日) |
| 宮古教育事務所 | (" 2月 8日～2月 9日) | 知念高等学校 | (" 2月26日) |
| 八重山教育事務所 | (" 3月16日) | 糸満高等学校 | (" 2月18日) |
| 総合教育センター | (" 2月 2日～2月 3日) | 久米島高等学校 | (" 2月25日) |
| 県立図書館 | (" 3月18日) | 八重山高等学校 | (" 2月 8日) |
| | (" 1月27日～1月28日) | 中部農林高等学校 | (" 3月22日) |
| | (" 2月 7日) | 八重山農林高等学校 | (" 1月21日) |
| | (" 3月17日) | | (" 2月14日) |
| | (" 2月15日～2月16日) | | (" 2月17日) |
| | (" 3月10日) | | (" 3月28日) |
| | (" 2月 1日～2月 2日) | | (" 1月21日) |
| | (" 3月15日) | | (" 2月14日) |
| | (" 2月 4日) | | (" 2月17日) |
| | (" 3月11日) | | (" 3月28日) |

| 監査実施機関 | 監査実施期日 | 監査実施機関 | 監査実施期日 |
|------------|---------------------------|------------|---------------------------------|
| 美里工業高等学校 | 平成23年 1月26日 (" 2月 8日) | 警察本部 | 平成23年 6月28日～7月 1日 (" 7月22日) |
| 那覇工業高等学校 | (" 1月19日) | 本庁各課 | (" 2月 3日) |
| 南部工業高等学校 | (" 2月17日) | 警察学校 | (" 3月 4日) |
| 八重山商工高等学校 | (" 1月27日) | 那覇警察署 | (" 2月22日) |
| 那覇商業高等学校 | (" 2月 7日) | 浦添警察署 | (" 3月18日) |
| 那覇商業高等学校 | (" 2月16日) | 宜野湾警察署 | (" 2月14日) |
| 沖繩水産高等学校 | (" 3月10日) | 嘉手納警察署 | (" 2月10日) |
| 宮古総合実業高等学校 | (" 2月 1日) | 宮古島警察署 | (" 3月11日) |
| 泊高等学校 | (" 2月 7日) | 八重山警察署 | (" 2月 4日) |
| 沖繩盲学校 | (" 3月 7日) | 議会事務局 | (" 3月 3日) |
| 沖繩ろう学校 | (" 2月17日) | 監査委員事務局 | (" 2月14日) |
| 名護特別支援学校 | (" 3月18日) | 人事委員会事務局 | (" 3月18日) |
| 美咲特別支援学校 | (" 1月22日) | 労働委員会事務局 | (" 2月14日) |
| 大平特別支援学校 | (" 2月 2日) | 選挙管理委員会事務局 | (" 3月 9日) |
| 鏡が丘特別支援学校 | (" 3月15日) | | |
| 沖繩高等特別支援学校 | (" 2月 3日) | | |
| | (" 1月18日) | | |
| | (" 2月15日) | | |
| | (" 1月28日) | | |
| | (" 2月 3日) | | |
| | (" 3月 4日) | | |
| | (" 1月19日) | | |
| | (" 2月 2日) | | |

注： 監査対象機関は平成23年4月1日現在で表記してある。ただし、指定管理へ移行した機関は「」書きで表記してある。

監査実施日欄の()書きの日付けは、監査委員が監査対象機関に出向き実地監査を行った日である。

(3) 書面監査の実施状況

書面監査の実施機関は、次のとおりである。
書面監査は、平成23年8月17日から8月26日までの間で実施した。

| 部局名 | 監査実施機関 |
|------|---|
| 企業局 | 石川浄水管理事務所、西原浄水管理事務所 |
| 教育庁 | 宮古青少年の家、石垣青少年の家、辺土名高等学校、北山高等学校、名護高等学校、宜野座高等学校、石川高等学校、与勝高等学校、与勝崎ヶ丘中学校、読谷高等学校、新手指納高等学校、具志川高等学校、球陽高等学校、普天間高等学校、陽明高等学校、首里高等学校、首里東高等学校、真和志高等学校、小禄高等学校、宮古高等学校、伊良部高等学校、北部農林高等学校、美来工科高等学校、浦添工業高等学校、沖縄工業高等学校、宮古工業高等学校、名護商工高等学校、具志川商業高等学校、中部商業高等学校、浦添商業高等学校、南部商業高等学校、島尻特別支援学校、西崎特別支援学校、宮古特別支援学校、八重山特別支援学校、泡瀬特別支援学校、桜野特別支援学校、那覇特別支援学校、森川特別支援学校 |
| 警察本部 | 豊見城警察署、糸満警察署、与那原警察署、沖繩警察署、うるま警察署、石川警察署、名護警察署、本部警察署 |

注： 監査対象機関は平成23年4月1日現在で表記してある。

第2 監査の結果

監査の結果、各機関における予算の執行、財産の管理など財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理等はおおむね適正に処理されていたが、一部について、是正・改善を要するものを指摘事項として掲記した。

指摘事項の概要は次のとおりである。

なお、指摘事項の詳細については、「第4 部局別の指摘事項」に記述してある。

1 財務に関する監査の指摘事項

(1) 収入に関するもの

| 指摘の内容 | 件数 | 対象機関 |
|-------------------------------|----|---------------------------------------|
| 徴収に努力を要するもの | 13 | 税務課、青少年・児童家庭課、農政経済課、経営金融課、海岸防災課ほか19機関 |
| 現金亡失について | 1 | 名護県税事務所 |
| 建物貸付料の遅延金について | 1 | 八重山事務所総務課 |
| 現金の取扱いが適正でなかったもの | 2 | 宮古福祉保健所、南部福祉保健所 |
| 収納率の向上に向け指定管理者の指導・連携に努力を要するもの | 1 | 住宅課 |
| 請求事務が不適切であったもの | 1 | 北部土木事務所 |
| 医薬未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの | 1 | 県立病院課、各県立病院 |
| 財産貸付料等未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの | 1 | 北部病院 |
| 計 | 21 | |

(2) 支出に関するもの

| 指摘の内容 | 件数 | 対象機関 |
|---------------------------|----|--|
| 給与が過不足払いとなっていたもの | 30 | 管財課、統計課、福祉保健企画課、漁港漁場課、商工振興課、県立博物館・美術館、土木企画課、物品管理課、企業局総務企画課、県立病院課、八重山高等学校、浦添警察署ほか15機関 |
| 旅費が過払いとなっていたもの | 3 | 自治研修所、北部土木事務所、県立病院課 |
| 夜務費の執行が適正でなかったもの | 1 | 自動車税事務所 |
| 支払い遅延により不経済支出となっていたもの | 3 | 農業大学校、商工振興課、八重山警察署 |
| 消耗品の購入に当たって検査体制が不適切であったもの | 1 | 農業研究センター名護支所ほか6機関 |
| 支出負担行為が遅れていたもの | 1 | 基地対策課ほか6機関 |
| 計 | 39 | |

(3) 契約に関するもの

| 指 摘 の 内 容 | 件数 | 対 象 機 関 |
|--------------------|----|--|
| 契約事務が適正でなかったもの | 8 | 八重山事務所総務課、農業研究センター石垣支所、中央食肉衛生検査所、動物愛護管理センター、農業大学校、具志川職業能力開発校、新石垣空港課、南部医療センター・子ども医療センター |
| 一括契約によるべきもの | 4 | 八重山事務所総務課、八重山農林水産振興センター農林水産整備課、施設建築課宮古土木事務所 |
| 契約内容が不適切であったもの | 2 | 農業研究センター宮古島支所、南部医療センター・子ども医療センター |
| 契約方法について改善を要するもの | 6 | 中央食肉衛生検査所、北部農林水産振興センター森林整備保全課、浦添職業能力開発校、港湾課、企業局建設計画課、精和病院 |
| 予定価格の積算が過大となっていたもの | 1 | 総合教育センター |
| 長期継続契約等で契約すべきもの | 1 | 秘書課ほか23機関 |
| 計 | 22 | |

(4) 財産に関するもの

| 指 摘 の 内 容 | 件数 | 対 象 機 関 |
|----------------------|----|---|
| 財産の登録がなされていないかったもの | 4 | 水産海洋研究センター石垣支所、生活衛生課、企業立地推進課、情報産業振興課、空港課、新石垣空港課、南部土木事務所 |
| 公有財産の有効利用に努力を要するもの | 3 | 工業技術センター、教育庁施設課、総合教育センター |
| 公用車両の利活用が図られていなかったもの | 1 | 基地対策課ほか5機関 |
| 計 | 8 | |

(5) 工事にに関するもの

| 指 摘 の 内 容 | 件数 | 対 象 機 関 |
|--------------------|----|---------|
| 工事費の積算について留意を要するもの | 1 | 南部土木事務所 |
| 計 | 1 | |

2 事務に関する監査の指摘事項

| 指 摘 の 内 容 | 件数 | 対 象 機 関 |
|-------------------------|----|-------------|
| システムの改善を求めたもの | 1 | 総務私学課 |
| 特別民法法人の検査がなされていないかったもの | 1 | 畜産課 |
| モノレール乗車カードの管理が不適切であったもの | 1 | 都市計画・モノレール課 |
| 被服等貸与規程の適用を誤ったもの | 1 | 企業局総務企画課 |
| 診療報酬請求事務について努力を要するもの | 1 | 県立病院課、各県立病院 |
| 薬品の管理が不適切となっていたもの | 1 | 八重山病院 |
| 計 | 6 | |

3 部局別件数
部局別の指摘件数は次のとおりである。

| 部 局 名 | 財 務 監 査 事 項 | | | | 事 務 監 査 事 項 | 合 計 |
|--------------|-------------|----|----|----|-------------|-----|
| | 収入 | 支出 | 契約 | 財産 | | |
| 知事公室 | | | | | | |
| 総務部 | 4 | 4 | 2 | | 1 | 11 |
| 企画部 | | 3 | 2 | 2 | | 7 |
| 環境生活部 | | | 3 | 1 | | 4 |
| 福祉保健部 | 7 | 2 | | | | 9 |
| 農林水産部 | 3 | 2 | 3 | | 1 | 9 |
| 商工労働部 | 1 | 3 | 2 | 1 | | 7 |
| 文化観光部 | | 1 | | | | 1 |
| 土木建築部 | 4 | 3 | 4 | 1 | 1 | 14 |
| 出納事務局 | | 1 | | | | 1 |
| 企業局 | | 1 | 1 | | 2 | 3 |
| 病院事業局 | 2 | 12 | 3 | | 17 | 19 |
| 議会事務局 | | | | | | |
| 教育庁 | | 3 | 1 | 2 | | 6 |
| 警察本部 | | 2 | | | 2 | 2 |
| その他の行政委員会事務局 | | | | | | |
| 共通 | 2 | 1 | 1 | 1 | | 4 |
| 計 | 21 | 39 | 22 | 8 | 1 | 91 |
| | | | | | 6 | 97 |

第3 監査所見

平成 22 年度は、①未収金の債権管理、②長期継続契約の適正執行、③需用費の適正執行、④公有財産の適正な管理、運用を重点事項として監査を実施した。

その結果、未収金の徴収に努力を要するもの、長期継続契約で契約すべきもの、給与の過不足払いとなっているもの、契約事務が適正でなかったものなどを、指摘事項として掲記している。

今後とも、法令遵守の徹底や現金管理の厳格化に取り組みとともに、内部牽制体制の強化を図り、特に、次の点に留意して是正・改善に取り組んでいただきたい。

1 収入事務の適正化について

(1) 収入未済額の縮減

一般会計の収入未済額は 60 億 1,028 万円で、前年度より 55.0 %減少しているもの、特別会計の収入未済額は 85 億 6,091 万円で前年度より 42.4 %と大幅に増加している。

病院事業会計の医業未収金（個人負担分）は 18 億 7,279 万円で前年度より 1.1 %増加している。

収入未済額の縮減は、財源の確保と住民負担の公平の観点から、極めて重要な課題である。

これまでも未収金対策として、督促や催告の充実強化、民間債権回収会社の活用、強制執行等の法的措置などによる取組みが行われてきた。

しかしながら、収入未済額の縮減への取組みは未だ十分とはいえないことから、引き続き、個々の滞納者の実態把握に努めるとともに、滞納者の初期段階での迅速な対応や債権管理マニュアルに基づき、適正な債権管理及び回収に努めていただきたい。

なお、多額の収入未済となっているものは下記のとおりである。

| | | |
|---|--|--|
| ア | 総務部 | |
| | 県税（個人県民税、自動車税等）、土地貸付料 | |
| イ | 福祉保健部 | |
| | 母子寡婦福祉資金貸付金、児童福祉施設負担金、児童扶養手当返還金、生活保護費返還金、心身障害者扶養共済事業費負担金 | |
| ウ | 農林水産部 | |
| | 農業改良資金貸付金、沿岸漁業改善資金貸付金、林業改善資金貸付金 | |
| エ | 商工労働部 | |
| | 小規模企業者等設備導入資金貸付金 | |
| オ | 土木建築部 | |
| | 県営住宅使用料、認可外砂利生産物採取料等、中城湾港施設使用料 | |

カ 病院事業局

医業未収金（診療費個人負担分）

(2) 談合違約金の管理

県発注の工事に関する談合違約金については、違約金を契約額の 10 パーセントから 5 パーセントに減ずること、5 年間の分割納付を認めること等の和解が成立し、債権放棄による不納欠損処理が行われた。

今後は、分割納付計画に基づく違約金及び廃業等により収入未済となっているものに関して、適正な管理と回収に努める必要がある。

なお、談合違約金の各部署の管理状況は、下記のとおりである。

| | 分割納付計画額 | 収入未済額 |
|---|----------------|--------------|
| ア | 1,123,336,532円 | 352,921,415円 |
| イ | 670,421,933円 | 21,860,222円 |
| ウ | 23,851,015円 | 0円 |
| エ | 168,398,336円 | 2,157,902円 |
| オ | 23,373,844円 | 0円 |
| カ | 537,568,700円 | 98,745,977円 |
| キ | 466,391,559円 | 173,586,000円 |
| ク | 297,145,244円 | 0円 |
| | 計 | 649,271,516円 |

(3) 現金の取扱い等

職員等の現金の取扱いが不適切となっていたもの、納入通知書の遅れにより収入時期が遅れていたものがあった。また、名護県税事務所において現金亡失が発生した。

現金については、地方自治法及び財務規則等の規定に則り厳格に取り扱う必要がある。収納事務については、調定・納付書の発行を適切に行う必要がある。

2 支出事務の適正化について

(1) 給与の支出事務

職員手当については、毎年多くの過不足払いが指摘されている。(平成 22 年度 30 件、過払い額 6,480,960 円、不足払い額 507,759 円)

これらのことが発生した理由としては、職員の給与事務の習熟度不足に起因するもののほか、認定事務におけるチェックミス、支給要件の変更による届出がなされていないものなどであった。

給与事務については、毎年一斉点検日を設けて全庁的に事後確認を行うシステムを構築するなど、内部牽制体制を強化する必要がある。

また、全職員へ扶養手当などの支給要件や変更届出について、一層の周知を図る必要がある。

(2) その他の支出事務

検査調書が作成されていなかったもの、支出負担行為が遅れていたもの、切手等を必要以上に保有し翌年度に持ち越されていたものがあった。

また、電気料金を期限内に支払わなかったことから、遅収加算額が生じ不経済支出となっていたものがあった。

支出事務に当たっては、チェック機能を強化し適切な事務処理に努める必要がある。

3 契約事務の適正化について

パーソナルコンピュータ等の賃貸借契約で覚書等により単年度契約を繰り返していたものの、入札契約手続きが不適切となっていたもの、入札により契約をすべきところを随意契約としていたものがあった。

また、委託費の予定価格の積算が過大となっていたもの、被服の貸与に当たって不適切な取扱いとなっていたものがあった。

これらは、関係法令の認識不足に起因するものが多かった。関係法令の確認の徹底を図り、適切な事務処理に努める必要がある。

4 財産管理の適正化について

工事請負費で取得した財産や重要備品が、公有財産台帳・備品台帳に登録されていないもの、公用車両の年間稼働日数が少なく利活用が図られていないものがあった。

また、県有財産が未利用となっているもの、施設の稼働率が低く有効活用がなされていないものがあった。

県有財産は貴重な行政資源であることから、公有財産規則、財務規則等に基づき、良好な管理と効率的な利活用に努める必要がある。

5 事務処理の適正化について

文書管理システムの利用が低迷しているもの、モノレールの乗車カードの管理が不適切となっているもの、特例民法法人への検査が実施されていないものがあった。

県立病院の診療報酬請求事務におけるレセプトの過誤返戻率は、前年度に比べ0.36ポイント悪化していた。また、薬品の実地たな卸で、在庫管理システムと在庫数の誤差が多額で不適切な在庫管理となっているものがあった。

今後は、システムの有効活用や物品等の管理を適切に行なうとともに、関係法令に基づいた事務処理に努める必要がある。

6 会計事務の適正化について

長期継続契約で契約すべきのもの、納品時における検査が不適切となっていたものが多くあった。また、現金の取扱いが不適切となっていたものがあった。

適正な予算執行事務が行われるよう、改めて制度や規則の周知を図っていただきたい。また、出納機関のチェック機能が有効に機能するよう取り組みとともに、指導監督を強化する必要がある。

第4 部局別の指摘事項

総務部

1 財務に関する事項

[収入]

① 徴収に努力を要するもの

- 県税の収納状況は次のとおりで、収入未済額は前年度に比べ421,195,182円減少している。しかし、依然として多額であるため、引き続き徴収対策を強化し、県税収入の確保に努力する必要がある。

| | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収納率 |
|--------|----------------|----------------|-------------|---------------|------|
| 平成22年度 | 96,604,685,100 | 92,435,661,382 | 458,958,472 | 3,812,090,073 | 95.7 |
| 平成21年度 | 99,868,244,599 | 95,275,398,297 | 378,203,244 | 4,233,285,255 | 95.4 |
| 対前年度比 | 96.7 | 97.0 | 121.4 | 90.1 | — |

(円、%)

(税務課、各県税事務所、宮古、八重山事務所県税課)

- 土地貸付料について、収入未済額は、前年度に比べ2.3%減少している。しかし、依然として多額であるため、県有地貸付料滞納整理事務処理要綱に基づき、引き続き徴収に努力する必要がある。

| 事項 | 収入未済額 | 調定額に対する | 収入未済額の割合 | 収入未済額の増加率 |
|-------|-------------|---------|----------|-----------|
| 土地貸付料 | 71,855,186円 | 9.3% | 9.3% | △2.3% |

(管財課)

② 現金亡失について

平成22年10月29日に収納した現金を所内金庫に保管したが、平成22年11月1日に金融機関に払い込むため、現金を確認したところ1,364,600円が亡失していた。
現金の安全管理を徹底する必要がある。
この件については、1年以上経過したが、まだ解決に至っていない。(名護県税事務所)

③ 建物貸付料の遅延金について

石垣市に貸し付けている八重山土木事務所旧庁舎について、納付期限までに貸付料を納付しない場合には、遅延金を支払う旨契約書に規定されているにもかかわらず、徴収していただいた。(八重山事務所総務課)

[支出]

① 給与が過払いとなっているもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後は正されている。

- 勤労手当の支給に当たって、産後休暇から引き続き育児休業にはいったことにより、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないので支給できないが、同手当を支給したため、31,344円が過払いとなっていた。(管財課)
- 勤労手当の支給に当たって、基準日に休職している職員には支給できないが、同手当を支給したため、43,088円の過払いとなっていた。(自治研修所)
- ② 旅費が過払いとなっているもの
ホテルパブリックを利用した場合は、算定式により算出した航空賃を支給すべきであるが、算定を誤り、往復割引の額を支給したため、航空賃が36,700円の過払いとなっていた。
なお、これらの事項については、指摘後は正されている。(自治研修所)

③ 役務費の執行が適正でなかったもの

平成23年3月31日現在、郵便切手2,178,800円相当額及び印紙687,700円相当額を保有しており、翌年度へ持ち越されていた。(自動車税事務所)

[契約]

① 契約事務が適正でなかったもの

除菌用アルコールの購入に当たり2者から見積書を徴しているが、一方は噴霧用高濃度エタノール、もう一方は手指用除菌アルコールとなっている。濃度や用途の異なる比較となっており、不適切なものとなっている。

② 一括契約によるべきもの

原水槽ポンプ取替委託(予定価格999,000円)と調整槽ポンプ取替委託(予定価格999,000円)の契約において、関連工事として一括して入札することができたが、分割契約していた。(八重山事務所総務課)

2 事務に関する事項

① システムの改善を求めるもの

平成22年度の文書管理システムについては、運用保守管理業務委託料17,248,350円を支出しているにもかかわらず、システムを利用した電子決裁率は、全体で18.8%と低率となっている。運用状況を分析し、見直しを含めた対策を講じる必要がある。(総務私学課)

企画部

1 財務に関する事項

[支出]

① 給与が過払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後は正されている。

- 勤労手当の支給に当たって、病氣休暇による除算期間を誤ったため、41,547円が過払いと
なっていた。(統計課)
- 勤労手当の支給に当たって、病氣休暇から引き続き産前産後休暇にはいったことにより、
基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないので支給できないが、同手当を
支給したため、106,615円が過払いとなっていた。(統計課)
- 扶養手当の支給に当たって、配偶者の就職に伴う現年度分の返納処理はなされていたが、
過年度分の処理がなされていなかったため、扶養手当、期末手当合計180,021円が過払いとな
っていた。(農業研究センター名護支所)

[契約]

① 契約事務が適正でなかったもの

被服等を貸与するに当たっては、「沖縄県職員の被服等貸与規程の運用状況と是正すべき事
項について」(人事課長通知)により、現物を貸与すべきであるにもかかわらず、定額を負担
し、職員に購入させるなど不適切な処理をしていた。
(農業研究センター石垣支所)

② 契約内容が不適切であったもの

試験研究補助農作業等業務委託について、「委託契約」との名称となっているが、実態は受
託者の労働力の提供が主たる目的の契約であり、このような契約は適切な委託契約ではないこ
とから、今後このような委託契約を行わないこと。
(農業研究センター宮古島支所)

[財産]

① 財産の登録がなされていないかったもの

地下浸透海水の取水管敷設工事及び取水ポンプ設置工事に伴い取得した財産が、公有財産台
帳に登録されていないかった。

なお、この事項については、指摘後は正されている。(水産海洋研究センター石垣支所)

② 公有財産の有効活用に努力を要するもの

沖縄県工業技術交流センター(講堂)の利用率は、平成21年度が8.37%、平成22年度が3.75
%と低率である。行政財産の有効活用の観点から、利用率の向上に努める必要がある。

(工業技術センター)

環境生活部

1 財務に関する事項

[契約]

① 契約事務が適正でなかったもの

- 「伝達性海綿状脳症スクリーニング検査キット」購入の入札において、委任された者の記
名押印がない入札書の確認が適正に行われていなかった。今後、適切な入札手続きに十分留
意する必要がある。(中央食肉衛生検査所)
- 「庁舎警備業務委託」に係る指名競争入札において、地方自治法施行令第167条の2第2項
により、再度の入札に付し落札者がないことにより随意契約する場合は、予定価格を変更で
きないにもかかわらず予定価格を上回る価格で契約していた。(動物愛護管理センター)

② 契約方法について改善を要するもの

長期継続契約による、と畜検査データ処理電算機器の賃貸借契約(予定価格1,130,220円)に
ついて、財務規則第137条の2第3号に定める額をこえており、入札すべきであるが、2者から
見積もりを徴し随意契約していた。
(中央食肉衛生検査所)

[財産]

① 財産の登録がなされていないかったもの

購入した公用車両が、備品台帳に登録されていなかった。

なお、この事項については、指摘後は正されている。
(生活衛生課)

福祉保健部

1 財務に関する事項

[収入]

① 徴収に努力を要するもの

収入未済が多額に上っているもの、または増加しているものが次のとおりあった。滞納整理
表により滞納者の状況を把握し、督促状の発出や文書等による催告を行い、適切な債権管理に
努めるとともに、債権管理マニュアルに基づき徴収に努力する必要がある。

| 事 項 | 収入未済額 | 調定額に対する 収入未済額の割合 | 収入未済額の 対前年度増加率 |
|---------------------|--------------|---------------------|-------------------|
| 母子寡婦福祉資金 | | | |
| 貸付金元利収入 | 300,244,896円 | 63.8% | △1.2% |
| 違約金及び延納利息 | 4,960,413円 | 80.0% | △5.8% |
| 児童福祉施設負担金 | 139,563,666円 | 92.3% | 3.4% |
| 児童扶養手当返還金 | 109,686,718円 | 96.8% | 5.3% |
| 生活保護費返還金 | 139,682,856円 | 64.2% | 24.7% |
| 心身障害者扶養 共済事業費負担金 | 17,918,060円 | 65.6% | △0.1% |

農林水産部

1 財務に関する事項

[収 入]

① 徴収に努力を要するもの

収入未済が多額のもの及び前年度より増加しているものが次のとおりであった。滞納者に対する訪問指導を強化し、実態把握に努めるなど債権管理マニュアルに基づき、徴収に努力する必要がある。

② 現金の取扱いが適正でなかったもの

○ 現金を収納させるため、金銭分任出納員を置く場合は、職員のうちから当該部局の長又はかい長が任命し、直ちに会計管理者又は出納員に通知しなければならないが、任命されていない職員が母子寡婦福祉資金貸付金の償還金を集金していた。財務規則に基づき適正な手続きをとる必要がある。(宮古福祉保健所)

○ 現金の取り扱いは、出納員等職員に限定されているにもかかわらず、嘱託員の母子福祉協力員に母子寡婦福祉資金貸付金の集金をさせていた。(南部福祉保健所)

[支 出]

① 給与が過払いとなったもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過払いとなっていたものが次のとおりであった。

なお、これらの事項については、指摘後は正されている。

○ 扶養手当の支給について、別居している父母等への送金額については、世帯全収入の3分の1以上でなければならないが、下回っていたため、職員Aについて784,105円、職員Bについて160,028円、職員Cについて212,637円、職員Dについて152,889円、職員Eについて459,243円の過払いとなっていた。(福祉保健企画課、中央児童相談所、北部福祉保健所)

○ 勤労手当の支給に当たって、産後休暇から引き続き育児休業にはいったことにより、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないので支給できないが、同手当を支給したため、64,711円が過払いとなっていた。(身体障害者更生相談所)

| 事 項 | 収入未済額 | 調定額に対する 収入未済額の割合 | 収入未済額の 対前年度増加率 |
|-----------|--------------|---------------------|-------------------|
| 農業改良資金 | | | |
| 貸付金元利収入 | 523,310,555円 | 90.4% | △3.7% |
| 違約金及び延納利息 | 83,239,725円 | 99.6% | △0.3% |
| 沿岸漁業改善資金 | | | (農政経済課) |
| 貸付金元利収入 | 74,627,935円 | 59.4% | △17.0% |
| 違約金及び延納利息 | 2,325,346円 | 60.3% | 10.6% |
| 林業改善資金 | | | (水産課) |
| 貸付金元利収入 | 48,495,000円 | 83.3% | 1.3% |
| 違約金及び延納利息 | 238,528円 | 100.0% | 0.0% |

[支 出]

① 給与が不足払いとなっていたもの

期末手当の支給にあたって、育児休業期間の期間率(2分の1)を算定していなかったため、106,409円の不足払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は正されている。(漁港漁場課)

② 支払い遅延により不経済支出となっていたもの

支払期限を過ぎて電気料金を支払ったため、運収加算額11,981円が不経済支出となっていた。(農業大学校)

[契 約]

① 契約事務が適正でなかったもの

給食業務委託契約について、プロポーザル方式で業者を選定する場合、予算執行伺い後に公募を行うべきにもかかわらず、平成22年4月1日の予算執行伺い前に受託業者を公募・選定していた。(農業大学校)

② 一括契約によるべきもの

石垣漁港用地舗装工事については、130m離れた2箇所の工事を一括して入札ができたが、分割して発注していた。(八重山農林水産振興センター農林水産整備課)

③ 契約方法について改善を要するもの

松くい虫薬剤防除事業及び伊是名村保安林保育事業の委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項に該当せず、入札に付すべきものを随意契約していた。

(北部農林水産振興センター森林整備保全課)

2 事務に関する事項

① 特例民法法人の検査がなされなかったもの

財団法人沖縄県畜産振興基金公社については、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づく検査が平成16年度以降実施されていなかった。(畜産課)

商工労働部

1 財務に関する事項

[収 入]

① 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額で、前年度より大幅に増加していることから、経営指導の強化を通じ、徴収促進を進めるほか、滞納者の実態把握に努め法的措置の執行なども検討し、より一層徴収に努力する必要がある。

| 事 項 | 収入未済額 | 調定額に対する収入未済額の割合 | 収入未済額の対前年度増加率 |
|---------------|----------------|-----------------|---------------|
| 小規模企業者等設備導入資金 | | | |
| 貸付金元利収入 | 7,332,924,668円 | 93.5% | 76.9% |
| 違約金及び延納利息 | 58,787,644円 | 94.5% | △4.5% |

(経営金融課)

[支 出]

① 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、この事項については、指摘後は正されている。

○ 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇から引き続き育児休業にはいったことにより、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないので支給できないが、同手当を支給したため職員Aについて49,586円、職員Bについて49,825円、職員Cについて110,927円が過払いとなっていた。(商工振興課、労政能力開発課、具志川職業能力開発校)

○ 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇等による除算期間を誤ったため、職員Aについて54,945円、職員Bについて97,642円不足払いとなっていた。(産業政策課)

② 支払い遅延により不経済支出となっていたもの

工芸技術支援センターの電気料金を支払期限を過ぎて支払ったため、運収加算額2件合計13,918円が不経済支出となっていた。(商工振興課)

[契 約]

① 契約事務が適正でなかったもの

自動車整備科教材用自動車購入に係る入札において、委任された者の記名押印がない入札書の確認が適正に行われていなかった。今後、適切な入札手続きに十分留意する必要がある。

(具志川職業能力開発校)

② 契約方法について改善を要するもの

公用車両2台の賃貸借契約（予定価格1,040,400円）について、財務規則第137条の2第3号に定める額をこえており、入札すべきであるが随意契約していた。また、財務規則第138条第2項により予定価格調書を作成するべきだが作成していなかった。（浦添職業能力開発校）

[財 産]

① 財産の登録がなされていないもの

サパーテイング産業誘致型賃貸工場の共用機器4点が、備品台帳に登録されていない。また、おきなわソフトウェア開発促進事業委託において取得したプロジェクター等について備品台帳に登録されていない。

なお、この事項については、指摘後は正されている。（企業立地推進課、情報産業振興課）

文化観光スポーツ部

1 財務に関する事項

[支 出]

① 給与が過払いとなっているもの

週3回勤務の再任用短時間勤務職員がバス通勤を行っている場合には、週3回の算定による回数券の方が経済的である。しかし、平成20年度は回数券によるが週5回で算定し、平成21年度及び平成22年度は定期券により算定していたため、合計で68,334円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は正されている。

（県立博物館・美術館）

土木建築部

1 財務に関する事項

[収 入]

① 収納率の向上に向け指定管理者の指導・連携に努力を要するもの

県営住宅については、収入未済額は前年度より2.2%減少している。しかし、依然として収入未済額が多額であることから、引き続き、徴収率の向上が図れるよう指定管理者の指導・連携に努めるとともに、法的措置を含む徴収に努力する必要がある。

| 事 項 | 収入未済額 | 調定額に対する収入未済額の割合 | 収入未済額の対前年度増加率 |
|---------|--------------|-----------------|---------------|
| 県営住宅使用料 | 725,060,405円 | 13.1% | △2.2% |

（住宅課）

② 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額のもの及び増加しているものが次のとおりあった。滞納者の経営状況など実態を把握し、徴収に努力する必要がある。

| 事 項 | 収入未済額 | 調定額に対する収入未済額の割合 | 収入未済額の対前年度増加率 |
|---------------|-------------|-----------------|---------------|
| 砂利採取に伴う生産物採取料 | 6,199,200円 | 4.9% | 100.0% |
| 認可外砂利生産物採取料 | 16,683,829円 | 100.0% | 100.0% |
| 中城湾港施設使用料 | 16,077,285円 | 18.7% | 303.9% |

（海岸防災課）
（中城湾港建設事務所）

③ 請求事務が不適切であったもの

通信ケーブル等の道路占有許可をしたにもかかわらず、納入通知書の発行を怠り、道路占用料128,812円の納入が約1年遅れていた。

[支 出]

① 給与が過払いとなっているもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過払いとなっていたものが次のとおりであった。

なお、この事項については、指摘後は正されている。

○ 扶養手当の支給にあたって、父親の所得額の確認が十分でなかったため81,562円の過払いとなっていた。（土木企画課）

○ 勤労手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず手当を支給したため、職員Aについて40,481円、職員Bについて92,531円が過払いとなっていた。（建築指導課）

② 旅費が過払いとなっているもの

旅行命令簿上の出発日以前に目的地に到着していたが、目的地までの移動にかかる旅費を支給したため、32,790円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は正されている。

（北部土木事務所）

[契約]

① 契約事務が適正でなかったもの

新石垣空港消防車庫及び管理事務所新築工事契約にあたり、設計委託業務の成果を用いて工事をを行うにもかかわらず、委託業務の完了検査（平成23年3月8日）前に工事にかかる執行同い（平成23年1月31日）を行っていた。（新石垣空港課）

② 一括契約によるべきもの

○ 県営住宅工事台帳等管理に伴うパーソナルコンピュータ（予定価格977,920円）及びサーバー（予定価格858,060円）を賃借するに当たって、別々に随意契約で長期継続契約を締結しているが、一括による競争入札とすることがある。（施設建築課）

○ 椅子30脚を購入するに当たって、15脚に分割し、同日に1者見積もりにより発注を行っていた。（宮古土木事務所）

③ 契約方法について改善を要するもの

長期継続契約による公用車両の賃貸借契約（予定価格2,809,800円）について、財務規則第137条の2第3号に定める額をこえており、入札に付すべきであるが随意契約していた。（港湾課）

[工事]

① 工事費の積算について留意を要するもの

久米島一周線道路改良工事において、契約前の仮設工（土留めのH鋼杭）6ヶ月分の賃料を含めて積算していた。（南部土木事務所）

[財産]

① 財産の登録がなされていなかったもの

与那国空港予備発電設備製造及び設置工事に伴い取得した予備発電設備、新石垣空港電源局舎新築工事に伴い取得した地下燃料タンク等が、公有財産台帳に登録されていなかった。識名トンネル記録映画撮影業務委託に伴い取得した映画フィルムが、備品台帳に登録されていなかった。

なお、この事項については、指摘後は正されている。

（空港課、新石垣空港課、南部土木事務所）

2 事務に関する事項

① モノレール乗車カードの管理が不適切であったもの

モノレール乗車カードについて、カードの所在を確認することができないものや、使用簿への記載がなされないまま職員に交付されているものがあった。（都市計画・モノレール課）

出納事務局

1 財務に関する事項

① 給与が過払いとなっていたもの

期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、採用前に臨時任用職員として勤務していた職員の在職期間の算定を誤ったため、54,002円が過払いとなっていた。

なお、これらの事項については、指摘後は正されている。（物品管理課）

企業局

1 財務に関する事項

[支出]

① 給与が過払いとなっていたもの

扶養手当の支給に当たって、別居している母親の認定は世帯の総収入で算定すべきところ、同居している父親の収入を加味しなかったため、扶養手当及び期末手当が726,550円の過払いとなっていた。

なお、これらの事項については、指摘後は正されている。（総務企画課）

[契約]

① 契約方法について改善を要するもの

施工管理業務委託契約において、前年度受託業者と特命随意契約を締結していた。

特命随意契約の理由に乏しいことから、競争入札を検討する必要がある。（建設計画課）

2 事務に関する事項

① 被服等貸与規程の適用を誤ったもの

沖縄県企業職員被服等貸与規程は、非常勤職員を除く職員について貸与することが定められているにもかかわらず非常勤の嘱託員へ貸与していた。（総務企画課）

病院事業局

1 財務に関する事項

[収入]

① 医療未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの

平成22年度末における医療未収金(個人負担分)は1,872,791,356円となっており、前年度末より20,963,351円(1.1%)増加している。「沖縄県診療費個人負担分未収金対策要綱」に基づき未収金の発生防止及び早期回収等について一層の努力が必要である。

(県立病院課、各県立病院)

② 財産貸付料等未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの

病院内における施設の貸与に係る財産貸付料等の未収金が、平成22年度末で1,693,121円となつている。未収金の発生防止及び回収に努力する必要がある。

[支出]

① 給与が過不足払いとなつていたもの

職員手当等について、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなつていたものが次のとおりあった。
なお、この事項については、指摘後は正されている。

○ 扶養手当の支給に当たって、別居している母親の扶養親族認定は、職員の送金額が、母親の世帯の全収入（実母の収入と職員の送金額の合計）の3分の1以上の額でなければならぬが、母親の収入のみで判断したため、扶養手当と期末手当が合計443,204円の過払いとなつていた。（県立病院課）

○ 扶養手当の支給に当たって、別居している母親の扶養親族認定において、世帯の総収入で算定すべきところ、同居している妹の収入を加味しなかったため、扶養手当と期末手当が合計127,028円の過払いとなつていた。（北部病院）

○ 扶養手当の支給に当たって、子を扶養親族として給与システムに入力する際、「配偶者がいる職員」を「配偶者がいない職員」と入力したため、支給額は1人6,500円とすべきところ、11,000円が支給され、扶養手当、期末手当及び地域手当が合計60,676円の過払いとなつていた。（北部病院）

○ 扶養手当の支給に当たって、扶養親族である子の就職に係る届出が遅れたことにより6ヶ月分の戻入処理をしなければならぬところ、2か月分の戻入処理をしたため、46,000円の過払いとなつていた。（北部病院）

○ 単身赴任手当の支給に当たって、飛行機による経路に該当する場合は、交通距離に200kmを加算した距離で加算額を算定すべきところ、200kmを加算しなかったため、132,000円が不足払いとなつていた。（中部病院）

○ 期末手当の支給に当たって、育児休業による除算期間の算定を誤つたため、85,797円の不足払いとなつていた。（南部医療センター・こども医療センター）

○ 扶養手当の支給に当たって、認定後に別居となった父親について、認定要件を欠いたにもかかわらず、届出がなかったため、扶養手当と期末手当が合計47,599円の過払いとなつていた。（南部医療センター・こども医療センター）

○ 扶養手当の支給に当たって、給与システムへの認定取り消し時の入力ミスにより、誤つて支給したため、扶養手当と期末手当が合計41,100円の過払いとなつていた。（南部医療センター・こども医療センター）

○ 扶養手当の支給に当たって、11月中に就職した配偶者に伴う手当を11月分までとすべきところ、12月分まで支給したため、扶養手当、期末手当、特勤勤務手当及び地域手当が合計36,172円の過払いとなつていた。（八重山病院）

○ 扶養手当の支給に当たって、別居している父母の支給要件の確認が十分でなかったため、過去5年分の扶養手当、期末手当、特勤勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当が合計1,240,522円の過払いとなつていた。（八重山病院）

○ 病気休暇により月に1日も勤務しなかったため、管理職手当を支給することができないにもかかわらず、管理職手当を支給したため、地域手当とあわせて合計252,864円の過払いとなつていた。（八重山病院）

② 旅費が過払いとなつていたもの

赴任旅費の支払いに当たって、旧在勤地において宿泊した場合の着後手当は、旅行雑費定額の2日分及び宿泊料定額の2夜分に相当する額を限度とすべきであるが、4日分及び4夜分を支給したため、34,000円が過払いとなつていた。

なお、この事項については、指摘後は正されている。（県立病院課）

[契約]

① 契約事務が適正でなかったもの

初期研修医宿舎の賃貸借契約について、複数年にわたる契約としているが、債務負担行為や長期継続契約の手続きがなされていなかった。（南部医療センター・こども医療センター）

② 契約内容が不適切であつたもの

医療情報科業務委託契約において、業務仕様書で示している医療情報の統計、報告書作成補助などの業務内容と、実際に行っている業務が異なつており、適切な契約内容となつていないかつた。（南部医療センター・こども医療センター）

③ 契約方法について改善を要するもの

長期継続契約によるパーソナルコンピュータ20台（予定価格3,225,600円）及び公用車（予定価格1,890,000円）の賃貸借契約において、財務規則第137条の2第3号に定める額をこえており、入札すべきであるが、随意契約となつていた。（精和病院）

2 事務に関する事項

① 診療報酬請求事務について努力を要するもの

平成22年度におけるレセプトの過誤による返戻率は1.33%で、前年度に比べて0.36ポイント増加している。引き続き診療報酬請求事務の改善に努力する必要がある。
(県立病院課、各県立病院)

② 薬品の管理が不適切となっていたもの

薬品の在庫管理が不適切となっていたため、実地たな卸において、薬品管理システムの残高と在庫数との間に、38,535,261円の誤差が認められた。また、平成21年度の実地たな卸の誤差18,537,402円が両年度の決算収支に影響を与えていた。誤差が生じた原因を究明し、適切な在庫管理のための内部牽制体制を強化する必要がある。
(八重山病院)

教育庁

1 財務に関する事項

[支出]

① 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりであった。

なお、これらの事項については、指摘後は正されている。

○ 母親について扶養手当を受給している職員が、配偶者を有するに至った場合、届け出なければならぬが、これを怠り母親の扶養手当が減額されなかったため扶養手当、期末手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当の合計で94,400円が過払いとなっていた。
(八重山高等学校)

○ 扶養手当の支給に当たって、認定後に年金の受給開始や就職により、認定要件を欠いたにもかかわらず、届出が遅れたため、扶養手当、期末手当の合計で、職員Aについて96,850円、職員Bについて137,310円が過払いとなっていた。
(前原高等学校)

○ 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間を誤ったため、30,966円が不足払いとなっていた。
(美咲特別支援学校)

[契約]

① 予定価格の積算が過大となっていたもの

I T教育センターネットワークシステム管理及び機器保守業務委託(予定価格48,139,623円)、I T教育支援システム運用保守管理及び機能改善業務委託(予定価格18,180,855円)の積算において、2008年度版の単価を基礎としたこと、及び1日の勤務時間の捉え方を誤ったことにより、それぞれ1,358,804円、887,697円が過大積算となっていた。(総合教育センター)

[財産]

① 公有財産の有効活用に努力を要するもの

○ 北部工業高校との統合により平成19年4月から未利用となっていた名護商業高校跡地については、警備委託費などの管理費を年間300万円余り支払っており、早期に利活用を検討する必要がある。
(施設課)

○ 教育関係職員の研修を効率的に実施することなどを目的に設置された宿泊棟について、利用率(5.88%)が少なく、その利活用が図られていなかった。利活用を検討する必要がある。
(総合教育センター)

警察本部

1 財務に関する事項

[支出]

① 給与が過払いとなっていたもの

扶養手当の支給に当たって、別居している父母の扶養親族認定は、職員の送金額が、父母世帯の全収入の3分の1以上の額でなければならぬが、母親の雑収入を加味していなかったため、扶養手当と期末手当合計347,209円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は正されている。
(浦添警察署)

② 支払い遅延により不経済支出となっていたもの

支払い期限を過ぎて電気料金を支払ったため、遅收加算額22,968円が不経済支出となっていた。
(八重山警察署)

各部署共通

1 財務に関する事項

[支出]

① 消耗品の購入に当たって検査体制が不適切であったもの

平成22年4月に財務規則が改正され、納品検査体制及び検査調書作成基準を見直し、内部牽体制の強化が図られた。

しかしながら、不適切な事務処理が次のとおりあった。

3万円以上の消耗品・切手等の購入に関しては、検査調書を作成することとなっているが、検査調書が作成されてないものがあった。

- ア 企画部 (農業研究センター名護支所)
- イ 環境生活部 (環境政策課)
- ウ 福祉保健部 (看護大学、中央児童相談所)
- エ 病院事業局 (宮古病院)
- オ 企業局 (久志浄水管理事務所)

また、消耗品の購入に際し納品を確認する検査員は、予算執行伺いを行った職員以外の職員がすることになっているが、同一人が予算執行伺いと納品検査をしていたものがあった。

- ア 福祉保健部 (中央児童相談所、コザ児童相談所)

② 支出負担行為が遅れていたもの

補助金については、交付決定をするときに、また、委託の執行に当たっては、契約を締結するときに支出負担行為をすべきであるが3ヶ月から8ヶ月遅れていた。

- ア 知事公室 (基地対策課)
- イ 企画部 (海洋深層水研究所)
- ウ 環境生活部 (県民生活センター)
- エ 福祉保健部 (福祉・援護課)
- オ 農林水産部 (農地水利課、栽培漁業センター)
- カ 文化観光スポーツ部 (文化振興課)

[契約]

① 長期継続契約等で契約すべきもの

翌年度以降にわたり公用車両やパーソナルコンピュータ等の賃貸借を行う場合は、「沖縄県長期継続契約を締結することができると定める条例」に基づき長期継続契約として賃貸借契約を締結するか、債務負担行為により複数年の契約をする必要があるが、覚書等により長期にわたる賃貸借契約となっており、適切な事務処理となっていないかった。

今後は、翌年度以降にわたる契約を締結する場合において、条例に基づく長期継続契約の締結か、債務負担行為による複数年の契約を締結する必要がある。

なお、長期継続契約に当たっては、契約期間の総額で積算した予定価格により、財務規則に基づいた入札等の方法で、契約を締結する必要がある。

- ア 知事公室 (秘書課、防災危機管理課)
- イ 企画部 (農業研究センター、畜産研究センター)
- ウ 環境生活部 (生活衛生課、北部食肉衛生検査所)
- エ 福祉保健部 (高齢者福祉介護課、青少年・児童家庭課、宮古福祉保健所、コザ児童相談所、中央児童相談所、北部福祉保健所、若夏学院)
- オ 農林水産部 (八重山農林水産振興センター農業改良普及課・家畜保健衛生課、南部林業事務所)
- カ 土木建築部 (土木企画課、南部土木事務所、県ダム事務所、下水道管理事務所、下地島空港管理事務所、新石垣空港建設事務所)
- キ 企業局 (建設計画課)
- ク 病院事業局 (南部医療センター・こども医療センター)

[財産]

① 公用車両の利活用が図られていなかったもの

公用車両の年間稼働日数 (16日から46日) が少なく、利活用が図られていないものがあった。

- ア 知事公室 (基地対策課)
- イ 福祉保健部 (南部福祉保健所)
- ウ 農林水産部 (南部農林土木事務所、中部農業改良普及センター)
- エ 商工労働部 (情報産業振興課)
- オ 警察本部 (交通規制課)

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷
〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成22年度財政的援助団体等監査の結果報告書

目 次

| | | |
|----|-----------------------------|----|
| 第1 | 監査の概要 | 1 |
| 1 | 監査対象年度及び実施期間 | 1 |
| 2 | 監査の着眼点 | 1 |
| 3 | 監査の実施状況 | 2 |
| 第2 | 監査の結果及び所見 | 4 |
| 1 | 監査の結果 | 4 |
| 2 | 監査所見 | 6 |
| 第3 | 監査実施団体の財政的援助等の概要 | 8 |
| | ○学校法人 読谷中央学園 | 8 |
| | ○学校法人 こばと学園 | 9 |
| | ○学校法人 カトリック沖縄学園 | 10 |
| | ○学校法人 開邦学園 | 11 |
| | ○旭橋都市再開発 株式会社 | 12 |
| | ○沖縄バス株式会社・株式会社琉球バス交通(※共同運行) | 14 |
| | ○財団法人 沖縄県水源基金 | 15 |
| | ○沖縄県男女共同参画センター管理運営団体 | 17 |
| | ○財団法人 おきなわ女性財団 | 18 |
| | ○財団法人 沖縄県平和祈念財団 | 20 |
| | ○社会福祉法人 沖縄県社会福祉事業団 | 21 |
| | ○財団法人 沖縄県セルフセクター | 22 |
| | ○社団法人 中部地区医師会立ぐしかわ看護専門学校 | 23 |
| | ○医療法人 社団法人志誠会 | 24 |
| | ○社会福祉法人 美原福祉会 | 25 |
| | ○財団法人 沖縄県畜産振興基金公社 | 26 |
| | ○社団法人 沖縄県精業振興協会 | 28 |
| | ○財団法人 沖縄県水産公社 | 30 |
| | ○沖縄北部森林組合 | 32 |
| | ○沖縄県土地改良事業団体連合会 | 33 |
| | ○財団法人 沖縄県産業振興公社 | 34 |
| | ○財団法人 雇用開発推進機構 | 37 |
| | ○沖縄自由貿易地域管理運営共同企業体 | 38 |
| | ○公益財団法人 沖縄県文化振興会 | 39 |
| | ○文化の杜共同企業体 | 41 |
| | ○沖縄県住宅供給公社 | 42 |
| | ○ヤンマー沖縄 株式会社 | 44 |
| | ○緑化産業計画共同企業体 | 45 |
| | ○沖縄県土地開発公社 | 46 |
| | ○牧志・安里地区市街地再開発組合 | 48 |
| | ○株式会社 沖縄ダイケン | 49 |
| | ○財団法人 沖縄マリネレジャーセイフティロー | 50 |
| | ○公益財団法人 暴力団追放沖縄県民会議 | 51 |

沖縄県議会議長 高嶺 善伸 殿
 沖縄県知事 仲井眞弘多 殿
 沖縄県公安委員会委員長 幸喜 徳子 殿

沖縄県監査委員 又吉 春三
 沖縄県監査委員 幸地 啓子
 沖縄県監査委員 嘉陽 宗儀
 沖縄県監査委員 具志 孝助

財政的援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定により学校法人読谷中央学園ほか32団体の監査を実施しましたので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により別添のとおり提出します。

第1 監査の概要

地方自治法第199条第7項の規定により、33の財政的援助団体等（出資団体14、財政的援助団体19、公の施設の指定管理者11団体）の出納その他の事務の執行について監査を実施した。

監査の概要は、次のとおりである。

- 1 監査対象年度及び実施期間
 - (1) 監査対象年度 平成22年度
 - (2) 監査実施期間 平成23年9月1日から平成23年10月28日まで

2 監査の着眼点

監査を実施するに当たっては、出納その他の事務の執行について、次の点に着目し実施した。

- (1) 出資団体については、出資の目的は達成されているか。
- (2) 補助金等財政的援助に係る事業は、その目的に沿って適正に行われているか。
- (3) 公の施設について、指定管理者の管理事務は適正に行われているか。
- (4) 出資、財政的援助に係る事業及び公の施設の指定管理者の管理事務について、その会計経理は適正に行われているか。

3 監査の実施状況 財政的援助団体等

| 監査対象団体名 | 監査実施期日 | 財政的援助等の内容 |
|--|-----------------------------|----------------|
| 学校法人 読谷中央学園 | 平成23年9月21日 | 補助金 |
| 学校法人 こばと学園 | 平成23年9月21日 | 補助金 |
| 学校法人 カトリック沖縄学園 | 平成23年9月22日 (平成23年10月17日) | 補助金 |
| 学校法人 開邦学園 | 平成23年9月22日 | 補助金 |
| 旭橋都市再開発 株式会社 | 平成23年9月6日 (平成23年10月25日) | 出資・補助金 |
| 沖縄バス株式会社、株式会社琉球バス交通 ※共同運行 | 平成23年9月9日 | 補助金 |
| 財団法人 沖縄県水源基金 | 平成23年9月13日 (平成23年10月21日) | 出資・負担金 |
| 沖縄県男女共同参画センター管理運営 団体（沖縄県男女共同参画センター） | 平成23年9月1日 | 指定管理者 |
| 財団法人 おきなわ女性財団 | 平成23年9月2日 (平成23年10月18日) | 出資 |
| 財団法人 沖縄県平和祈念財団 (平和の礎、平和祈念公園) | 平成23年9月9日 | 指定管理者 |
| 社会福祉法人 沖縄県社会福祉事業団 | 平成23年9月6日 | 出資 |
| 財団法人 沖縄県セルブセンター | 平成23年9月7日 (平成23年10月27日) | 出資 |
| 社団法人 中部地区医師会立ぐしわか看護専門学校 | 平成23年9月8日 | 補助金 |
| 医療法人 社団志誠会 | 平成23年9月16日 | 補助金 |
| 社会福祉法人 美原福祉会 (沖縄県立石嶺児童園) | 平成23年9月16日 (平成23年10月27日) | 指定管理者 |
| 財団法人 沖縄県畜産振興基金公社 | 平成23年9月1日 (平成23年10月28日) | 出資・補助金 |
| 社団法人 沖縄県糖業振興協会 | 平成23年9月2日 (平成23年10月5日) | 出資・補助金・ 負担金 |
| 財団法人 沖縄県水産公社 | 平成23年9月8日 (平成23年10月18日) | 出資・補助金 |
| 沖縄北部森林組合 (沖縄県民の森公園) | 平成23年9月15日 | 指定管理者 |
| 沖縄県土地改良事業団体連合会 | 平成23年9月22日 (平成23年10月28日) | 補助金 |

第2 監査の結果及び所見

1 監査の結果

監査の結果、各団体への出資、補助金等財政的援助に係る事業及び公の施設の指定管理者に係る事業は、それぞれの目的に沿っておおむね適正に執行され、所期の目的を達成していると認められた。

しかし、留意改善を要する事項が次のとおりあったので、各団体に対し適正な事務処理を指導していただきたい。

(1) 補助事業の適正な報告について

① 学校法人こばと学園では、私立学校運営費補助金の実績報告書において、補助対象外の経費や他の補助金と重複する経費を控除しなかつたことから、実績額を誤って算出していた。

なお、この事項については、指摘後、実績報告書の訂正がなされ是正されている。(総務部所管)

② 財団法人雇用開発推進機構に対し、コールセンター資格制度運営費補助金9,770,002円を交付しているが、実績報告書の算出に当たって消費税対象外の人件費に消費税相当額を加算したため、146,074円が超過交付となっていた。(商工労働部所管)

(2) 会計事務等に改善を要するもの

① 学校法人カトリック沖縄学園では、産前休暇職員の期末・勤勉手当について、減額とする規定は定められていないが、給与規程第25条の病気休暇職員に係る規定を準用し、減額して支給していた。

なお、この事項については、指摘後、給与規程の改正がなされ是正されている。(総務部所管)

② 学校法人開邦学園では、扶養手当について、支給要件及び支給額に関する規定を定めないうまま支給していた。

賞与については、支給額に関する規定を定めないうまま支給していた。

なお、この事項については、指摘後、給与規程の改正がなされ是正されている。(総務部所管)

③ 財団法人沖縄セルブセンターでは、管理職手当の支給に当たって、支給額を誤ったため、12万円が不足払いとなっていた。

小口現金の支払いについては、金銭出納帳を備えることを会計規程第12

| 監査対象団体名 | 監査実施期日 | 財政的援助等の内容 |
|---|---------------------------------------|---------------------|
| 財団法人 沖縄県産業振興公社 | 平成23年9月1日 ～9月2日 (平成23年10月4日) | 出資・補助金・ 損失補償・貸付金 |
| 財団法人 雇用開発推進機構 | 平成23年9月15日 (平成23年10月20日) | 補助金 |
| 沖縄自由貿易地域管理運営共同企業体 (沖縄自由貿易地域) | 平成23年9月7日 | 指定管理者 |
| 公益財団法人 沖縄県文化振興会 (沖縄県公文書館) | 平成23年9月22日 (平成23年10月5日) | 出資・補助金・ 指定管理者 |
| 文化の社共同企業体 (沖縄県立博物館・美術館) | 平成23年9月21日 (平成23年10月17日) | 指定管理者 |
| 沖縄県住宅供給公社 (県営住宅管理：北部、中部、南部) | 平成23年9月13日 ～9月14日 (平成23年10月20日) | 出資・指定管理者 |
| ヤンマー沖縄 株式会社 (宜野湾港マリナー) | 平成23年9月14日 (平成23年10月20日) | 指定管理者 |
| 緑化産業計画共同企業体 (名護中央公園、浦添大公園、 パンナ公園) | 平成23年9月14日 (平成23年10月20日) | 指定管理者 |
| 沖縄県土地開発公社 | 平成23年9月15日 | 出資・貸付金 |
| 牧志・安里地区市街地再開発組合 | 平成23年9月16日 (平成23年10月4日) | 補助金 |
| 株式会社 沖縄ダイケン (県民広場地下駐車場) | 平成23年9月21日 (平成23年10月25日) | 指定管理者 |
| 財団法人 沖縄マリインレジャー セイフティエーロー | 平成23年9月6日 | 出資 |
| 公益財団法人 暴力団追放沖縄県民会議 | 平成23年9月13日 (平成23年10月21日) | 出資・補助金 |

注：監査対象団体名欄の()書きの施設は、指定管理者へ管理を行わせている公の施設名である。

注：監査実施期日欄の()書きの日付けは、監査委員が監査対象団体に出向き実地監査を行った日である。

条に規定されているが、整備されていないかった。

なお、この事項については、指摘後、手当の追加支給や金銭出納帳の整備がなされ、是正されている。
(福祉保健部所管)

④ 社団法人中部地区医師会立ぐしかわ看護専門学校では、教務手当及び調整手当について、規定を定めずまま支給していた。

また、非常勤教員の報酬及び交通費については、規程を定めずまま支給していた。

なお、この事項については、指摘後、給与規程の改正等がなされ是正されている。
(福祉保健部所管)

⑤ 社会福祉法人美原福祉会では、管理職手当について、給与規程の改正を理事会へ諮らないまま手当を支給していた。
(福祉保健部所管)

⑥ 財団法人沖縄県畜産振興基金公社では、牧場管理技術嘱託員について、時間外勤務報酬及び勤務時間に関する規定を定めずまま支給していた。

なお、この事項については、指摘後、内規の改正や時間外勤務に関する書類の整備がなされ、是正されている。
(農林水産部所管)

⑦ 沖縄県土地改良事業団体連合会では、契約に関する通則や競争契約、随意契約など、契約事務の根拠となる規定を定めずまま、事務手続さを行っていた。
(農林水産部所管)

⑧ 公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議では、扶養手当及び住居手当について、届け出や事実確認できる書類を徴しないまま手当を支給していた。
非常勤職員については、勤務条件に関する規程を定めずまま採用を行っていた。
(警察本部所管)

(3) 契約事務に改善を要するもの

公益財団法人沖縄県文化振興会では、沖縄県公文書館指定管理運営に係る警備業務委託について、入札不調により最低価格入札者と随意契約で委託契約を締結していたが、財務規程第25条第2項に基づく見積書を徴していないかった。
(総務部、文化観光スポーツ部所管)

(4) 指定管理運営に改善を要するもの

緑化産業計画共同企業体では、名護中央公園、浦添大公園、パンナ公園の指定管理運営において、一部の公園では熱中症対策講習会を実施していたが、基

本協定書第20条に基づき緊急事態を想定した消防訓練などは実施していないかった。
(土木建築部所管)

(5) 基本財産の運用について

公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議では、基本財産運用規程第6条第1項(3)に基づき、基本財産運用計画書を策定し、理事会及び評議会の承認を得た上で基本財産を運用すべきであったが、同計画書を策定しないまま基本財産を運用していた。

1件あたり2億5千万円を超え4億円以下の財産運用にあたっては、基本財産運用規程第7条(2)に基づき理事長が決定することとなっていたが、3億円の基本財産の運用に際し、専務理事により決裁が行われていた。
(警察本部所管)

2 監査所見

(1) 会計事務の適正化について

財政的援助団体等の会計処理において、補助対象経費の算出が不適正であったもの、実績報告に誤りがあったもの、給与規程等に不備があったもの、給与手当等の過不足払いがあったもの、契約事務に改善を要するものがあった。

各団体においては、規程等の整備を図り、適正な会計処理を行うとともに執行体制の強化に努める必要がある。

県は、各団体における規程の整備状況を調査するなど、会計事務や契約事務等の現状把握に努めるとともに、各種申請書や実績報告書等において関係規程等との整合性を確認し、適正な会計処理となるよう指導を強化していただいた。

(2) 公の施設におけるサービスの向上と安全性の確保について

公の施設はそれぞれの施設目的に沿って、利用者への一層のサービスの向上を図られるよう、効果的・効率的な運営がなされるとともに、多くの県民が利用することから、常に安全性が確保される必要がある。

各団体が管理している施設において、老朽化のため改修を要するものや補修工事を要するものがあり、また、基本協定に定められた訓練を実施していない団体があるなど改善を要する事項があった。

指定管理者は、住民ニーズに対応したサービスの向上に努めるとともに、施設の維持管理、安全点検、緊急時を想定した訓練など基本協定に定められた事項を適切に行う必要がある。

県は、指定管理者制度の効果及び運営のあり方等について絶えず検証・評価

を行うとともに施設の状況を把握し、導入目的が十分達成されるよう努めていただきます。

(3) 基本財産等の運用について

県の出資法人に係る基本財産等の運用実績において、外国債（仕組み債）で運用している法人が5法人14件あり、その中で運用利率が0%となっているのが3法人4件あった。

保有している外国債（仕組み債）の特徴として、

- ① 投資期間が20年から30年と長期であり、また、一般的に途中売却が困難であることから資金の流動性が低く、その多くが、時価評価において評価損が発生していること（但し、満期まで保有すれば元本保証されることとなっている）
- ② 利率が米ドルや豪ドルなどの為替相場に連動して決まるため、昨今の円高による影響を受け、低率あるいは0%となっているケースがみられること

などがあげられる。

財団法人の基本財産は、法人の人格の基礎であり、その他の資産についても公益活動等を行うための重要な財産であることから、それらの運用は、安全、確実な方法で行う必要がある。

また、その主たる財源は税金や寄付金等であることから、運用状況については、県民への積極的な情報開示が望まれる。

特に外国債（仕組み債）で運用する場合はリスクを伴うものであることから、商品内容を充分理解し、投資時期や投資先等リスクの分散を検討するなど、慎重な判断を行っていく必要がある。

県においては、各法人の資産の運用状況を的確に把握するとともに、各法人の運営に支障をきたさない資産運用となるよう、指導・監督を強化していただきたい。

(4) 出資法人等に対する県の指導・監督について

県が出資等を行っている公社等外郭団体は、公益上の必要性や県行政の補完的役割を担う目的で設立されていることから、その設立目的が十分果たせるよう、常に健全な運営を確保する必要がある。

県は、出資法人等の自主性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿って業務が適正かつ効率的に運営されるよう、指導・監督を強化していただきたい。

第3 監査実施団体の財政的援助等の概要

学校法人 読谷中央学園
(補助金)

- 1 補助の目的
県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校（小学校、中学校、高等学校及び幼稚園）を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。
なお、当法人は県内に幼稚園（1校）を設置しており、平成22年5月1日現在における園児数は111人となっている。

2 補助事業の内容

平成22年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

| 区分 | 対象事業費 | 補助金額 | 事業内容 |
|-------------------------|------------|------------|------------|
| 沖縄県私立学校運営費補助金 (一般補助) | 34,155,550 | 19,777,000 | 人件費、教育研究経費 |
| 沖縄県私立学校運営費補助金 (特別補助) | 6,236,833 | 2,810,000 | 人件費、教育研究経費 |
| 沖縄県安心こども基金事業補助金 | 2,773,100 | 813,000 | 設備費 |
| 合計 | 43,165,483 | 23,400,000 | |

- 3 収支状況について
平成22年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算
(単位：千円、%)

| 収入 | | 支出 | | | |
|--------|--------|-------|--------|--------|-------|
| 科目 | 金額 | 構成比 | 科目 | 金額 | 構成比 |
| 県補助金収入 | 23,400 | 54.2 | 人件費 | 26,829 | 62.2 |
| その他の収入 | 19,765 | 45.8 | 教育研究経費 | 13,563 | 31.4 |
| | | | 設備費 | 2,773 | 6.4 |
| 合計 | 43,165 | 100.0 | 合計 | 43,165 | 100.0 |

学校法人 こばと学園
(補助金)

- 1 補助の目的
 県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校（小学校、中学校、高等学校及び幼稚園）を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。
 なお、当法人は県内に幼稚園（1校）を設置しており、平成 22 年 5 月 1 日現在における園児数は 83 人となっている。

- 2 補助事業の内容
 平成 22 年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づき補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

| 区 | 分 | 対象事業費 | 補助金額 | 事業内容 |
|-------------------------|-------------------------|------------|------------|------------|
| 沖縄県私立学校運営費補助金 (一般補助) | 沖縄県私立学校運営費補助金 | 31,376,371 | 16,635,000 | 人件費、教育研究経費 |
| | 沖縄県私立学校運営費補助金 (特別補助) | 6,412,628 | 4,530,000 | 人件費、教育研究経費 |
| 合 計 | | 37,788,999 | 21,165,000 | |

- 3 収支状況について
 平成 22 年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算
 (単位：千円、%)

| 収 | | 入 | | 支 | | 出 | |
|------------------|------------------|--------------|---------------|------------------|--------------|-----|-----|
| 科 目 | 金 額 | 構成比 | 科 目 | 金 額 | 構成比 | 科 目 | 金 額 |
| 県補助金収入 その他の収入 | 21,165 16,624 | 56.0 44.0 | 人件費 教育研究経費 | 26,569 11,220 | 70.3 29.7 | | |
| 合 計 | 37,789 | 100.0 | 合 計 | 37,789 | 100.0 | | |

学校法人 カトリック沖縄学園
(補助金)

- 1 補助の目的
 県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校（小学校、中学校、高等学校及び幼稚園）を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。
 なお、当法人は県内に小学校、中学校、高等学校及び幼稚園を設置しており、平成 22 年 5 月 1 日現在における生徒数は 1,013 人となっている。

- 2 補助事業の内容
 平成 22 年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づき補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

| 区 | 分 | 対象事業費 | 補助金額 | 事業内容 |
|-------------------------|-------------------------|-------------|-------------|------------------------|
| 沖縄県私立学校運営費補助金 (一般補助) | 沖縄県私立学校運営費補助金 | 496,141,000 | 288,262,000 | 人件費、教育研究経費 管理経費、設備費 |
| | 沖縄県私立学校運営費補助金 (特別補助) | 18,206,000 | 3,900,000 | 人件費、教育研究経費 管理経費 |
| 沖縄県私立幼稚園特別支援教育補助金 | | 1,535,396 | 196,000 | 人件費 |
| 沖縄県安心こども基金事業補助金 | | 308,700 | 147,000 | 教育研究経費、設備費 |
| 合 計 | | 516,191,096 | 292,505,000 | |

- 3 収支状況について
 平成 22 年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算
 (単位：千円、%)

| 収 | | 入 | | 支 | | 出 | |
|------------------|--------------------|--------------|------------------------------|--------------------------------------|----------------------------|-----|-----|
| 科 目 | 金 額 | 構成比 | 科 目 | 金 額 | 構成比 | 科 目 | 金 額 |
| 県補助金収入 その他の収入 | 292,505 223,686 | 56.7 43.3 | 人件費 教育研究経費 管理経費 設備費 | 428,477 58,692 24,614 4,408 | 83.0 11.4 4.8 0.8 | | |
| 合 計 | 516,191 | 100.0 | 合 計 | 516,191 | 100.0 | | |

学校法人 開邦学園
(補助金)

1 補助の目的
県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校（小学校、中学校、高等学校及び幼稚園）を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。
なお、当法人は県内に幼稚園（1校）を設置しており、平成 22 年 5 月 1 日現在における園児数は 164 人となっている。

2 補助事業の内容
平成 22 年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

| 区 分 | 対象事業費 | 補助金額 | 事業内容 |
|-------------------------|------------|------------|------------|
| 沖縄県私立学校運営費補助金 (一般補助) | 50,499,738 | 22,861,000 | 人件費、教育研究経費 |
| 沖縄県私立学校運営費補助金 (特別補助) | 15,084,242 | 4,330,000 | 人件費、教育研究経費 |
| 沖縄県安心子ども基金事業補助金 | 814,600 | 271,000 | 機械備品 |
| 合 計 | 66,398,580 | 27,462,000 | |

3 収支状況について
平成 22 年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

(単位：千円、%)

| 収 入 | | 支 出 | |
|--------|--------|--------|--------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 県補助金収入 | 27,462 | 人件費 | 41,410 |
| その他の収入 | 38,937 | 教育研究経費 | 24,174 |
| | | 機械備品 | 815 |
| 合 計 | 66,399 | 合 計 | 66,399 |
| | | 構成比 | 構成比 |
| | | 41.4 | 62.4 |
| | | 58.6 | 36.4 |
| | | 100.0 | 100.0 |

旭橋都市再開発 株式会社
(出資・補助金)

1 事業の概要
当社は、都市再開発法第 2 条の 2 第 3 項に基づく市街地再開発事業（モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業）を実施するため、平成 15 年 9 月に設立された。
平成 22 年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) B-1 街区の施設建築事業
- (2) 駐車場の賃貸事業
- (3) A 街区（バスターミナル）の事業実施に向けた調査、協議

2 財政的援助等の内容
県は、当社に対して次のとおり資本金を出資するとともに補助金を交付している。

- (1) 資本金の出資
資本金 9,600,000 円のうち、4,850,000 円、50.5 %を出資している。
- (2) 補助金の交付
平成 22 年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

| 区 分 | 対象事業費 | 補助金額 | 事業内容 |
|-------------------------|---------------|-------------|------|
| モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業 | 1,464,114,000 | 729,557,000 | 工事費 |

3 収支状況について
平成 22 年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

(単位：千円、%)

| 収 入 | | 支 出 | |
|--------|-----------|-------|-----------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 県補助金収入 | 729,557 | 工事費 | 1,464,114 |
| 市補助金収入 | 729,557 | | |
| 保留床処分金 | 5,000 | | |
| 合 計 | 1,464,114 | 合 計 | 1,464,114 |
| | | 構成比 | 構成比 |
| | | 49.8 | 100.0 |
| | | 49.8 | |
| | | 0.4 | |
| | | 100.0 | 100.0 |

4 財政状態について
平成22年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

| | | (単位：千円、%) | | | |
|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|-------|
| 科 目 | 金 額 | 構成比 | 科 目 | 金 額 | 構成比 |
| 流動資産 | 3,170,675 | 51.1 | 流動負債 | 92,784 | 1.5 |
| 現金預金 | 1,570,067 | 25.3 | 未払金 | 61,180 | 1.0 |
| 未収入金 | 1,600,015 | 25.8 | 借入金 | 25,608 | 0.4 |
| その他の流動資産 | 593 | 0.0 | その他の流動負債 | 5,996 | 0.1 |
| 固定資産 | 3,028,267 | 48.9 | 固定負債 | 6,646,885 | 107.2 |
| 建物 | 239,319 | 3.9 | 事業参加者負担金 | 3,323,392 | 53.6 |
| 土地 | 122,946 | 2.0 | 増床負担金 | 518,615 | 8.4 |
| 再開発仮勘定 | 2,637,427 | 42.5 | 仮受補助金等 | 2,318,348 | 37.4 |
| その他の資産 | 28,575 | 0.5 | その他の固定負債 | 486,530 | 7.8 |
| | | | 負債合計 | 6,739,669 | 108.7 |
| 資産合計 | 6,198,942 | 100.0 | 純資産合計 | △ 540,727 | △ 8.7 |
| | | | 資本金 | 9,600 | 0.2 |
| | | | 利益剰余金 | △ 550,327 | △ 8.9 |
| 負債及び純資産合計 | 6,198,942 | 100.0 | | | |

沖縄バス株式会社・株式会社琉球バス交通 ※共同運行
(補助金)

- 1 補助の目的
県は、過疎化等による輸送人員の減少のため、地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難な地域において、生活交通路線として必要な広域的・幹線的バス路線の運行維持を図るため、共同運行を行っているバス会社へ補助金を交付している。
- 2 補助事業の内容
平成22年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

| 区 分 | 対象事業費 | 補助金額 | 事業内容 |
|--------------|------------|------------|--------|
| 生活交通路線維持費補助金 | 35,899,000 | 17,949,000 | 運行費の補助 |

(単位：円)

- 3 収支状況について
平成22年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算

| | | (単位：千円、%) | |
|--------|--------|-----------|---------|
| 科 目 | 金 額 | 入 出 | |
| | | 構成比 | 科 目 |
| 国補助金収入 | 17,949 | 50.0 | 人件費・事業費 |
| 県補助金収入 | 17,949 | 50.0 | |
| その他の収入 | 1 | 0.0 | |
| 合 計 | 35,899 | 100.0 | 合 計 |
| | | | 金 額 |
| | | | 35,899 |
| | | | 構成比 |
| | | | 100.0 |

財団法人 沖縄県水源基金
(出資・負担金)

4 財政状態について
平成22年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

| 科 目 | 金額 | 構成比 | 科 目 | 金額 | 構成比 |
|----------|---------|-------|------------|-----------|--------|
| 流動資産 | | | 流動負債 | 9,228 | 7.0 |
| 現金預金 | 13,158 | 9.9 | 未払金 | 9,108 | 6.9 |
| 固定資産 | 119,406 | 90.1 | その他の流動負債 | 120 | 0.1 |
| 基本財産 | 100,400 | 75.8 | 固定負債 | 18,979 | 14.3 |
| 特定資産 | 18,979 | 14.3 | 退職給与引当金 | 18,979 | 14.3 |
| その他の固定資産 | 27 | 0.0 | 負債合計 | 28,207 | 21.3 |
| | | | 正味財産 | 104,357 | 78.7 |
| | | | 指定正味財産 | 100,400 | 75.7 |
| | | | (うち基本財産) | (100,400) | (75.7) |
| | | | 一般正味財産 | 3,957 | 3.0 |
| 資 産 合 計 | 132,564 | 100.0 | 負債及び正味財産合計 | 132,564 | 100.0 |

1 事業の概要
当法人は、沖縄振興開発計画に基づく多目的ダム又は取水せきの建設を行う地域において、水源地域の振興対策を講ずる市町村に対し助成等を行うことにより、治水及び水資源の安定的確保を図り、もって水源地域の振興とその関係地域の一体的な発展に資することを目的として、昭和54年3月に沖縄県及び沖縄本島受水市町村等により設立された。

平成22年度は水源地域の8市町村に対して、292,570,752円の助成を行っており、主な事業は次のとおりである。

- (1) 水源林造成対策事業
- (2) 一般振興対策事業
- (3) 特別振興対策事業
- (4) 水源地域振興事業
- (5) 水源地域活性化等事業

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに負担金を交付している。

- (1) 基本財産の出資
基本財産 100,400,000円のうち、50,000,000円、49.8%を出資している。

(2) 負担金の交付

平成22年度における負担金は、次のとおりである。

(単位：円)

| 区 分 | 対象事業費 | 負担金額 | 事業内容 |
|-----------|-------------|-------------|-------------------|
| 沖縄水源基金負担金 | 292,570,752 | 172,000,000 | 水源地域の振興、整備及び活性化事業 |

3 収支状況について

平成22年度の収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

| 収 入 | 支 出 | | | | |
|-----------|---------|-------|------------|---------|-------|
| | 科 目 | 金額 | 構成比 | | |
| 県負担金収入 | 86,000 | 29.4 | 水源林造成対策事業 | 8,872 | 3.0 |
| 県企業局負担金収入 | 86,000 | 29.4 | 一般振興対策事業 | 48,444 | 16.6 |
| 市町村負担金収入 | 89,335 | 30.5 | 特別振興対策事業 | 132,323 | 45.2 |
| その他の収入 | 31,236 | 10.7 | 水源地域振興事業 | 102,532 | 35.1 |
| | | | 水源地域活性化等事業 | 400 | 0.1 |
| 合 計 | 292,571 | 100.0 | 合 計 | 292,571 | 100.0 |

沖縄県男女共同参画センター管理運営団体
(公の施設の指定管理者)

- 事業の概要
当団体は、沖縄県男女共同参画センターの管理運営業務を営むことと目的として平成20年10月に設立された。
県は、「沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例」第3条の規定により、当団体を指定管理者として平成21年度から沖縄県男女共同参画センターの管理を行わせている。
- 財政的援助等の内容
県が「沖縄県男女共同参画センターの管理運営に関する年度協定書」第3条に基づいて当団体に対し交付した指定管理料は60,262,000円となっている。
なお、平成22年度の沖縄県男女共同参画センターの施設利用収入額は12,915,535円となっている。
- 収支状況について
平成22年度の収支状況は次のとおりである。

収支計算 (単位：千円、%)

| 収 | 入 | | 支 | | 出 | |
|---------|--------|-------|--------|-------|----|-----|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 指定管理料収入 | 60,262 | 80.5 | 42,033 | 56.5 | | |
| 施設利用料収入 | 12,916 | 17.3 | 14,776 | 19.9 | | |
| 付属設備利用料 | 1,437 | 1.9 | 9,563 | 12.8 | | |
| その他の収入 | 259 | 0.3 | 8,037 | 10.8 | | |
| 合計 | 74,874 | 100.0 | 74,409 | 100.0 | | |

財団法人 おきなわ女性財団
(出資)

- 事業の概要
当法人は、沖縄県における男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発、女性に関する諸問題の調査研究、女性の社会活動に対する支援等を行うことにより、女性の地位向上及び社会参画の促進を図り、もって男女共同参画社会づくりに寄与することを目的として平成5年12月に設立された。
平成22年度に行った主な事業は次のとおりである。
(1) 男女共同参画社会づくりに関する意識啓発事業
(2) 女性の社会参画支援事業及び男性の地域・家庭参画支援事業
(3) 女性団体交流ネットワーク事業
(4) 女性の指導者育成事業
(5) 女性情報の収集及び提供に関する事業
(6) 女性問題等に関する相談事業
(7) 男女共同参画推進の拠点となる施設の管理に関する事業
- 財政的援助等の内容
県は、当法人に対して基本金 389,189,747 円のうち、250,000,000 円、64.2 %を出資している。
- 財政状態について
平成22年度の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

| 科 | 目 | 金額 | 構成比 | 科 | | 金額 | 構成比 |
|----------|---|---------|-------|------------|---|-----------|--------|
| | | | | 目 | 目 | | |
| 流動資産 | | 31,983 | 7.5 | 流動負債 | | 3,197 | 0.7 |
| 現金預金 | | 30,947 | 7.3 | 未払金 | | 2,209 | 0.5 |
| その他の流動資産 | | 1,036 | 0.2 | その他の流動負債 | | 988 | 0.2 |
| 固定資産 | | 395,363 | 92.5 | 固定負債 | | 0 | 0.0 |
| 基本財産 | | 389,190 | 91.1 | | | | |
| その他の固定資産 | | 6,173 | 1.4 | 負債合計 | | 3,197 | 0.7 |
| | | | | 正味財産 | | 424,149 | 99.3 |
| | | | | 指定正味財産 | | 389,190 | 91.1 |
| | | | | (うち基本財産) | | (389,190) | (91.1) |
| | | | | 一般正味財産 | | 34,959 | 8.2 |
| 資産合計 | | 427,346 | 100.0 | 負債及び正味財産合計 | | 427,346 | 100.0 |

財団法人 沖縄県平和祈念財団
(公の施設の指定管理者)

4 外国債の運用状況
平成22年度の外国債の運用状況は次のとおりである。

(単位：千円)

| 帳簿価格 | 平成22年度 | | 投資期間 | 時価 | 評価損益 | 備考 |
|---------|---------|-------|--------|----|------|------------|
| | 受取利息 | 運用利率 | | | | |
| 100,000 | 3,700 | 3.70% | 30年(※) | - | - | H23年3月早期償還 |
| 100,000 | 0 | 0.00% | 30年 | - | - | |
| 計 | 200,000 | 3,700 | | - | - | |

※投資期間の途中から保有を開始したものの。

1 事業の概要

当法人は、沖縄県戦没者の御霊を奉慰顕彰し、霊域を維持管理するため必要な事業を行うことを目的として昭和32年10月に発足し、昭和35年6月に財団法人となった。昭和47年に財団法人沖縄県戦没者慰霊奉養会、平成18年7月に財団法人沖縄県平和祈念財団に改称している。県は、「沖縄県戦没者慰霊奉養会」第17条及び「沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例」第13条の規定により、当法人を指定管理者として平成18年度から平和祈念公園及び平和の礎の管理を行わせている。

平成22年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 国立沖縄戦没者墓苑及び各都道府県・民間団体慰霊塔の清掃管理事業の受託
- (2) 平和祈念公園、平和の礎の指定管理業務の実施
- (3) 平和祈念資料館（情報ライブラリー等）管理の受託
- (4) 戦没者の御霊を供養するため「盆供養祭」の実施
- (5) 慰霊・平和発信のための「こいのぼり掲揚事業」の実施
- (6) 各都道府県慰霊祭開催協力
- (7) 平和祈念資料館ミュージアムショップの経営

2 財政的援助等の内容

「平和祈念公園の管理に関する年度協定書」第3条及び「平和の礎の管理に関する協定書」第4条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、平和祈念公園 34,720,000円、平和の礎 20,553,000円、合計で55,273,000円となっている。

また、「平和祈念公園の管理に関する基本協定書」第57条により、当法人に対し交付した追加的経費は524,150円となっている。

なお、平成22年度の施設利用収入額は平和祈念公園232,330円となっている。

3 収支状況について

平成22年度の指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

| 収 | | 入 | | 支 | | 出 | |
|---------|--------|--------|-------|--------|---|--------|-------|
| 科 | 目 | 金額 | 構成比 | 科 | 目 | 金額 | 構成比 |
| 指定管理料収入 | 平和祈念公園 | 55,273 | 98.7 | 平和祈念公園 | | 34,246 | 62.9 |
| 平和の礎 | | 34,720 | 62.0 | 人件費 | | 6,364 | 11.7 |
| | | 20,553 | 36.7 | 委託費 | | 19,964 | 36.7 |
| 追加的経費 | | 524 | 0.9 | 光熱水費 | | 2,248 | 4.1 |
| 平和祈念公園 | | 524 | 0.9 | その他 | | 5,670 | 10.4 |
| 施設利用料収入 | | 232 | 0.4 | 平和の礎 | | 20,182 | 37.1 |
| 平和祈念公園 | | 232 | 0.4 | 人件費 | | 12,028 | 22.1 |
| | | | | 委託費 | | 4,194 | 7.7 |
| | | | | その他 | | 3,960 | 7.3 |
| 合計 | | 56,029 | 100.0 | 合計 | | 54,428 | 100.0 |

社会福祉法人 沖縄県社会福祉事業団
(出資)

1 事業の概要

当法人は、県と密接な連携を保ちつつ、県立社会福祉施設の運営を適切かつ効率的に行うことにより、県民福祉の向上・増進に資することを目的として昭和47年2月に設立された。平成18年4月に、12福祉施設の運営の移譲を受け、民営化され自主運営を行っている。

平成22年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 第一種社会福祉事業(12福祉施設の設置運営)
沖縄療育園、瀬水学園、あけぼの学園、北嶺学園、都屋の里、うるま婦人寮、よみたん救護園、いしみなね救護園、名護厚生園、具志川厚生園、宮古厚生園、八重山厚生園
- (2) 第二種社会福祉事業
老人デイサービス事業、老人短期入所事業、介護予防サービ事業、指定居宅介護支援事業、訪問介護事業、障害福祉サービ事業
- (3) 一時保護事業

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本金10,000,000円の全額を出資している。

3 財政状態について

平成22年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

| 科 目 | 金 額 | 構 成 比 | 科 目 | 金 額 | 構 成 比 |
|---------|-----------|-------|------------|-----------|-------|
| 流動資産 | 1,171,403 | 14.5 | 流動負債 | 204,383 | 2.5 |
| 現金預金 | 667,864 | 8.3 | 未払金 | 194,632 | 2.4 |
| 未収入 | 503,564 | 6.2 | 預り金 | 9,751 | 0.1 |
| 徴収不能引当金 | △ 131 | 0.0 | 固定負債 | 216,794 | 2.7 |
| 立替金 | 106 | 0.0 | 退職年金共済引当金 | 216,794 | 2.7 |
| 固定資産 | 6,903,174 | 85.5 | 負債合計 | 421,177 | 5.2 |
| 基本財産 | 4,835,978 | 59.9 | 正味財産 | 7,653,400 | 94.8 |
| その他固定資産 | 2,067,196 | 25.6 | (うち基本金) | (10,000) | (0.1) |
| 資 産 合 計 | 8,074,577 | 100.0 | 負債及び正味財産合計 | 8,074,577 | 100.0 |

(単位：千円、%)

財団法人 沖縄県セルブセンター
(出資)

1 事業の概要

当法人は、沖縄県における授産施設及び小規模作業所の事業振興を図り、利用者の自立を促進するとともに、地域における障害者の就労のための事業を展開し、障害者の完全参加と平等の実現に寄与することを目的として、平成6年10月に設立された。

平成22年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 広報・啓発事業
- (2) 職員研修会開催事業
- (3) 販売輪旋普及事業

2 財政的援助等の内容

県は当法人に対して、基本財産 95,000,000 円のうち、51,000,000 円、53.7 %を出資している。

3 財政状態について

平成22年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

| 科 目 | 金 額 | 構 成 比 | 科 目 | 金 額 | 構 成 比 |
|------------|---------|-------|------------|----------|-------|
| 流動資産 | 25,137 | 20.5 | 流動負債 | 21,626 | 17.6 |
| 現金預金 | 6,138 | 5.0 | 未払金 | 4,790 | 3.9 |
| 売掛金 | 7,804 | 6.4 | 仮受金 | 101 | 0.1 |
| 未収入 | 11,195 | 9.1 | 預り金 | 217 | 0.2 |
| 固定資産 | 97,635 | 79.5 | 買掛金 | 16,518 | 13.4 |
| 基本財産 | 95,000 | 77.4 | 固定負債 | 0 | 0.0 |
| 車両運搬具 | 1,536 | 1.2 | 負債合計 | 21,626 | 17.6 |
| 什器備品 | 1,099 | 0.9 | 正味財産 | 101,146 | 82.4 |
| 資産合計 | 122,772 | 100.0 | (うち基本金) | (95,000) | 77.4 |
| 負債及び正味財産合計 | 122,772 | 100.0 | 負債及び正味財産合計 | 122,772 | 100.0 |

(単位：千円、%)

社団法人 中部地区医師会立ぐしかわ看護専門学校
(補助金)

- 1 補助の目的
県は、保健師、助産師、看護師及び准看護師の養成確保を促進する一環として、保健師助産師看護師法に基づき指定を受けた看護職員の学校又は養成所の運営事業に要する経費に対し、補助金を交付している。
- 2 補助事業の内容
平成 22 年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

| 区 | 分 | 対象事業費 | 補助金額 | 事業内容 |
|-------------------|---|-------------|------------|----------------------------------|
| 沖縄県看護師等養成所運営事業補助金 | | 131,023,340 | 26,935,000 | 教員経費 事務職員経費 生徒経費 実習施設謝金 |

(単位：円)

- 3 収支状況について
平成 22 年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

| 科 | 入 | | 支 | | 出 | |
|--------|---------|-------|--------|---------|---------|-------|
| | 金額 | 構成比 | 科 | 金額 | 金額 | 構成比 |
| 県補助金収入 | 26,935 | 20.6 | 教員経費 | 106,991 | 106,991 | 81.7 |
| 事業収入 | 104,088 | 79.4 | 事務職員経費 | 17,459 | 17,459 | 13.3 |
| | | | 生徒経費 | 609 | 609 | 0.5 |
| | | | 実習施設謝金 | 5,964 | 5,964 | 4.5 |
| 合 計 | 131,023 | 100.0 | 合 計 | 131,023 | 131,023 | 100.0 |

医療法人 社団志誠会
(補助金)

- 1 補助の目的
県は、精神障害者の社会復帰及び社会参加の促進を図るため、市町村、公的医療機関及び非営利法人が行う精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム B 型、精神障害者通所授産施設及び精神障害者入所授産施設の運営事業に対し補助金を交付している。
当法人は、精神障害者生活訓練施設「桜邸」及び精神障害者福祉ホーム B 型「瑞穂邸」を設置運営しており、これらの施設の運営費補助を受けている。
- 2 補助事業の内容
平成 22 年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

| 区 | 分 | 対象事業費 | 補助金額 | 事業内容 |
|----------------------|---|------------|------------|------------|
| 沖縄県精神障害者社会復帰施設運営費補助金 | | 66,616,135 | 59,840,000 | 人件費、その他の支出 |

(単位：円)

- 3 収支状況について
平成 22 年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

| 科 | 入 | | 支 | | 出 | |
|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|
| | 金額 | 構成比 | 科 | 金額 | 金額 | 構成比 |
| 県補助金収入 | 59,840 | 89.8 | 人件費 | 50,650 | 50,650 | 76.0 |
| その他の収入 | 6,776 | 10.2 | 委託料 | 9,147 | 9,147 | 13.7 |
| | | | 需用費 | 3,177 | 3,177 | 4.8 |
| | | | その他の支出 | 3,642 | 3,642 | 5.5 |
| 合 計 | 66,616 | 100.0 | 合 計 | 66,616 | 66,616 | 100.0 |

社団法人 沖縄県糖業振興協会
(出資・補助金・負担金)

4 財政状態について
平成22年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

| 科 目 | 金 額 | 構成比 | 科 目 | 金 額 | 構成比 | (単位：千円、%) | |
|----------|------------|-------|--------------------|------------|-------|-----------|-----|
| | | | | | | 金額 | 構成比 |
| 流動資産 | 392,769 | 1.9 | 流動負債 | 287,558 | 1.4 | | |
| 現金預金 | 89,664 | 0.4 | 未払金 | 270,489 | 1.3 | | |
| 未収金 | 294,491 | 1.5 | その他の流動負債 | 17,069 | 0.1 | | |
| その他の流動資産 | 8,614 | 0.0 | 固定負債 | 45,739 | 0.2 | | |
| 固定資産 | 19,854,940 | 98.1 | 退職給付引当金 | 45,739 | 0.2 | | |
| 基本財産 | 702,850 | 3.5 | 負債合計 | 333,297 | 1.6 | | |
| 特定資産 | 19,145,439 | 94.6 | 正味財産 | 19,914,412 | 98.4 | | |
| その他の固定資産 | 6,651 | 0.0 | 指定正味財産 (うち基本財産) | 19,858,072 | 98.1 | | |
| | | | 一般正味財産 | (702,850) | (3.5) | | |
| 資 産 合 計 | 20,247,709 | 100.0 | 負債及び正味財産合計 | 20,247,709 | 100.0 | | |

5 外国債の運用状況
平成22年度の外国債の運用状況は次のとおりである。

| 帳簿価格 | 平成22年度 | | 投資期間 | 時価 | 評価損益 | 備考 |
|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|-----------|----|
| | 受取利息 | 運用利率 | | | | |
| 1,000,000 | 0 | 0.00% | 30年 | 688,900 | △ 311,100 | |
| 1,000,000 | 26,494 | 2.65% | 30年 | 741,310 | △ 258,690 | |
| 99,000 | 2,593 | 2.62% | 30年7ヶ月(※) | 99,000 | 0 | |
| 97,500 | 2,169 | 2.22% | 30年(※) | 45,300 | △ 52,200 | |
| 100,000 | 0 | 0.00% | 30年 | 45,450 | △ 54,550 | |
| 計 | 2,296,500 | 31,256 | | 1,619,960 | △ 676,540 | |

※投資期間の途中から保有を開始したもの。

1 事業の概要

当法人は、県におけるさとうきび生産振興対策及び分みつ糖、含みつ糖振興対策を推進するとともに、さとうきびの品質取引制度の円滑な運用を図り、さとうきび作農家及び甘しょ糖企業の経営安定に資することを目的に、昭和49年6月に設立された。

平成22年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) さとうきび増産体制誘導対策事業
- (2) 品質取引推進事業
- (3) 沖縄糖業振興対策事業

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金及び負担金を交付している。

- (1) 基本金の出資
基本金 1,708,325,000 円のうち、661,112,000 円、38.7%を出資している。
- (2) 補助金の交付
平成22年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

| 区 分 | 対象事業費 | 補助金額 | 事業内容 |
|-------------------|---------------|---------------|----------|
| さとうきび品質取引推進事業補助金 | 39,983,796 | 24,521,000 | 立会人設置費等 |
| 沖縄県糖業振興対策費補助金 | 1,650,356,000 | 1,202,729,000 | 分みつ糖振興対策 |
| 沖縄県糖業振興対策費補助金 | 1,080,548,000 | 1,058,192,000 | 含みつ糖振興対策 |
| 沖縄県製糖施設緊急整備対策費補助金 | 1,147,815 | 1,147,815 | 製糖施設整備等 |
| 合 計 | 2,772,035,611 | 2,286,589,815 | |

(3) 負担金の交付

平成22年度における負担金は、次のとおりである。

(単位：円)

| 区 分 | 対象事業費 | 補助金額 | 事業内容 |
|--------------------|------------|------------|------------------------------|
| さとうきび増産体制誘導対策事業負担金 | 27,500,000 | 15,000,000 | さとうきび増産対策 含みつ糖業経営安定 対策 |
| さとうきび優良品種開発対策事業負担金 | 3,150,000 | 1,000,000 | 優良品種開発・栽培 技術の普及推進事業 |
| 合 計 | 30,650,000 | 16,000,000 | |

財団法人 沖繩県水産公社
(出資・補助金)

3 収支状況について
平成22年度の収支状況は次のとおりである。

収支計算

| 収 科 目 | 入 | | 支 | | 出 | |
|-------------|-----------|-------|--------------------|-----------|-------|--|
| | 金額 | 構成比 | 科 目 | 金額 | 構成比 | |
| 県補助金収入 | 2,286,590 | 81.6 | さとうきび増産体制誘導対策事業費 | 27,500 | 1.0 | |
| 県負担金等収入 | 16,000 | 0.6 | さとうきび優良品種開発対策事業費 | 3,150 | 0.1 | |
| その他収入 | 500,096 | 17.8 | さとうきび品質取引推進事業費 | 39,984 | 1.4 | |
| | | | 沖繩県糖業振興対策事業費(分みつ糖) | 1,650,356 | 58.9 | |
| | | | 沖繩県糖業振興対策事業費(含みつ糖) | 1,080,548 | 38.6 | |
| | | | 沖繩県製糖施設緊急整備対策事業 | 1,148 | 0.0 | |
| 合 計 | 2,802,686 | 100.0 | 合 計 | 2,802,686 | 100.0 | |

1 事業の概要

当法人は、漁業の生産振興に資するための事業を推進し、併せて関連産業の振興を図り、もって本県水産業の健全な発展並びに漁業者の生活及び福利の向上に寄与することを目的に、昭和56年1月に設立された。

平成22年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 市場事業
- (2) 給水事業
- (3) 給油事業
- (4) 冷凍冷蔵保管事業
- (5) 漁港管理受託事業
- (6) 漁港使用届事務受託
- (7) 漁業業務管理受託

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金を交付している。

- (1) 基本金の出資
基本金 319,000,000 円のうち、250,000,000 円、78.4%を出資している。
- (2) 補助金の交付
平成22年度における沖繩県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

| 区 分 | 対象事業費 | 補助金額 | 事業内容 |
|---------------|------------|------------|------|
| 沖繩県水産公社運営費補助金 | 10,035,000 | 10,035,000 | 人件費 |

(単位：円)

4 財政状態について
平成22年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

| 科 目 | 入 | | 支 | | 出 | |
|----------|-----------|-------|------------|-------------|--------|--|
| | 金額 | 構成比 | 科 目 | 金額 | 構成比 | |
| 流動資産 | 358,190 | 17.2 | 流動負債 | 330,598 | 15.9 | |
| 現金預金 | 146,419 | 7.0 | 未払金 | 330,524 | 15.9 | |
| 未収金 | 211,771 | 10.2 | 預り金 | 74 | 0.0 | |
| 固定資産 | 1,719,147 | 82.8 | 固定負債 | 0 | 0.0 | |
| 基本財産 | 1,708,325 | 82.3 | 負債合計 | 330,598 | 15.9 | |
| その他の固定資産 | 10,822 | 0.5 | 正味財産 | 1,746,739 | 84.1 | |
| | | | 指定正味財産 | 1,708,325 | 82.2 | |
| | | | (うち基本財産) | (1,708,325) | (82.2) | |
| | | | 一般正味財産 | 38,414 | 1.9 | |
| 資 産 合 計 | 2,077,337 | 100.0 | 負債及び正味財産合計 | 2,077,337 | 100.0 | |

(単位：千円、%)

3 収支状況について
平成22年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算

| 科 目 | 入 | | 支 | | 出 | |
|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--|
| | 金額 | 構成比 | 科 目 | 金額 | 構成比 | |
| 県補助金収入 | 10,035 | 100.0 | 報酬 | 8,840 | 88.1 | |
| | | | 福利厚生費 | 1,195 | 11.9 | |
| 合 計 | 10,035 | 100.0 | 合 計 | 10,035 | 100.0 | |

(単位：千円、%)

4 財政状態について
平成22年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

| | | (単位：千円、%) | | | |
|----------|---------|-----------|------------|-----------|--------|
| 科 目 | 金 額 | 構成比 | 科 目 | 金 額 | 構成比 |
| 流動資産 | 19,512 | 3.5 | 流動負債 | 131,692 | 23.6 |
| 現金預金 | 3,626 | 0.7 | 短期借入金 | 126,500 | 22.6 |
| 未収入金 | 15,886 | 2.8 | 未払金 | 956 | 0.2 |
| 固定資産 | 538,980 | 96.5 | 預り金 | 4,236 | 0.8 |
| 基本財産 | 319,000 | 57.1 | 固定負債 | 58,676 | 10.5 |
| 特定資産 | 58,675 | 10.5 | 退職給付引当金 | 58,676 | 10.5 |
| その他の固定資産 | 161,305 | 28.9 | 負債合計 | 190,368 | 34.1 |
| | | | 正味財産 | 368,124 | 65.9 |
| | | | 指定正味財産 | 455,446 | 81.5 |
| | | | (うち基本財産) | (319,000) | (57.1) |
| | | | 一般正味財産 | △ 87,322 | △ 15.6 |
| 資 産 合 計 | 558,492 | 100.0 | 負債及び正味財産合計 | 558,492 | 100.0 |

5 外国債の運用状況

平成22年度の外国債の運用状況は次のとおりである。

| 帳簿価格 | 平成22年度 | | 投資期間 | 時価 | 評価損益 | 備考 |
|-----------|--------|-------|---------|---------|----------|-------------|
| | 受取利息 | 運用利率 | | | | |
| 100,000 | 101 | 0.10% | 29年11ヶ月 | 79,540 | △ 20,460 | |
| 99,000 ※ | 1,862 | 1.88% | 20年 | 99,000 | 0 | |
| 50,000 | 1,771 | 3.54% | 7年5ヶ月 | 50,450 | 450 | H23年10月早期償還 |
| 計 249,000 | 3,734 | | | 228,990 | △ 20,010 | |

※H22年8月取得のため受取利息(運用利率)は年2回のうち1回分のみを計上している。

沖縄北部森林組合
(公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

当組合は、組合員が協同してその経済的社会的地位の向上並びに森林の保全培養及び森林生産力の増進を図ることを目的として昭和49年5月に設立された。
県は、「沖縄県民の森の設置及び管理に関する条例」第3条の規定により、当組合を指定管理者として平成18年度から沖縄県民の森の管理を行わせている。

2 財政的援助等の内容

県が「沖縄県民の森の管理に関する年度協定書」第3条第1項に基づいて、当組合に対し交付した指定管理料は22,000,000円となっている。
なお、平成22年度の沖縄県民の森の施設利用収入額は3,337,005円となっている。

3 収支状況について

平成22年度の指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

| 収 入 | | 支 出 | | | |
|---------|--------|-------|--------|--------|-------|
| 科 目 | 金 額 | 構成比 | 科 目 | 金 額 | 構成比 |
| 指定管理料収入 | 22,000 | 85.5 | 人件費 | 16,786 | 65.2 |
| 施設利用料収入 | 3,337 | 13.0 | 事務費 | 918 | 3.6 |
| その他の収入 | 384 | 1.5 | 管理費 | 7,744 | 30.1 |
| | | | その他の経費 | 273 | 1.1 |
| 合 計 | 25,721 | 100.0 | 合 計 | 25,721 | 100.0 |

沖縄県土地改良事業団体連合会
(補助金)

1 補助の目的

市町村や土地改良区等、土地改良事業を行う者の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、その共同の利益を増進することを目的とする。当連合会に対し、県は農業生産基盤の整備と農村生活環境基盤の整備を図り、農業の近代化と農村の振興を期するため、土地改良事業等について補助金を交付している。

2 補助事業の内容

平成 22 年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

| 区 分 | 対象事業費 | 補助金額 | 事業内容 |
|-----------------|-------------|-------------|------------|
| 土地改良換地等促進事業 | 19,000,000 | 19,000,000 | 換地事務の適正な遂行 |
| 土地改良施設管理円滑化事業 | 12,574,000 | 12,574,000 | 水土保全強化対策等 |
| 土地改良施設維持管理適正化事業 | 20,000,000 | 6,000,000 | 農業水利施設整備補修 |
| 土地改良調査設計事業 | 150,000,000 | 112,500,000 | 調査・設計等 |
| 農業集落排水維持適正化事業 | 1,000,000 | 750,000 | 更新等に係る調査診断 |
| 合 計 | 202,574,000 | 150,824,000 | |

3 収支状況について

平成 22 年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算 (単位：千円、%)

| 科 目 | 入 | | 支 | | 出 | |
|--------|---------|-------|-----------------|---------|-------|--|
| | 金額 | 構成比 | 科 目 | 金額 | 構成比 | |
| 県補助金収入 | 150,824 | 74.5 | 土地改良換地等促進事業 | 19,000 | 9.4 | |
| その他の収入 | 51,750 | 25.5 | 業 | 12,574 | 6.2 | |
| | | | 土地改良施設管理円滑化事業 | 20,000 | 9.9 | |
| | | | 土地改良施設維持管理適正化事業 | 150,000 | 74.0 | |
| | | | 土地改良調査設計事業 | 1,000 | 0.5 | |
| | | | 農業集落排水維持適正化事業 | | | |
| 合 計 | 202,574 | 100.0 | 合 計 | 202,574 | 100.0 | |

財団法人 沖縄県産業振興公社
(出資・補助金・損失補償・貸付金)

1 事業の概要

当法人は、県内商工業の生産技術向上及び経営の合理化等を促進するため、設備の近代化、下請取引の円滑化、情報の収集・提供、中小企業の活性化、創造的中小企業の支援、経営革新等をバックアップする中小企業支援センター業務、その他産業振興に必要となる事業を行い、もって本県産業の健全な発展に寄与することを目的として、昭和 46 年 12 月に財団法人沖縄県中小企業設備貸与公社として設立された。平成元年 4 月に財団法人沖縄県産業振興公社に名称変更している。

平成 22 年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 中小企業新事業総合支援事業
- (2) 情報化支援事業
- (3) 建設業活性化支援事業
- (4) 下請かけこみ寺事業
- (5) 中小企業応援センター事業
- (6) 経営サポート事業
- (7) 設備貸与事業
- (8) 機械類貸与事業
- (9) 健康食品素材データベース事業
- (10) 健康食品 GMP 認証取得支援事業
- (11) おきなわ健康産業販路開拓サポート事業
- (12) JAPAN プランニング育成支援事業
- (13) おきなわ新産業創出投資事業
- (14) おきなわ新産業創出研究開発支援事業
- (15) 沖縄イノベーション創出事業
- (16) OKI NAWA 型産業応援ファンド事業及びファンドハンドズオン支援事業

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金等の交付及び事業資金の貸付けを行っている。

- (1) 基本金の出資
基本金 36,100,000 円的全額を出資している。
- (2) 補助金の交付
平成 22 年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

| 区 分 | 対象事業費 | 補助金額 | 事業内容 |
|-----------------------|-------------|-------------|-----------------------|
| 沖縄県産業振興公社運営費補助金 | 167,036,241 | 167,036,241 | 役員報酬、事務費等 |
| 沖縄県機械類貸与事業送料等補填補助金 | 3,455,739 | 3,455,739 | 原油高騰対策の貸与事業に係る割賦掛料等補助 |
| 中小企業総合支援事業費補助金 | 59,004,008 | 59,004,008 | 支援体制整備事業等 |
| 海外事務所管理運営事業補助金 | 65,126,603 | 65,126,603 | 海外事務所管理運営 |
| 沖縄県産業振興基金事業補助金 | 32,701,290 | 32,701,290 | 健康食品 GMP 認証取得支援事業等 |
| おきなわ新産業創出投資事業費補助金 | 36,283,129 | 36,283,129 | 組合管理運営費補助 |
| 沖縄文化等コソツシ産業創出支援事業費補助金 | 375,000,000 | 375,000,000 | 投資事業有限責任組合への出資 |
| 合 計 | 738,607,010 | 738,607,010 | |

(3) 損失補償金の交付
中小企業機械類貸与事業の損失補償について、損失補償契約に基づき 1,522,514 円を交付している。

(4) 貸付金の状況

平成 22 年度における沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付規程等に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。
(単位：円)

| 区分 | 前年度末残高 | 平成 22 年度 | | 年度末残高 |
|-------------|---------------|-------------|-------------|---------------|
| | | 貸付金 | 償還金 | |
| 機械類貸与資金貸付金 | 2,360,393,000 | 102,880,000 | 420,353,000 | 2,042,920,000 |
| 設備貸与資金貸付金 | 89,617,000 | 2,495,000 | 26,257,000 | 65,855,000 |
| 設備資金貸付資金貸付金 | 7,120,000 | 0 | 7,120,000 | 0 |
| 合計 | 2,457,130,000 | 105,375,000 | 453,730,000 | 2,108,775,000 |

3 収支状況について

平成 22 年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

| 科目 | 入 | | 出 | |
|--------|---------|-------|---------|-------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 県補助金収入 | 738,607 | 100.0 | 167,036 | 22.6 |
| | | | 3,456 | 0.5 |
| | | | 59,004 | 8.0 |
| | | | 65,127 | 8.8 |
| | | | 2,134 | 0.3 |
| | | | 12,014 | 1.6 |
| | | | 9,459 | 1.3 |
| | | | 9,094 | 1.2 |
| | | | 36,283 | 4.9 |
| | | | 375,000 | 50.8 |
| 合計 | 738,607 | 100.0 | 738,607 | 100.0 |

4 財政状態について
平成 22 年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

| 科目 | 金額 | 構成比 | 科目 | 金額 | 構成比 |
|----------|------------|-------|-------------|------------|-------|
| 流動資産 | 2,676,149 | 25.8 | 流動負債 | 1,319,751 | 12.6 |
| 現金預金 | 735,142 | 7.1 | 借入金 | 460,383 | 4.4 |
| 割賦設備 | 1,405,506 | 13.6 | 未払費用 | 425,184 | 4.1 |
| 未収金 | 387,092 | 3.7 | 預り金 | 408,461 | 3.9 |
| その他の流動資産 | 148,409 | 1.4 | その他の流動負債 | 25,723 | 0.2 |
| 固定資産 | 7,697,031 | 74.2 | 固定負債 | 8,828,454 | 85.2 |
| 基本財産 | 36,100 | 0.3 | 貸与原資産借入金 | 1,699,286 | 16.4 |
| 特定資産 | 6,110,624 | 58.9 | 地域資源ファンド借入金 | 5,000,000 | 48.2 |
| その他の固定資産 | 1,550,307 | 15.0 | その他借入金 | 1,575,000 | 15.2 |
| | | | 退職給付引当金 | 111,322 | 1.1 |
| | | | その他の固定負債 | 442,846 | 4.3 |
| | | | 負債合計 | 10,148,205 | 97.8 |
| | | | 正味財産合計 | 224,975 | 2.2 |
| | | | 指定正味財産 | 36,100 | 0.3 |
| | | | (うち基本財産) | (36,100) | (0.3) |
| | | | 一般正味財産 | 188,875 | 1.8 |
| 資産合計 | 10,373,180 | 100.0 | 負債及び正味財産合計 | 10,373,180 | 100.0 |

財団法人 雇用開発推進機構
(補助金)

- 1 補助の目的
県は、沖縄の勤労者と勤労者をとりまく社会経済環境について、総合的な研究調査を行い、その成果を活用し、本県の地域特性を生かした雇用対策を推進することにより、雇用の拡大を図り、もって、勤労者の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、バランスのある地域社会の発展に寄与するため、当機構の運営に要する人件費のほか、コールセンター資格制度運営事業に対して補助金を交付している。
- 2 補助事業の内容
平成 22 年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

| 区分 | 対象事業費 | 補助金額 | 事業内容 |
|----------------------|------------|------------|-----------------------|
| 財団法人雇用開発推進機構補助金 | 81,900,249 | 81,900,249 | 県派遣職員の人件費 |
| 沖縄県コールセンター資格制度運営賞補助金 | 12,362,232 | 9,770,002 | 事務所賃借料補助 資格制度運営費補助 |
| 合計 | 94,262,481 | 91,670,251 | |

- 3 収支状況について
平成 22 年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算
(単位：千円、%)

| 収 科 目 | 入 | | 支 | | 出 | |
|-----------------|--------|-------|-----------------|--------|-------|--|
| | 金額 | 構成比 | 科目 | 金額 | 構成比 | |
| 県補助金収入 | 91,670 | 97.3 | 管理費 | 81,900 | 86.9 | |
| コールセンター資格制度受給料等 | 1,718 | 1.8 | 人件費 | 74,998 | 79.6 | |
| その他の収入 | 874 | 0.9 | 賃借料 | 6,902 | 7.3 | |
| | | | コールセンター資格制度運営事業 | 12,362 | 13.1 | |
| 合計 | 94,262 | 100.0 | 合計 | 94,262 | 100.0 | |

沖縄自由貿易地域管理運営共同企業体
(公の施設の指定管理者)

- 1 事業の概要
県は、「沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例」第 3 条の規定により、当共同企業体を指定管理者として平成 19 年度から沖縄自由貿易地域の管理を行わせている。
平成 22 年度に行った主な事業は次のとおりである。
(1) 施設の維持管理等に関する業務
(2) 入居企業の支援に関する業務
(3) その他管理運営業務に附帯する業務
- 2 財政的援助等の内容
県が「沖縄自由貿易地域の管理運営に関する年度協定書」第 5 条第 1 項に基づいて当共同企業体に対し交付した指定管理料は 53,567,000 円となっている。
- 3 収支状況について
平成 22 年度の指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算
(単位：千円、%)

| 収 科 目 | 入 | | 支 | | 出 | |
|-------------|--------|-------|--------|--------|-------|--|
| | 金額 | 構成比 | 科目 | 金額 | 構成比 | |
| 指定管理料収入 | 53,567 | 100.0 | 人件費 | 9,999 | 19.0 | |
| | | | 光熱水費 | 4,280 | 8.2 | |
| | | | 委託料 | 2,003 | 3.8 | |
| | | | 施設管理費 | 31,538 | 59.9 | |
| | | | その他の経費 | 4,804 | 9.1 | |
| 合計 | 53,567 | 100.0 | 合計 | 52,624 | 100.0 | |

公益財団法人 沖縄県文化振興会
(出資・補助金・公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

当法人は、文化、芸術、学術の普及、情報の提供、情報の提供、調査研究、交流等を図り、県民の主体的、創造的な文化活動を支援するとともに、歴史資料として重要な公文書等の管理を総合的にを行い、もって本県の文化、芸術、学術の振興に寄与することを目的として、平成5年3月に設立された。県は、「沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例」第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成19年度から沖縄県公文書館の管理を行わせている。

平成22年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 文化振興基金助成事業
- (2) 沖縄県芸術文化祭開催事業
- (3) おきなわ文学賞事業
- (4) 沖縄古語保存記録事業
- (5) 公文書館業務受託事業
- (6) 沖縄県公文書館指定管理事業
- (7) 史料編集業務受託事業

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに、補助金及び指定管理料を交付している。

- (1) 基本金の出資
基本金 360,212,766 円のうち、342,073,000 円、95.0 % を出資している。
- (2) 補助金の交付
平成22年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

| 区分 | 対象事業費 | 補助金額 | 事業内容 |
|----------------|------------|------------|---------|
| 沖縄県文化振興会運営費補助金 | 42,153,235 | 42,153,235 | 人件費、管理費 |

(単位：円)

- (3) 指定管理料の交付
県が「沖縄県公文書館の管理に関する年度協定書」第3条第1項に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は 221,588,000 円となっている。

3 収支状況について

平成22年度の補助事業及び指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

| 科目 | 入 | | 支 | | 出 | |
|---------|---------|-------|-------|---------|-------|--|
| | 金額 | 構成比 | 科目 | 金額 | 構成比 | |
| 県補助金収入 | 42,153 | 16.0 | 人件費 | 154,777 | 59.6 | |
| 指定管理料収入 | 221,588 | 84.0 | 管理運営費 | 104,858 | 40.4 | |
| 合計 | 263,741 | 100.0 | 合計 | 259,635 | 100.0 | |

(単位：千円、%)

4 財政状態について
平成22年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

| 科 目 | | 金額 | 構成比 | 科 目 | | 金額 | 構成比 |
|------|----------|---------|-------|------------|--|-----------|--------|
| 流動資産 | 現金預金 | 79,213 | 16.4 | 流動負債 | | 21,861 | 4.6 |
| | 未収金 | 68,902 | 14.3 | 預り金 | | 1,819 | 0.4 |
| | その他の流動資産 | 6,702 | 1.4 | 未払金 | | 19,561 | 4.1 |
| | 固定資産 | 3,609 | 0.7 | その他の流動負債 | | 481 | 0.1 |
| | 基本財産 | 402,025 | 83.6 | 固定負債 | | 14,554 | 3.0 |
| | 特定資産 | 360,213 | 74.9 | 退職給付引当金 | | 14,554 | 3.0 |
| | | 41,812 | 8.7 | 負債合計 | | 36,415 | 7.6 |
| | | | | 正味財産 | | 444,823 | 92.4 |
| | | | | 指定正味財産 | | 360,213 | 74.8 |
| | | | | (うち基本財産) | | (360,212) | (74.8) |
| | | | | 一般正味財産 | | 84,610 | 17.6 |
| 資産合計 | | 481,238 | 100.0 | 負債及び正味財産合計 | | 481,238 | 100.0 |

(単位：千円、%)

5 外国債の運用状況

平成22年度の外国債の運用状況は次のとおりである。

| 帳簿価格 | 平成22年度 | | 投資期間 | 時価 | 評価損益 | 備考 |
|---------|---------|-------|---------|---------|----------|----|
| | 受取利息 | 運用利率 | | | | |
| 100,000 | 3,201 | 3.20% | 29年11ヶ月 | 81,100 | △ 18,900 | |
| 99,749 | 378 | 0.38% | 20年 | 74,632 | △ 25,117 | |
| 49,895 | 0 | 0.00% | 30年 | 35,460 | △ 14,435 | |
| 計 | 249,644 | 3,579 | | 191,192 | △ 58,452 | |

(単位：千円)

文化の杜共同企業体
(公)の施設の指定管理者)

- 1 事業の概要
当共同企業体は、沖縄県立博物館・美術館の指定管理業務受注を目的として、平成19年4月に設立された。県は、「沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例」第4条の規定により、当共同企業体を指定管理者として平成19年11月から沖縄県立博物館・美術館の管理を行わせている。
平成22年度に行った主な事業は次のとおりである。
(1) 施設設備の保守点検や清掃などの施設の維持管理、展示会などの広報宣伝
(2) 美術館の企画展の一部(年間4本)の企画・実施
(3) 県が企画し、作成したプログラムに基づく教育普及事業の実施
- 2 財政的援助等の内容
県が、「沖縄県立博物館・美術館の管理運営に関する年度協定書」第4条第1項に基づいて当共同企業体に対し交付した指定管理料は320,000,000円となっている。
なお、平成22年度の施設利用収入額は81,127,217円となっている。
- 3 収支状況について
平成22年度の指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算
(単位：千円、%)

| 科 目 | 入 | | 支 出 | | 構成比 |
|---------|---------|-------|-------|---------|-------|
| | 金額 | 構成比 | 科 目 | 金 額 | |
| 指定管理料収入 | 320,000 | 79.2 | 管理運営費 | 421,276 | 99.7 |
| 利用料金収入 | 81,127 | 20.1 | その他支出 | 1,420 | 0.3 |
| その他収入 | 2,872 | 0.7 | | | |
| 合 計 | 403,999 | 100.0 | 合 計 | 422,696 | 100.0 |

沖縄県住宅供給公社
(出資・公)の施設の指定管理者)

- 1 事業の概要
当公社は、昭和41年に設立された「琉球土地住宅公社」を前身とし、昭和47年5月15日の復帰と同時に、地方住宅供給公社法に基づき公社に移行し、昭和47年8月10日に「沖縄県住宅供給公社」として発足している。
当公社は、これまで分譲住宅事業など居住環境の良好な住宅や宅地を供給する事業等を行ってきたが、昭和53年度から県営住宅の管理業務等の受託事業を中心として事業を実施している。県は、「沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例」第65条の規定により、当公社を指定管理者として平成18年度から県営住宅(本島北部、中部、南部地区)の管理を行わせている。
平成22年度に行った主な事業は次のとおりである。
(1) 住宅等の管理
① 賃貸住宅6団地527戸等の管理業務
② 分譲住宅12団地55戸の割賦金収入の管理業務
③ 分譲住宅8団地65戸の一部土地賃貸料収入の管理業務
(2) 豊見城団地地区住宅地区改良事業
(3) 受託事業
① 県営住宅管理業務(指定管理者H21～H23)
② 県営住宅建物明渡強制執行業務
③ 教職員住宅管理業務
④ 県職員住宅管理業務
⑤ 嘉手納町営住宅管理業務(指定管理者H21～H25)
⑥ 豊見城市政良住宅管理業務(指定管理者H21～H25)
⑦ 浦添市営住宅管理業務(管理代行H22～H26)
⑧ うるま市営住宅管理業務(指定管理H22～H26)
⑨ 特定優良賃貸住宅の供給促進に係る付帯事務
⑩ 特定優良賃貸住宅の供給促進に係る付帯事務
⑪ 高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進に係る付帯事務
⑫ 住まいの総合相談窓口業務
⑬ 県営宇茂佐団地屋上防水改修業務
⑭ 県営大原団地屋上防水改修業務
⑮ 県営内間団地屋上防水改修業務
⑯ 県営西崎団地屋上防水改修業務
- 2 財政的援助等の内容
県は、当公社に対し次のとおり資本金を出資するとともに指定管理料の交付を行っている。
(1) 資本金の出資
資本金1,014,887,500円の全額を出資している。
(2) 指定管理料の交付
県が下記の協定書第6条の規定により、当公社へ支払った指定管理料は、1,166,604,000円である。
ア 沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書(北部地区) 77,473,000円
イ 沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書(中部地区) 570,297,000円
ウ 沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書(南部地区) 518,834,000円

ヤンマーマリン沖縄 株式会社
(公の施設の指定管理者)

3 収支状況について
平成 22 年度の指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算
(単位：千円、%)

| 収 科 目 | 入 | | 支 | | 出 | |
|-------------|-----------|-------------|--------|-----------|--------|-------------|
| | 金 額 | 構 成 比 | 科 目 | 金 額 | 金 額 | 構 成 比 |
| 指定管理料収入 | 1,166,604 | 100.0 | 指定管理経費 | 1,181,697 | | 100.0 |

1 事業の概要
県は、「沖縄県港湾管理条例」第 16 条の規定により、当社を指定管理者として平成 21 年度から宜野湾港マリナーナの管理を行わせている。(平成 18 年度から平成 20 年度は、当社を含む 2 社の共同企業体が指定管理者となっていた)
平成 22 年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 宜野湾港マリナーナ施設の維持管理
- (2) マリナーナ港内の清掃業務
- (3) 有料駐車場の運営
- (4) マリナーナ給油所の運営

2 財政的援助等の内容
県が「宜野湾港マリナーナの管理に関する年度協定書」第 4 条第 1 項に基づいて当社に対し交付した指定管理料は 55,466,000 円となっている。

3 収支状況について
平成 22 年度の収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算
(単位：千円、%)

| 収 科 目 | 入 | | 支 | | 出 | |
|-------------|--------|-------------|--------|--------|--------|-------------|
| | 金 額 | 構 成 比 | 科 目 | 金 額 | 金 額 | 構 成 比 |
| 指定管理料収入 | 55,466 | 83.9 | 人件費 | 30,284 | | 49.2 |
| 事業収入 | 8,179 | 12.4 | 販売管理費 | 28,484 | | 46.2 |
| その他の収入 | 2,424 | 3.7 | 事業原価 | 2,837 | | 4.6 |
| 合 計 | 66,069 | 100.0 | 合 計 | 61,605 | | 100.0 |

4 財政状態について
平成 22 年度末の財政状態は次のとおりである。

貸 借 対 照 表
(単位：千円、%)

| 科 目 | 金 額 | 構 成 比 | 科 目 | 金 額 | 構 成 比 |
|----------|-----------|-------------|-----------|-----------|-------------|
| 流動資産 | 2,152,042 | 40.1 | 流動負債 | 2,302,650 | 42.9 |
| 現金預金 | 1,417,525 | 26.4 | 短期借入金 | 1,740,000 | 32.4 |
| 未収金 | 441,542 | 8.2 | 次期返済長期借入金 | 2,674 | 0.0 |
| 前払金 | 7,259 | 0.2 | 未払金 | 521,874 | 9.7 |
| その他の流動資産 | 345,055 | 6.4 | 前受金 | 134 | 0.0 |
| 貸倒引当金 | △ 59,339 | △ 1.1 | 預り金 | 29,750 | 0.6 |
| 固定資産 | 3,212,617 | 59.9 | その他の流動負債 | 8,218 | 0.2 |
| 貸付事業資産 | 2,927,776 | 54.6 | 固定負債 | 926,541 | 17.3 |
| 有形固定資産 | 306,464 | 5.7 | 長期借入金 | 726,839 | 13.6 |
| その他の固定資産 | 79 | 0.0 | 預り保証金 | 42,729 | 0.8 |
| 貸倒引当金 | 55,745 | 1.0 | 引当金 | 156,973 | 2.9 |
| | △ 77,447 | △ 1.4 | 負債合計 | 3,229,191 | 60.2 |
| 資産合計 | 5,364,659 | 100.0 | 資本金 | 1,014,888 | 18.9 |
| | | | 剰余金 | 1,120,580 | 20.9 |
| | | | 負債及び資本合計 | 5,364,659 | 100.0 |

緑化産業計画共同企業体
(公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

当共同企業体は、沖縄県緑化種苗協同組合を構成する造園工事業者と沖縄の伝統的な音楽、芸術文化、伝統工芸、スポーツ等の継承と普及に携わっている協同組合沖縄産業計画の異なる特性を持つ組織のコラボレーションにより、新しい公園利用価値を創造し、「自然と人の共生」を実現することを目的として設立された。

県は、「沖縄県都市公園条例」第17条の規定により、当共同企業体を指定管理者として平成18年度から名護中央公園、浦添大公園及びパンナ公園の管理を行わせている。

平成22年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 名護中央公園の管理運営事業
- (2) 浦添大公園の管理運営事業
- (3) パンナ公園の管理運営事業

2 財政的援助等の内容

県が「名護中央公園の管理に関する年度協定書」第3条第1項、「浦添大公園の管理に関する年度協定書」第3条第1項及び「パンナ公園の管理に関する年度協定書」第3条第1項に基づいて当共同企業体に対し交付した指定管理料は、名護中央公園 20,590,000 円、浦添大公園 24,640,000 円、パンナ公園 44,840,000 円、合計で 90,070,000 円となっている。

なお、平成22年度の当共同企業体の施設利用収入額は、名護中央公園 28,410 円、浦添大公園 97,310 円及びパンナ公園 390,730 円、合計で 516,450 円となっている。

3 収支状況について

平成22年度の指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

| 収 科 目 | 入 | | 支 | | 出 | |
|-------------|--------|-------|--------|--------|-------|----|
| | 金額 | 構成比 | 科目 | 金額 | 構成比 | 金額 |
| 指定管理料収入 | 90,070 | 90.5 | 人件費 | 30,314 | 32.1 | |
| 名護中央公園 | 20,590 | 20.7 | 公園管理費等 | 63,995 | 67.9 | |
| 浦添大公園 | 24,640 | 24.8 | | | | |
| パンナ公園 | 44,840 | 45.0 | | | | |
| 施設利用料収入 | 516 | 0.5 | | | | |
| 名護中央公園 | 28 | 0.0 | | | | |
| 浦添大公園 | 97 | 0.1 | | | | |
| パンナ公園 | 391 | 0.4 | | | | |
| その他収入 | 8,993 | 9.0 | | | | |
| 合 計 | 99,579 | 100.0 | 合 計 | 94,309 | 100.0 | |

沖縄県土地開発公社
(出資・貸付金)

1 事業の概要

当公社は、公共用地、公有地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として昭和47年12月に設立された。

平成22年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 土地造成事業（豊見城市地先開発事業に係わる埋立造成、付帯工事、インフラ整備等）
- (2) あっせん等事業（道路、街路、河川の用地取得及び物件調査等）
- (3) 土地売却事業（国立劇場おきなわ用地、豊見城市地先開発事業の住宅用地、公共用地の売却）

2 財政的援助等の内容

県は、当公社に対して次のとおり基本金を出資するとともに事業資金の貸し付けを行っている。

- (1) 基本金の出資
基本金 20,000,000 円の出資している。
- (2) 貸付金の状況

平成22年度における沖縄県土地開発基金条例の規定に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

| 区 分 | 前年度末残高 | 平成22年度 | | 年度末残高 |
|------------------------|-------------|--------|-------------|-------------|
| | | 貸付金 | 償還金 | |
| 国立劇場おきなわ建設用地取得 事業資金 | 490,173,450 | 0 | 161,000,000 | 329,173,450 |

3 財政状態について
平成22年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

| 科 目 | | 金 額 | | 構成比 | | 目 科 | | 金 額 | | 構成比 | |
|----------|--|------------|------------|-------|-------|------------|--|------------|-------|-----|--|
| 流動資産 | | 3,669,781 | 414,936 | 32.0 | 3.6 | 流動負債 | | 414,936 | 3.6 | | |
| 現金預金 | | 2,441,453 | 40,964 | 21.3 | 0.4 | 未払金 | | 40,964 | 0.4 | | |
| 未収金 | | 413,372 | 200,878 | 3.6 | 1.7 | 前受金 | | 200,878 | 1.7 | | |
| 公有用地 | | 181,570 | 57,215 | 1.6 | 0.5 | 預り金 | | 57,215 | 0.5 | | |
| 完成土地等 | | 266,186 | 115,879 | 2.3 | 1.0 | 事業資金預り金 | | 115,879 | 1.0 | | |
| 開発中土地 | | 340,795 | 533,512 | 3.0 | 4.7 | 固定負債 | | 533,512 | 4.7 | | |
| その他の流動資産 | | 26,405 | 329,174 | 0.2 | 2.9 | 長期借入金 | | 329,174 | 2.9 | | |
| 固定資産 | | 7,796,119 | 204,338 | 68.0 | 1.8 | 退職給付引当金 | | 204,338 | 1.8 | | |
| 有形固定資産 | | 285,494 | 948,448 | 2.5 | 8.3 | 負債合計 | | 948,448 | 8.3 | | |
| 投資その他の資産 | | 7,510,625 | 20,000 | 65.5 | 0.2 | 資本金 | | 20,000 | 0.2 | | |
| | | | 20,000 | | 0.2 | 基本財産 | | 20,000 | 0.2 | | |
| | | | 10,497,452 | | 91.5 | 準備金 | | 10,497,452 | 91.5 | | |
| | | | 10,517,452 | | 91.7 | 資本合計 | | 10,517,452 | 91.7 | | |
| 資 産 合 計 | | 11,465,900 | 11,465,900 | 100.0 | 100.0 | 負債及び正味財産合計 | | 11,465,900 | 100.0 | | |

(単位：千円、%)

牧志・安里地区市街地再開発組合
(補助金)

1 補助の目的

当組合は、都市再開発法第2条の2第2項に基づく市街地再開発事業(牧志・安里地区第一種市街地再開発事業)を実施するため平成19年1月に設立された。県は、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新、都市環境の改善に資することを目的とした当該事業に要する経費について補助金を交付している。

2 補助事業の内容

平成22年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

| 区 分 | 対象事業費 | 補助金額 | 事業内容 |
|-------------|-------------|-------------|----------------|
| 市街地再開発事業補助金 | 794,800,000 | 289,720,000 | 市街地再開発事業に要する経費 |

3 収支状況について
平成22年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

| 収 入 | 支 出 | | |
|----------|---------|-------|---------|
| | 科 目 | 科 目 | |
| 県補助金収入 | 289,720 | 工事費 | 794,800 |
| 那覇市補助金収入 | 289,720 | | |
| その他の収入 | 215,360 | | |
| 合 計 | 794,800 | 合 計 | 794,800 |
| | | 構成比 | 構成比 |
| | | 36.4 | 100.0 |
| | | 36.4 | |
| | | 27.2 | |
| | | 100.0 | 100.0 |

株式会社 沖縄ダイケン
(公の施設の指定管理者)

- 1 事業の概要
 県は、「沖縄県自動車駐車場管理条例」第3条の規定により、当社を指定管理者として平成19年度から県民広場地下駐車場の管理を行わせている。
 平成22年度に行った主な事業は次のとおりである。
 (1) 駐車場の一般管理に関する業務
 (2) 駐車場の保安及び維持修繕等並びに清掃業務
 (3) 駐車場の利用状況調査及び利用促進等に関する業務
 (4) 駐車料金の徴収に関する業務
 (5) その他駐車場の管理・運営に関する業務
- 2 財政的援助等の内容
 「県民広場地下駐車場の管理運営に関する基本協定書」第36条に基づき利用料金は指定管理者の収入として收受する。また、年度協定書第5条に基づき固定納付金として年額67,584,300円を県に納付することになっている。
- 3 収支状況について
 平成22年度の指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

| 収 | 入 | | 支 | | 出 | |
|-----------------|-----|--------|--------|---------|---------|-------|
| | 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 | 金 額 | 構成比 |
| 利用料金 | | 89,696 | 固定納付金 | 67,584 | 67,584 | 65.0 |
| その他収入 (自販機等) | | 2,174 | 人件費 | 20,400 | 20,400 | 19.6 |
| | | | 光熱水費 | 8,152 | 8,152 | 7.9 |
| | | | その他の経費 | 7,768 | 7,768 | 7.5 |
| 合 計 | | 91,870 | 合 計 | 103,904 | 103,904 | 100.0 |

財団法人 沖縄マリレジャーセイブティロー
(出資)

- 1 事業の概要
 当法人は、本県の海域及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等に伴う事故を防止するため海域レジャー環境の整備、海域レジャー提供者に対する安全対策の指導及び県民に対する安全意識の啓蒙活動等を行うことにより、海域レジャーの健全な振興に寄与すること目的として、平成6年12月に設立された。
 平成22年度に行った主な事業は次のとおりである。
 (1) ガイドガイドパー及び水難救助員に対する安全対策講習(受託事業)の実施
 (2) 海域調査(受託事業)の実施
 (3) 安全対策情報提供事業
 (4) シュノーケリングインストラクター及び水難救助員の育成
- 2 財政的援助等の内容
 県は、当法人に対して基本金48,904,000円的全額を出資している。
- 3 財政状態について
 平成22年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

| 科 目 | 金 額 | 構成比 | 科 目 | 金 額 | 構成比 |
|----------|--------|-------|-----------------|--------------------|----------------|
| | | | | | |
| 流動資産 | 1,344 | 2.6 | 流動負債 | 179 | 0.3 |
| 現金預金 | 1,066 | 2.1 | 未払金 | 174 | 0.3 |
| 未収金 | 278 | 0.5 | その他の流動負債 | 5 | 0.0 |
| 固定資産 | 49,335 | 97.4 | 固定負債 | 29 | 0.1 |
| 基本財産 | 48,904 | 96.5 | 退職給付引当金 | 29 | 0.1 |
| その他の固定資産 | 431 | 0.9 | 負債合計 | 208 | 0.4 |
| | | | 正味財産 (うち基本金) | 50,471 (48,904) | 99.6 (96.5) |
| 資 産 合 計 | 50,679 | 100.0 | 負債及び正味財産合計 | 50,679 | 100.0 |

公益財団法人 暴力団追放沖縄県民会議
(出資・補助金)

1 事業の概要

当法人は、暴力団による不当な行為を防止するため、県民総ぐるみの暴力団追放運動の中核機関として暴力団追放の諸事業を行うため、平成3年11月に設立された。

平成22年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 「暴力団のいない明るい社会づくり」を目標しての広報宣伝活動
- (2) 第19回暴力団追放沖縄県民大会の開催
- (3) 地域・職域の暴力団排除運動の支援
- (4) 不当な行為に関する相談活動
- (5) 少年に対する暴力団の影響排除活動及び研修事業
- (6) 暴力団からの離脱を助ける活動

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対し次のとおり出資するとともに補助金の交付を行っている。

- (1) 基本財産の出資
基本財産 589,334,500 円のうち 468,985,500 円、79.6%を出資している。
- (2) 補助金の交付

平成22年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

| 区 分 | 対象事業費 | 補助金額 | 事業内容 |
|----------------------|-----------|-----------|------|
| 暴力団追放沖縄県民会議活動支援事業補助金 | 5,765,962 | 5,765,962 | 人件費 |

3 収支状況について

平成22年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

| 収 入 | | 支 出 | |
|--------|-------|-------|-------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 県補助金収入 | 5,766 | 人件費 | 5,766 |
| 合 計 | 5,766 | 合 計 | 5,766 |
| | | 構成比 | 構成比 |
| | | 100.0 | 100.0 |
| | | 100.0 | 100.0 |

4 財政状態について
平成22年度末の財政状態は次のとおりである。

貸 借 対 照 表

(単位：千円、%)

| 科 目 | 金 額 | 構成比 | 科 目 | 金 額 | 構成比 |
|----------|---------|-------|------------|-----------|--------|
| 流動資産 | 1,561 | 0.3 | 流動負債 | 964 | 0.1 |
| 現金預金 | 1,138 | 0.2 | 未払金 | 842 | 0.1 |
| その他の流動資産 | 423 | 0.1 | その他の流動負債 | 122 | 0.0 |
| 固定資産 | 590,929 | 99.7 | 固定負債 | 463 | 0.1 |
| 基本財産 | 589,334 | 99.5 | 退職給付引当金 | 463 | 0.1 |
| その他の固定資産 | 1,595 | 0.2 | 負債合計 | 1,427 | 0.2 |
| | | | 正味財産 | 591,063 | 99.8 |
| | | | (うち基本財産) | (589,335) | (99.5) |
| 資 産 合 計 | 592,490 | 100.0 | 負債及び正味財産合計 | 592,490 | 100.0 |

5 外国債の運用状況

平成22年度の外国債の運用状況は次のとおりである。

(単位：千円)

| 帳簿価格 | 平成22年度 | | 投資期間 | 時価 | 評価損益 | 備考 |
|---------|--------|------|------|---------|----------|--------------------|
| | 受取利息 | 運用利率 | | | | |
| 300,000 | — | — | 30年 | 242,460 | △ 57,540 | H23年3月投資のため受取利息未到来 |

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷
〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成23年度行政監査の結果報告書

目 次

第1 監査の概要

| | | |
|----|--------------------|----|
| 第1 | 監査の概要 | 1 |
| 1 | 監査のテーマ | 1 |
| 2 | 監査の目的 | 1 |
| 3 | 監査対象機関 | 1 |
| 4 | 監査の着眼点 | 2 |
| 5 | 監査の実施方法 | 2 |
| 6 | 監査の実施期間 | 2 |
| 第2 | 現金取扱事務の概要 | 3 |
| 1 | 現金の取扱いについて | 3 |
| 2 | 会計管理者の職務及び補助職員 | 6 |
| 3 | 出納員等による現金の出納保管について | 8 |
| 第3 | 監査の結果及び所見 | 9 |
| 1 | 現金管理の状況 | 9 |
| 2 | 監査の結果及び所見 | 15 |

《参考資料》

| | | |
|---|--|----|
| 1 | 出納機関による直接取納フロー図 | 19 |
| 2 | 地方自治法、財務規則等の関連条文 | 20 |
| 3 | 現金亡失に関する例月現金出納検査報告 | 30 |
| 4 | 「現金及び物品の取扱いについて (昭和51年10月21日付け出納会第402号出納長通知)」 | 31 |
| 5 | 「公金取扱いに係る事故防止について (平成23年2月10日付け出納会第1462号会計管理者通知)」 | 33 |

1 監査のテーマ

現金の管理等に係る会計事務について

2 監査の目的

現金の取扱いについては、地方自治法第235条の4及び同法施行令第168条の6により、「会計管理者は、現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない。」とされている。

本県における公金の取扱いについては、「現金及び物品の取扱いについて（昭和51年10月21日付け出納会第402号出納長通知）」により通知されている。

しかしながら、平成22年10月に、名護県税事務所において、収納した県税136万4,600円が亡失した。現金亡失の経緯は次のとおりである。

平成22年10月29日金曜日に、収納した現金を手提げ金庫に入れ大型金庫に保管した。同年11月1日月曜日に、収納した現金を金融機関に払い込むため、大型金庫から取り出し現金を確認したところ136万4,600円が亡失していた。同日、名護警察署に被害届を提出している。

監査委員は、現金の亡失は重大な事項であるとの認識から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、平成23年2月4日議会及び知事に、現金亡失に関する例月現金出納検査報告を行った（後掲資料参照）。

また、平成22年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書において、「各出納機関の現金管理の状況を十分把握し、各機関に応じた適切な公金管理に取り組みでいただきたい。」と意見を述べたところである。

会計管理者においては、「公金取扱いに係る事故防止について（平成23年2月10日付け出納会第1462号）」を通知し、公金の取扱いについて注意を喚起しているところである。

これらの状況を踏まえ、現金の管理等に係る事務手続について、沖縄県財務規則（以下「財務規則」という。）等に基づき、適正に取り扱われているかを検証するとともに、今後の適正な現金の管理に寄与することを目的に行政監査を実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、平成21年度及び平成22年度において、現金を取り扱っていた出先機関及び出納事務局会計課とした。

4 監査の着眼点

監査に当たっては、主に次の着眼点に基づき実施した。

- (1) 現金の収納事務については、主に次の着重点に基づき適正に執行されているか。
- (2) 金庫の管理は適切に行われているか。
- (3) 現金の管理は適正に行われているか。
- (4) 会計管理者は出先機関の現金管理状況について把握し、適正な指導を行っているか。

5 監査の実施方法

監査対象機関から提出された監査調査書を基に監査を実施した。

6 監査の実施期間

平成23年10月から11月まで監査を実施した。

監査対象機関の内訳

| 部 局 名 | 機関数 | 監 査 対 象 機 関 |
|-----------|-----|--|
| 総 務 部 | 7 | 宮古事務所県税課、八重山事務所県税課、八重山事務所総務課、名護県税事務所、コザ県税事務所、那覇県税事務所、自動車税事務所 |
| 企 画 部 | 1 | 農業研究センター |
| 環境生活部 | 3 | 衛生環境研究所、計量検定所、平和折念資料館 |
| 福祉保健部 | 6 | 北部福祉保健所、中部福祉保健所、南部福祉保健所、中央保健所、総合精神保健福祉センター、看護大学 |
| 農林水産部 | 1 | 農業大学校 |
| 文化観光スポーツ部 | 1 | 芸術大学 |
| 土木建築部 | 2 | 中部土木事務所、中城湾建設事務所 |
| 教 育 庁 | 53 | 図書館、辺土名高等学校他45高等学校、名護特別支援学校他5特別支援学校 |
| 警 察 本 部 | 14 | 那覇警察署、豊見城警察署、糸満警察署、与那原警察署、浦添警察署、宜野湾警察署、沖縄警察署、嘉手納警察署、うるま警察署、石川警察署、名護警察署、本部警察署、宮古島警察署、八重山警察署 |
| 病院事業局 | 6 | 北部病院、中部病院、南部医療センター・こども医療センター、宮古病院、八重山病院、精和病院 |
| 出納事務局 | 1 | 会計課 |
| 合 計 | 95 | |

第2 現金取扱事務の概要

1 現金の取扱いについて

(1) 現金の種類

地方公共団体の取り扱う現金には、歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金がある。

ア 歳計現金

歳計現金とは、県の歳入歳出に属する現金と規定されている（地方自治法第235条の4第1項）。

イ 歳入歳出外現金

歳入歳出外現金とは、その収入・支出が歳入歳出予算に計上されない現金で、①債権の担保として徴収するもの、及び②普通地方公共団体の所有に属しない現金で、法律又は政令の規定により保管するものがある（地方自治法第235条の4第2項及び第3項）。

ウ 一時借入金

一時借入金は、歳出予算の支出をするために、支出現金の不足を補うための借入金で、歳計現金ではなく、県が保管する歳入歳出外現金の範疇にも入らないと解されている。

しかし、現金自体は、歳計現金と同様に、歳出予算に計上された経費の支出に充てられるものであることから、出納及び保管については、歳計現金と同じように取り扱うべきものと解されている。

エ 基金に属する現金

地方自治法第241条第1項において、県は「条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。」とされており、同条第7項において、基金に属する現金は、歳計現金の出納若しくは保管の例によることとされている。

(2) 現金取扱いの原則

ア 現金の保管に関する基本規定

現金の取扱いについて、地方自治法第235条の4第1項には、「歳計現金は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。」と規定されている。

地方自治法施行令第168条の6には、「会計管理者は、歳計現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない。」と規定されている。

また、地方自治法施行令第168条の7には、「歳入歳出外現金の出納及び保管は、歳計現金の出納及び保管の例により、これを行わなければならない。」と規定されている。

イ 財務規則の規定

(7) 歳計現金を直接収納したときの取扱いについて

a 領収証の発行について

出納機関は、納入義務者から現金を直接収納したときは、領収証を交付しなければならないこととされている。ただし、例外的な取扱いとして、入場料については入場券に、授業料については授業料納入通知書に、県税については納税通知書にそれぞれの印章を押印してこれに代えることができるとされている。

さらに、会計管理者が特に認めたものについては、領収証の交付を省略することができることとされており、不特定多数の地域住民等に対する即売について、交付の省略が承認されている。

b 現金の払込みについて

出納機関が収納した現金は、現金払込書によりその日に指定金融機関等に払い込まなければならないこととされている。

ただし、①指定金融機関等の取扱時間後に係るものについては、その翌日に、②遠隔の地において領収した場合又は天災等の理由によってその日に払い込むことができないときは、その理由の終了したときに、③その他特別な理由で会計管理者の承認を得たものについては、その指定した日に直ちに払い込まなければならないとされている。

(4) 歳入歳出外現金を直接受領したときの取扱いについて

歳入歳出外現金を直接受領したときの取扱いについて、財務規則第145条は、出納機関が直接歳入歳出外現金を受領したときは、納人に対し受領証を交付しなければならないこととされている。

また、第146条において、「出納機関は、第143条ただし書の規定により受領した現金は、歳入歳出外現金払込書により指定金融機関等に払い込まなければならない。」と規定されている。

(7) 現金出納簿等について

財務規則第200条において、出納機関は、現金出納簿を備え、所定の事項を登記しなければならないこととされているほか、第193条において、出納機関が現金を直接収納し指定金融機関等に払込みをしたものについては、毎月現金出納計算書を作成し、これに指定金融機関等の領収証を添えて月別に整理し保存しなければならないこととされている。

ウ 現金の取扱いに係る通知

現金の取扱いについては、上記規定に加えて「現金及び物品の取り扱いについて（昭和51年10月21日付け出納会第402号出納長通知）」により通知されている。

現金の取扱いに関する項目のうち主なものは、次のとおりである。

(7) 出納員、金銭分任出納員が取り扱う現金等については、善良な管理者の注意を怠ってはならない。

(4) やむを得ず手許に現金を保管することとなった場合は、堅固な容器に厳重に保管することとし、その日以降のなるべく早い日に精算又は預託等の処理をすること。

(7) 出納員、金銭分任出納員の取り扱う堅固な容器は、盗難、火災等の事故に備え、庁舎の中で最も安全確実な場所におくようにすること。

(4) 出納員、金銭分任出納員の取り扱う堅固な容器は、出退庁時にダイヤル、鍵等の施錠状況を充分確認し、事故発生の防止に万全を期すこと。

(4) 出納員、金銭分任出納員は、堅固な容器のダイヤルナンバーを記した票又は鍵等の保管は善良なる管理者の注意をもって行わなければならない。

(4) 出納員、金銭分任出納員が交替したときは、後任者においてダイヤルナンバーを変更する等事故防止に必要な措置を行うこと。

2 会計管理者の職務及び補助職員

(1) 会計管理者の職務

会計管理者は、地方自治法第170条第1項により、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、当該地方公共団体の会計事務をつかさどることとされている。

会計事務とは、収入・支出のうちの現実の収支の執行手続、決算並びに現金、有価証券及び物品に関する事務を総称し、予算、契約及び財産の管理は含まれないとされている。

会計事務は、同条第2項に例示されているが、そのうち現金に関する事項は次のとおりである。

- ① 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管を行うこと。
- ② 現金の記録管理を行うこと。

(2) 会計管理者の補助職員

県の会計事務は、本来なら会計管理者が行うべきであるが、その複雑多岐にわたる事務を会計管理者だけで処理することはとうてい不可能であるので、その権限に属する事務を処理させるため、出納事務局を設置して会計事務を処理しているところである（地方自治法第171条第5項、沖縄県行政組織規則第99条）。

また、広範囲にわたる会計事務の適正かつ円滑な処理を図り、及び会計管理者を補助させるため、出納員、その他の会計職員（金銭分任出納員、会計員）の制度が設けられている（地方自治法第171条第1項）。

ア 出納員

出納員は会計管理者の命を受けて、現金の出納の事務を行うこととされており、職員のうちから知事が任命することとされている（地方自治法第171条第2項及び第3項）。

県における出納員は、財務規則第5条第1項において部局に出納員を職指定し、又同条第2項においてかいかいの出納員についても職指定するものとしている。

かいかいの出納員は177人である（平成23年11月現在）。

イ 金銭分任出納員

金銭分任出納員は出納員を補助して、現金を収納させるために設置されるもので、遠隔の地や臨戸訪問等において、出納員が直接現金を収納することができない場合において、金銭分任出納員を任命して現金を収納せよとすものである。

金銭分任出納員は、職員のうちから部局の長又はかいかい長が任命することとされている（財務規則第7条第2項）。

ウ 会計員

会計員は、会計管理者の事務を補助させるために、職員のうちから知事が命ずることとされている（地方自治法第171条第2項）。

会計員は、会計管理者のほか、職制上の上司である出納員やその他の会計員の命を受けて、現金の出納保管に限らず、一般的な会計事務を行う（地方自治法第171条第3項）。

3 出納員等による現金の出納保管について

出納員は、会計管理者の命を受けて現金の出納保管等の事務をつかさどることとされている（地方自治法第171条第3項）。

また、知事は会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は出納員をしてさらに当該委任事務の一部を出納員以外の会計職員に委任することができるとされており（地方自治法第171条第4項）、この規定により、出納員は金銭分任出納員にその事務の一部を委任している。

出納員は、会計管理者から委任された範囲内の事務については、自己の名と責任において処理しなければならず、現金等の取扱いについては、善良な管理者としての注意を怠ってはならないこととされている。

この場合、会計管理者は、出納員を指揮監督する。

(1) 会計管理者から出納員への事務の委任

財務規則第6条において、会計管理者が出納員に対して委任する会計事務の範囲が定められている。

出先機関の出納員に対する委任事務のうち現金の取扱いに関する事務は、次のとおりである。

- ① 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の出納及び保管を行うこと。
- ② 現金の記録管理を行うこと。

なお、出先機関の出納員に対して委任される会計事務の範囲は、後掲資料（22頁）のとおりである。

(2) 出納員から金銭分任出納員への委任

財務規則第8条において定められている、出納員が金銭分任出納員に対して委任する会計事務の範囲は、現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の収納である。

なお、出納員から金銭分任出納員に委任される事務の範囲は、後掲資料（23頁）のとおりである。

第3 監査の結果及び所見

1 現金管理の状況

現金の管理等に係る会計事務について、出先機関の調査結果は、次の(1)から(14)のとおりで、出納事務局会計課の調査結果は、(15)及び(16)のとおりである。

なお、監査は、「公金取扱いに係る事故防止について（平成23年2月10日付け会計管理者通知）」の前後における各出先機関の現金管理の状況を確認した。

(1) 現金出納簿の作成状況

出納機関は、納入義務者から現金を直接収納したときには、「現金出納簿(財務規則様式第113号)」に記入することとなっている（「会計事務の手引き(平成23年2月)(以下「手引き」という。)」49頁）。

現金出納簿の作成状況は、次表のとおりで、全ての機関で作成されていた。

| | 会計管理者通知以前 | 会計管理者通知以後 |
|---------|--------------|--------------|
| 作成している | 88 (100.0 %) | 88 (100.0 %) |
| 作成していない | 0 (0.0 %) | 0 (0.0 %) |

注 この項目は、病院事業局6機関及び出納事務局1機関を除く88機関を対象とした。

(2) 収入計算書・現金出納計算書の作成状況

県事務所等の出納員は、毎月分の現金出納に関する収入計算書を毎月作成し、指定金融機関等の受払証明書添えて事務所の長又はかい長を経て会計管理者に提出しなければならないとされており（財務規則第192条）、全ての県税事務所等において作成、提出されていた。

また、現金を直接収納した県事務所等以外の出納機関は、毎月「現金出納計算書(財務規則様式第81号)」を作成し、指定金融機関等の領収書を添えて、整理・保存しなければならぬこととされているが（財務規則第193条）、会計管理者通知以前は15機関（18.3%）、通知以後は4機関（4.9%）が整理・保存していなかった。

| | 会計管理者通知以前 | 会計管理者通知以後 |
|------------|--------------|--------------|
| 提出している | 6 (100.0 %) | 6 (100.0 %) |
| 提出していない | 0 (0.0 %) | 0 (0.0 %) |
| 整理・保存している | 67 (81.7 %) | 78 (95.1 %) |
| 整理・保存していない | 15 (18.3 %) | 4 (4.9 %) |

注 この項目は、病院事業局6機関及び出納事務局1機関を除く88機関を対象とした。

(3) 指定金融機関等への払込みの状況

納入義務者から直接収納した現金の、指定金融機関等への払込状況は次表のとおりで、会計管理者通知以後においても、1人の職員で行っている機関が78機関（88.6%）であった。

| | 会計管理者通知以前 | 会計管理者通知以後 |
|-----|---------------|---------------|
| 単 独 | 83 (94.3 %) | 78 (88.6 %) |
| 複 数 | 5 (5.7 %) | 10 (11.4 %) |

注 この項目は、病院事業局6機関及び出納事務局1機関を除く88機関を対象とした。

(4) 最寄りの指定金融機関等の状況
 最寄りの指定金融機関等までの距離等の状況は下記のとおりである。
 なお、金融機関までの平均距離は1.7kmで、平均移動時間は約6分であった。

金融機関までの距離が、最も遠かった機関 : 8.0km
 金融機関までの移動時間が、最も長かった機関 : 15分
 金融機関までの移動手段 : 自動車75機関 (85.2%)、徒歩13機関 (14.8%)

(5) 領収証の取扱いの状況
 領収証の取扱いについては、「手引き」52頁に、取扱い上の注意点が示されている。
 取扱いの状況は次表のとおりで、書き損じた領収証を破棄している機関があるなど、「手引き」と異なる取扱いとなっている機関があった。

①出納員及び金銭分任出納員ごとに別冊として使用しているか。

| | 会計管理者通知以前 | 会計管理者通知以後 |
|--------------|---------------|---------------|
| 別冊として使用 | 73 (83.0 %) | 84 (95.5 %) |
| 別冊として使用していない | 15 (17.0 %) | 4 (4.5 %) |

②会計年度ごとに別冊として使用しているか。

| | 会計管理者通知以前 | 会計管理者通知以後 |
|--------------|---------------|---------------|
| 別冊として使用 | 73 (83.0 %) | 84 (95.5 %) |
| 別冊として使用していない | 15 (17.0 %) | 4 (4.5 %) |

③会計年度ごとに一連番号を付しているか。

| | 会計管理者通知以前 | 会計管理者通知以後 |
|--------|---------------|---------------|
| 付している | 73 (83.0 %) | 84 (95.5 %) |
| 付していない | 15 (17.0 %) | 4 (4.5 %) |

④書き損じの場合の取扱い

| | 会計管理者通知以前 | 会計管理者通知以後 |
|-------------------|---------------|---------------|
| 綴りから切り離し破棄している | 2 (2.3 %) | 1 (1.1 %) |
| 綴りから切り離すことなく残している | 86 (97.7 %) | 87 (98.9 %) |

注 上記①から④までの項目は、病院事業局6機関及び出納事務局1機関を除く88機関を対象とした。

(6) 出納員等名義の預金口座について
 県公金を管理するための出納員等名義の預金口座の有無を調査したところ、26機関(27.7%)が口座を有していた。

| | |
|----|---------------|
| ある | 26 (27.7 %) |
| ない | 68 (72.3 %) |

注 この項目は、出納事務局1機関を除く94機関を対象とした。

(7) 現金取扱要領等の策定状況
 現金の取扱いについて、出納機関独自の手引きや取扱要領等を策定しているか調査したところ、策定していない機関が72機関(76.6%)であった。

| | 会計管理者通知以前 | 会計管理者通知以後 |
|----|---------------|---------------|
| ある | 22 (23.4 %) | 22 (23.4 %) |
| ない | 72 (76.6 %) | 72 (76.6 %) |

注 この項目は、出納事務局1機関を除く94機関を対象とした。

(8) 現金の保管状況
 納入義務者から直接現金を収納し、やむを得ず手許に現金を保管することとなったときは、堅固な容器に厳重に保管することとされている。
 現金の保管状況は次表のとおりで、全ての機関で職場内の金庫に保管する方法となっていたのに加え、4機関は出納員等名義の預金口座への預金、1機関は夜間金庫の利用、6機関は現金集配業者への委託と併用していた。

| | 会計管理者通知以前 | 会計管理者通知以後 |
|------------|----------------|----------------|
| 職場内金庫 | 94 (100.0 %) | 94 (100.0 %) |
| 出納員等口座への預金 | 2 (2.1 %) | 4 (4.3 %) |
| 夜間金庫の利用 | 1 (1.1 %) | 1 (1.1 %) |
| 現金集配業者への委託 | 6 (6.4 %) | 6 (6.4 %) |

注 この項目は、出納事務局1機関を除く94機関を対象とした。

(9) 保管日数
 納入義務者から直接現金を収納し、やむを得ず手許に保管することとなった現金について、最長何日間手許保管としていたか調査したところ、会計管理者通知以後で歳計現金が9日間、歳入歳出外現金が25日間であった。

- ①歳計現金
 会計管理者通知以前で、最も長かった保管日数 : 10日
 会計管理者通知以後で、最も長かった保管日数 : 9日
- ②歳入歳出外現金
 会計管理者通知以前で、最も長かった保管日数 : 22日
 会計管理者通知以後で、最も長かった保管日数 : 25日

(10) 現金の金庫等への保管時の確認状況

納入義務者から直接現金を収納し、やむを得ず手許に保管することとなった現金を、金庫に保管する際、また金庫から現金を出す際、現金と現金出納簿等帳簿と照合するなど確認を行っているか調査したところ、会計管理者通知以後においても、11機関(11.7%)において確認が行われていなかった。

また、確認を行っている83機関において、単独の職員によるものが17機関(20.5%)であった。

| | 会計管理者通知以前 | 会計管理者通知以後 |
|--------|---------------|---------------|
| 行っている | 80 (85.1 %) | 83 (88.3 %) |
| 行っていない | 14 (14.9 %) | 11 (11.7 %) |

注 この項目は、出納事務局1機関を除く94機関を対象とした。

| | |
|----|---------------|
| 単独 | 17 (20.5 %) |
| 複数 | 66 (79.5 %) |

(11) 金庫の鍵の形態

手許に保管する現金は、金庫など堅固な容器に厳重に保管することとされている。金庫の鍵の形態は次表のとおりで、会計管理者通知以前に「ダイヤル鍵のみ」「シリンドー鍵のみ」であった機関のうち4機関が、会計管理者通知以後は「ダイヤル鍵・シリンドー鍵の2重ロック」に変更していた。

| | 会計管理者通知以前 | 会計管理者通知以後 |
|--------------------|---------------|---------------|
| ダイヤル鍵・シリンドー鍵の2重ロック | 70 (74.5 %) | 74 (78.7 %) |
| ダイヤル鍵のみ | 10 (10.6 %) | 8 (8.5 %) |
| シリンドー鍵のみ | 14 (14.9 %) | 12 (12.8 %) |
| 施錠機能なし | 0 (0.0 %) | 0 (0.0 %) |
| その他 | 0 (0.0 %) | 0 (0.0 %) |

注 この項目は、出納事務局1機関を除く94機関を対象とした。

(12) 金庫の鍵の管理

金庫のダイヤルナンバーを記した票や、シリンドー鍵の管理状況は次表のとおりである。

会計管理者通知以後において、56機関(59.6%)は1人の職員が管理をしている。

①鍵を管理している職員数

| | 会計管理者通知以前 | 会計管理者通知以後 |
|------|---------------|---------------|
| 1人 | 57 (60.6 %) | 56 (59.6 %) |
| 2人 | 26 (27.7 %) | 28 (29.8 %) |
| 3人 | 7 (7.4 %) | 7 (7.4 %) |
| 4人 | 3 (3.2 %) | 3 (3.2 %) |
| 5人以上 | 1 (1.1 %) | 0 (0.0 %) |

注 この項目は、出納事務局1機関を除く94機関を対象とした。

また、金庫のダイヤルナンバーを知っている職員数は次表のとおりである。会計管理者通知以後において、54機関(65.8%)は2人以内の職員のみであるが、5人以上の職員がダイヤルナンバーを知っている機関が5機関(6.1%)であった。

②金庫のダイヤルナンバーを知っている職員数

| | 会計管理者通知以前 | 会計管理者通知以後 |
|------|---------------|---------------|
| 1人 | 17 (21.3 %) | 17 (20.7 %) |
| 2人 | 35 (43.8 %) | 37 (45.1 %) |
| 3人 | 13 (16.3 %) | 17 (20.7 %) |
| 4人 | 7 (8.8 %) | 6 (7.3 %) |
| 5人以上 | 8 (10.0 %) | 5 (6.1 %) |

注 この項目は、上記(11)において、金庫の鍵の形態を「ダイヤル鍵・シリンドー鍵」と回答した機関及び「ダイヤル鍵のみ」と回答した機関を対象とした。

(13) ダイヤル鍵のダイヤルナンバーの変更状況

出納員等が交替したときは、後任者においてダイヤルナンバーを変更する等事故防止に必要な措置を行うこととされている。

変更状況は次表のとおりで、会計管理者通知以後において、変更していない機関が71機関(86.6%)であった。

| | 会計管理者通知以前 | 会計管理者通知以後 |
|---------|----------------|---------------|
| 変更している | 0 (0.0 %) | 11 (13.4 %) |
| 変更していない | 80 (100.0 %) | 71 (86.6 %) |

注 この項目は、上記(11)において、金庫の鍵の形態を「ダイヤル鍵・シリンドー鍵」と回答した機関及び「ダイヤル鍵のみ」と回答した機関を対象とした。

(14) 最近1年間の会計事務研修の受講状況

最近1年間の、出納員及び金銭分任出納員の会計事務研修の受講状況は次表のとおりである。

出納員又は金銭分任出納員が、最近1年間会計事務研修を受講した機関は、56機関(59.6%)である。

出納員の受講率は49.5%、金銭分任出納員の受講率は3.7%となっている。

①受講した機関数

| | |
|---------|---------------|
| 受講している | 56 (59.6 %) |
| 受講していない | 38 (40.4 %) |

注 この項目は、出納事務局1機関を除く94機関を対象とした。

②受講者数

| | 出納員 (101人) | 金銭分任出納員 (215人) |
|---------|---------------|----------------|
| 受講している | 50 (49.5 %) | 8 (3.7 %) |
| 受講していない | 51 (50.5 %) | 207 (96.3 %) |

(15) 出納事務局会計課の調査結果について

出納事務局会計課に対しては、各出先機関における現金出納簿の作成状況や、領収証の取扱状況等について、現状をどのように把握しているかなどについて調査した。

提出された調査票の回答状況は下記のとおりである。

把握している具体的な内容等については、「内容を記録していないので回答できない」とのことであった。

① 会計管理者通知前後とも状況等を「確認・把握していた」と回答しているもの

- ・現金出納簿の作成状況
- ・現金出納計算書等の整理保存の状況
- ・領収書について、会計事務の手引きに定められたとおりに取り扱っているか。
- ・出納員等名義の預金口座の開設状況
- ・現金取扱いについての内部牽制体制

② 会計管理者通知以前は状況等を確認・把握していなかったが、通知以後は状況等を「確認・把握している」と回答しているもの

- ・現金払込書による指定金融機関等での払込時の移動手段等
- ・直接収納し、手許保管が必要となった現金の保管方法
- ・手許保管が必要となった現金の最長手許保管期間
- ・手許保管が必要となった現金の保管金額
- ・金庫の規格性能等
- ・金庫のダイヤルナンバーを記した票や鍵の管理状況
- ・夜間金庫の利用状況

③ 現在も、状況等を「確認・把握していない」と回答しているもの

- ・出納機関独自の現金取扱要領等の策定状況

(16) 例月出納検査への対応について

地方自治法第235条の2第1項は、会計管理者の権限に属する現金の出納について、毎月監査委員が検査することを規定している（例月出納検査）。

これは、現金の重要性に着目して、現金出納機関の毎月の事務処理の客観的保障及び現金保管に係る事故防止の手段として定められたものである。

現在、会計管理者から提出される現金出納検査調査書には、出納機関が直接収納した現金で、指定金融機関等に払い込むことができず手許保管したものについては記載されていない。

2 監査の結果及び所見

現在、多くの職員が、日々の会計事務において、現金等を取り扱っており、機関によっては、取り扱う金額も多額となっている。

このようなか、昨年、名護県税事務所において現金亡失が発生したことから、今回の行政監査は、現金の管理等に係る会計事務について検証を行った。

現金の適正な管理に向けて、①金庫管理の適正化、②夜間金庫等の活用、③会計管理者の指導監督の強化、④現金取扱要領の策定など、検討・改善を要する点があった。

今後とも、県民の財産である県公金を適切に管理する責務の重大性を認識し、日頃の会計事務を適正かつ確実に行うために、次の点に留意して、事務の改善に努めていただきたい。

(1) 「現金出納簿」等の作成等について

現金出納簿については、監査を実施した機関全てにおいて作成されていたが、現金出納計算書は、4機関において作成されていなかった。

財務規則で定められている書類を作成することは、出納員として最も基本的な責務であることから、今後は、財務規則に基づき作成する必要がある。

(2) 領収証の取扱いについて

会計管理者通知以後においても、4機関において一連番号を付さないで使用しており、1機関においては書き損じた領収証を破棄していた。

また、不特定多数の地域住民等に対する即売に該当しないのに、10機関においては領収証の交付を省略していた。

領収証は、金銭の授受を確認する重要な証拠書類であることから、今後は、財務規則等に基づき、適正に取り扱う必要がある。

(3) 資金前渡用預金口座の目的外使用について

支出方法の一つである資金前渡のため開設した預金口座に、手許保管が必要となった現金を入金し、保管している機関があった。

収納した現金と、支出に充てるための現金が、一時的に同一の口座に混在しており、適切な現金の管理という観点から、また、本来の目的とは異なる目的に使用されていることから、適切な使用となるよう関係課と会計課において検討していただきたい。

(4) 歳計現金の保管期間について

指定金融機関等に払い込むべき現金について、職場内金庫に9日間の長期にわたって保管している機関があった。

出納機関が収納した現金は、その日のうちに指定金融機関等に払い込まなければならないとされていることから、今後は、財務規則等に基づき、速やかに指定金融機関等に払い込む必要がある。

(5) 歳入歳出外現金の保管期間について

歳入歳出外現金を、出納員名義の預金口座に25日間の長期にわたって保管している機関があった。

現金の受払い等の事務について、法令等の規定により、特定の期間現金を保管する必要があるり、かつ特定の期日で処理を行わなければならない現金の取扱いについては、会計管理者において、当該機関の実態を十分に把握し、必要な規程の整備や取扱要領等の制定を行う等、事務の適正化に努める必要がある。

(6) 金庫管理の適正化について

金庫のダイヤルナンバーを知っている職員が5人以上の機関が5機関(6.1%)あった。また、出納員が人事異動等で交替していたにもかかわらず、金庫のダイヤルナンバーを変更していない機関が71機関(86.6%)あった。

さらに、現金の金庫への保管時の確認について、帳簿との照合を行うなどの確認を行っていない機関が11機関(11.7%)、1人の職員で確認を行っている機関が17機関(20.5%)あった。事故の発生を防止するため、金庫のダイヤルナンバーを知っている職員数を必要最少限の職員数に止め、適宜適切なダイヤルナンバーの変更、相互牽制が機能するよう複数人での現金確認を行うなど管理体制の強化を図る必要がある。

(7) 夜間金庫等の活用について

指定金融機関等の取扱時間後に収納した現金等について、職場内の金庫に保管するほか、①現金自動預払機(ATM機)により出納員等名義の預金口座に入金し保管する方法、②夜間金庫の利用、③現金集配事業者への委託等が考えられる。

今回の監査において、職場内金庫への保管と上記①の方法とを併用していたのが4機関、②の方法と併用していたのが1機関、③の方法と併用していたのが6機関あった。

出先機関における夜間金庫等の活用に向けて、会計管理者において調査・検討をしていただきたい。

(8) 会計管理者の指導監督について

出納事務局会計課において、出先機関の会計実地指導を行っており、平成22年度は175機関中61機関(34.9%)について実施し、平成23年度は174機関中63機関(36.2%)の実施を計画している。

会計実地指導において、出先機関の現金出納簿の作成状況や、内部牽制体制等について「確認・把握している」と回答しているものの、その具体的な内容等については、「内容を記録していないので回答できない」とのことであった。

今後、各出先機関における現金の管理状況等を正確に把握したうえで、会計実地指導等指導の強化を図る必要がある。

(9) 現金取扱要領等の策定について

現在、現金の取扱いについては、「現金及び物品の取扱いについて(昭和51年10月21日付付納会第402号出納長通知)」等に基づいて行われている。

同通知等では、具体的な管理方法には言及されおらず、どのような管理方法とするかは、各出納機関に委ねられている。

しかし、現金の取扱いについては、出納機関独自の手引きや取扱要領を策定しているのは22機関(23.4%)であり、72機関(76.6%)は策定していなかった。

現金の出納及び保管については、全庁的に統一した管理方法に基づき行われるべきであることから、会計管理者において「現金取扱要領(仮称)」を策定する必要がある。

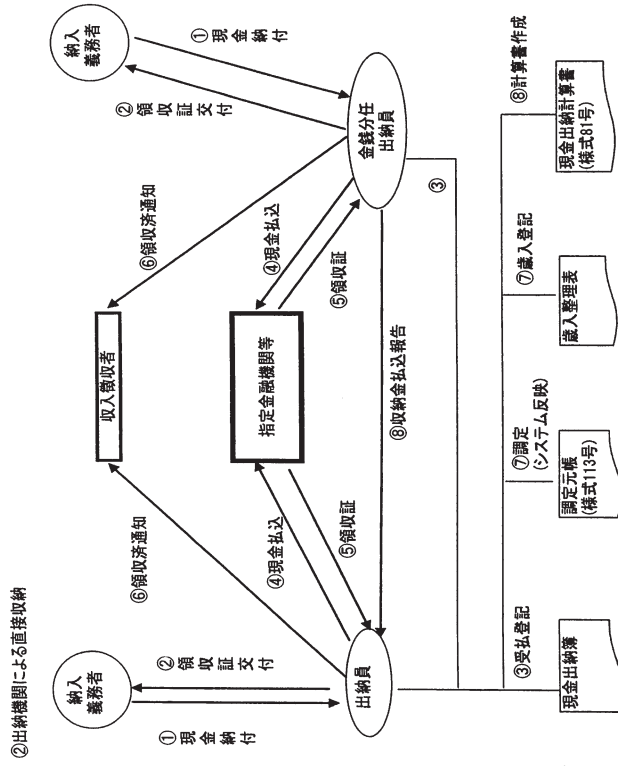
(10) 出先の出納機関が保管する現金の出納検査について

出先機関が直接収納した現金で、指定金融機関に払い込むことができず、手許保管した現金は、県における収納手続の中で、現金出納簿への記載を経て一時的に保管されているものであることから、現金の出納として、現金出納検査調書に記載されるべきである。

地方公共団体の出納その他の会計事務の執行を代表するものとして、会計管理者が設置されている趣旨に鑑み、例月出納検査を受けるに当たっては、各出納機関における現金の管理状況を十分把握していただきたい。

参 考 資 料

1 出納機関による直接収納フロー図



※出典「会計事務の手引き（平成23年2月）」

2 地方自治法、沖繩県財務規則等の関連条文

○地方自治法

(会計管理者の職務権限)

第170条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

2 前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)の出納及び保管を行うこと。
- (2) 小切手を振り出すこと。
- (3) 有価証券(公有財産又は基金に属するものを含む。)の出納及び保管を行うこと。
- (4) 物品(基金に属する動産を含む。)の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。)を行うこと。
- (5) 現金及び財産の記録管理を行うこと。
- (6) 支出負担行為に関する確認を行うこと。
- (7) 決算を調製し、これを普通地方公共団体の長に提出すること。

3 普通地方公共団体の長は、会計管理者に事故がある場合において必要があるときは、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員にその事務を代理させることができる。

(出納員その他の会計職員)

第171条 会計管理者の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置く。ただし、町村においては、出納員を置かないことができる。

2 出納員その他の会計職員は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

3 出納員は、会計管理者の命を受けて現金の出納(小切手の振出しを含む。)若しくは保管又は物品の出納若しくは保管の事務をつかさどり、その他の会計職員は、上司の命を受けて当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

4 普通地方公共団体の長は、会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は当該出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させることができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。

5 普通地方公共団体の長は、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、規則で必要な組織を設けることができる。

(現金及び有価証券の保管)

第235条の4 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金(以下「歳計現金」という。)は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。

3 法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金(以下「歳入歳出外現金」という。)には、利子を付さない。

○地方自治法施行令

(歳計現金の保管)

第168条の6 会計管理者は、歳計現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない。

(歳入歳出外現金及び保管有価証券)

第168条の7 会計管理者は、普通地方公共団体が債権者として債権者に属する権利を代位して行うことにより受領すべき現金又は有価証券その他の現金又は有価証券で総務省令で定めるものを保管することができる。

2 会計管理者は、普通地方公共団体の長の通知がなければ、歳入歳出外現金又は普通地方公共団体が保管する有価証券で当該普通地方公共団体の所有に属しないものの出納をすることができない。

3 前項に定めるもののほか、歳入歳出外現金の出納及び保管は、歳計現金の出納及び保管の例により、これを行なわなければならない。

○沖繩県財務規則

(出納員)

第5条 別表第1の左欄に掲げる部局に出納員を置き、同表右欄に掲げる職にある者をもつて充てる。

2 別表第2の左欄に掲げるかいかいに出納員を置き、同表右欄に掲げる職にある者をもつて充てる。

3 知事は、前2項に規定する出納員に事故がある場合若しくは出納員が欠けた場合又は出納員が長期旅行等のためその職務を行なうことができない場合には、臨時に出納員を置きその職務を行わせることができる。

4 前項に規定する臨時の出納員は、部局においては会計管理者の内申に基づいて知事が、かいかいにおいては当該かいかいに勤務する職員のうちから当該かいかい長が任命する。

5 前項の規定によりかいかいにおいて臨時の出納員を任命する場合において、必要がある場合は、会計管理者の内申に基づき、知事が出納員を任命することができる。

(出納員への委任)

第6条 会計管理者は、次の各号に掲げる出納員に対して当該各号に掲げる会計事務を委任する。

(1) 会計課の課長である出納員 部局に属する収入金の収納並びに歳入歳出外現金及び保管有価証券の収納及び保管に關すること。

(2) 物品管理課の課長である出納員 部局(警察本部を除く。)に属する物品の収納及び保管(使用中の物品の保管を除く。)並びに記録管理を行なうこと。

(3) 事務所総務課の出納員 事務所及び右別表第3右欄に掲げるかいかいに属する第5号アからカまでに掲げる事務並びに収入証紙の収納及び保管に關すること。

(4) 事務所県税課の出納員 事務所県税課に属する現金(現金に代えて納付される証券を含む。)の収納保管及び記録管理並びに県税証紙の収納及び保管に關すること。

(5) かいかいの出納員(県税事務所、事務所及び自動車税事務所を除く。)当該かいかいに属する次の掲げる事務に關すること。

ア 現金(現金に代えて納付される証券を含む。)の収納及び保管を行なうこと。

イ 支払の決定を行なうこと。

ウ 有価証券の収納及び保管を行なうこと。

エ 物品の収納及び保管(使用中の物品の保管を除く。)を行なうこと。

オ 支出負担行為に關する確認を行なうこと。

カ 現金及び物品の記録管理を行なうこと。

(6) 県税事務所(那覇県税事務所を除く。以下この号及び次号において同じ。)の出納員 県税事務所に属する前号アからカまでに掲げる事務、自動車税事務所に属する自動車税及び自動車取得税の滞納処分(県税事務所において行つたものに限る。)に係る徴収金(現金に代えて納付される証券を含む。)の収納及び保管、有価証券の納付受託及び保管並びに現金の記録管理並びに収入証紙及び県税証紙の収納及び保管を行なうこと。

(7) 那覇県税事務所の出納員 那覇県税事務所に属する第5号アからカまでに掲げる事務、事務所県税課、県税事務所又は自動車税事務所に属する県税の滞納処分(那覇県税事務所において行つたものに限る。)に係る徴収金(現金に代えて納付される証券を含む。)の収納及び保管、有価証券の納付受託及び保管並びに現金の記録管理並びに収入証紙及び県税証紙の収納及び保管を行なうこと。

(8) 自動車税事務所の出納員 自動車税事務所に属する第5号アからカまでに掲げる事務並びに収入証紙、証紙代金収納計器始動票札及び自動車税証紙の収納及び保管を行

うこと。

(9) 警察本部の出納員 警察本部に属する物品の収納、保管(使用中の物品の保管を除く。)及び記録管理並びに警察本部に属する入札保証金及び契約保証金並びに使用料及び手数料の受け入れ及び受け入れ当日に還付する必要のある入札保証金に關すること。

(金銭分任出納員)

第7条 部局及びかいかいに、現金(現金に代えて納付される証券を含む。)を収納させるため、金銭分任出納員を置くことができる。

2 前項の金銭分任出納員は、職員のうちから当該部局の長(出納事務局にあつては、会計課の課長。以下同じ。)又はかいかい長が任命する。

3 部局の長又はかいかい長は、金銭分任出納員を任免した場合は、直ちに会計管理者又は出納員に通知しなければならない。

(金銭分任出納員への委任)

第8条 別表第4の左欄に掲げる出納員は、同表中欄に掲げる金銭分任出納員に対して同表右欄に掲げる事務を委任する。

(会計員の配置)

第9条 部局及びかいかいに会計員を置く。

2 部局の会計員は、出納事務局の会計課、物品管理課(車両班を除く。)及び警察本部会計課に勤務する職員(出納員を除く。)をこれに任命する。

3 かいかいの会計員は、当該かいかいに勤務する職員のうちから、かいかい長が任命する。

4 前2項に定める場合のほか、必要があるときは、知事が会計員を任命する。

(収納機関の直接収納)

第46条 収納機関は、納入義務者から現金(現金に代えて納付される証券を含む。以下この条において同じ。)を直接収納したときは、領収証を交付しなければならない。ただし、入場料については入場券を、授業料については授業料納入通知書に第242条第1項の規定による印章を押印してこれに代えるものとし、県税については納税通知書等に同条第2項の規定による印章を押印してこれに代えることができるものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、会計管理者が特に認めたものについては、領収証の交付を省略することができる。

3 収納機関が収納した現金は、現金払込書によりその日に指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、指定金融機関等の取扱時間後に係るものについては、その翌日に、遡隔の地において領収した場合は天災等の理由によつてその日に払い込むことができないときは、その理由の終了したときに、その他特別な理由で会計管理者の承認を得たものについては、その指定した日に直ちに払い込まなければならない。

4 収納機関は、収入金を証券で収納した場合にあつては、領収証原件及び現金出納簿の摘要欄に証券の種類、額面金額、番号、支払金融機関の名称等必要な事項を記載しなければならない。

5 金銭分任出納員が第3項の規定によつて収入金を指定金融機関等に払い込んだ場合は、その月の領収済額及び払込金額を収納金払込報告書により、翌月3日までに所属の出納員に報告しなければならない。

6 収納機関は、第3項の規定により指定金融機関等に払い込みをして受けた領収証を亡失又はき損したときは、当該指定金融機関等から払い込みが終つている旨の証明書を受なければならない。

別表第1（第5条関係） 部局に置く出納員

| 部局 | 職名 |
|-------|--|
| 出納事務局 | 会計課長 同課班長 物品管理課長 同課班長 会計課長 同課長補佐 |

別表第2（第5条関係） かいに置く出納員

| 出先機関名 | 職名 |
|------------------------------|---|
| 東京事務所 | 総務企画課長 総務班の班長 |
| 県税事務所（名議県税事務所を除く。） | 納税第1班の班長 課税班の班長 納税班の班長 総務班の班長 総務班に属する主査 |
| 名議県税事務所 | 課税班の班長 納税班の班長 |
| 自動車税事務所 | 総務班の班長 総務班に属する主査 |
| 海洋深層水研究所 | 所長 |
| 芸術大学 | 総務課長 |
| 平和祈念資料館 | 主幹 |
| 消防学校 | 副校長 |
| 看護大学 | 総務課長 |
| 衛生環境研究所 | 企画管理班の班長 |
| 福祉保健所（宮古福祉保健所及び八重山福祉保健所を除く。） | 総務企画班の班長 |
| 中央保健所 | 総務班の班長 |
| 若夏学院 | 庶務班の班長 |
| 中央児童相談所 | 保護班の班長 |
| コザ児童相談所 | 自立支援班の班長 |
| 女性相談所 | 主幹 |
| 身体障害者更生相談所 | 主幹 |
| 農業改良普及センター | 普及企画班の班長 |
| 農業研究センター（支所を除く。） | 総務管理班の班長 |
| 農業研究センター名護支所 | 業務班の班長 |
| 中央畜産保健衛生所 | 防疫企画班の班長 |
| 畜産研究センター | 企画管理班の班長 |
| 家畜衛生試験場 | 研究主幹 |
| 水産海洋研究センター（支所を除く。） | 企画管理班の班長 |
| 南部林業事務所 | 主幹 |
| 森林資源研究センター | 企画管理班の班長 |
| 家畜改良センター | 乳用牛班の班長 |
| 南部農林土木事務所 | 土地改良班の班長 |
| 中部農林土木事務所 | 計画用地班の班長 |
| 職業能力開発校 | 主幹 |

（受領証の交付）
第145条 出納機関が直接歳入歳出外現金又は保管有価証券を受領したときは、納人に対し受領証を交付しなければならない。

（保管現金の払込み）
第146条 出納機関は、第143条ただし書の規定により受領した現金は、歳入歳出外現金払込書により指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、2日以内に払戻しをすることを要するものについては、この限りでない。

（収入計算書）
第192条 県税事務所（自動車税事務所を含む。）及び事務所県税課の出納員は、収入計算書を毎月作成し、指定金融機関等の受払証明書を添えて事務所の長又は当該かい長を経て会計管理者に提出しなければならない。

（現金出納計算書）
第193条 出納機関が現金を直接収納し指定金融機関等に払込みをしたものについては、毎月現金出納計算書を作成し、これに指定金融機関等の領収証を添えて月別に整理し保存しなければならない。

（出納機関の帳簿）
第200条 出納機関は、次の各号に掲げる帳簿を備え所定の事項を登記しなければならない。

- (1) 歳入整理表
- (2) 歳出整理表
- (3) 未払金整理簿
- (4) 現金出納簿
- (5) 資金前渡整理簿（給与その他の給付、児童手当、報償費（物品購入に係る経費を除く。）及び賃金を除く。）
- (6) 歳入歳出外現金受払簿
- (7) 有価証券受払簿（保管有価証券を除く。）
- (8) 備品出納簿（図書を除く。）
- (9) 図書出納簿
- (10) 動物出納簿
- (11) 消耗品出納簿（郵便切手を除く。）
- (12) 郵便切手出納簿
- (13) 財産記録簿
- (14) 小切手受払整理簿
- (15) 基金出納整理表
- (16) 占有動産整理簿

別表第3 (第6条関係)

| | |
|------------------------------|--------------------------|
| 出先機関名 | 職名 |
| 工業技術センター | 企画管理班の班長 |
| 土木事務所(宮古土木事務所及び八重山土木事務所を除く。) | 庶務班の班長 |
| 警察署 | 会計課長 |
| 警察学校 | 校長補佐 |
| 教育事務所 | 総務班の班長 |
| 県立高等学校 | 事務長(事務主任を置く学校にあつては、事務主任) |
| 県立特別支援学校 | 事務長(事務主任を置く学校にあつては、事務主任) |
| 県立中学校 | 事務長 |
| 総合教育センター | 総務班の班長 |
| 県立博物館・美術館 | 総務班の班長 |
| 理蔵文化財センター | 総務班の班長 |
| 青少年の家 | 事務長 |
| 中央食肉衛生検査所 | 食鳥検査班の班長 |
| 北部食肉衛生検査所 | 主幹 |
| 浦添看護学校 | 教務班の班長 |
| 総合精神保健福祉センター | 主幹 |
| 動物愛護管理センター | 主幹 |
| 農業大学校 | 主査 |
| 病害虫防除技術センター | 企画管理班の班長 |
| 中城湾建設事務所 | 管理班の班長 |
| 中央卸売市場 | 主幹 |
| 図書館 | 総務班の班長 |
| 自治研修所 | 主幹 |
| 県民生活センター | 主幹 |
| 計量検定所 | 主査 |
| 水産業改良普及センター | 主幹 |
| 栽培漁業センター | 研究主幹 |
| 沖縄県ダム事務所 | 管理班の班長 |
| 下水道建設事務所 | 主幹 |
| 下水道管理事務所 | 庶務班の班長 |
| 大阪事務所 | 主幹 |
| 北部農林水産振興センター | 副参事 |
| | 農業改良普及課普及企画班の班長 |
| | 農業水産整備課土地改良班の班長 |
| | 森林整備保全課森林整備班の班長 |
| | 家畜保健衛生課の主幹 |
| 事務所 | 出納管理総括 |
| | 出納管理班に属する主幹又は主査 |
| | 県税課長 |
| | 県税課に属する主幹 |

備考 表の右欄に掲げる職に2人以上の者が任命されている場合は、当該職にある者のうち会計事務を担当するものを出納員とする。

| | |
|---------------|----------------|
| 宮古事務所総務課の出納員 | 農業研究センター宮古島支所 |
| | 宮古福祉保健所 |
| | 宮古農林水産振興センター |
| | 宮古土木事務所 |
| | 下地島空港管理事務所 |
| 八重山事務所総務課の出納員 | 農業研究センター石垣支所 |
| | 水産海洋研究センター石垣支所 |
| | 八重山福祉保健所 |
| | 八重山農林水産振興センター |
| | 八重山土木事務所 |
| | 新石垣空港建設事務所 |

別表第4 (第8条関係)

| | | |
|------------------------------|--|---|
| 出納事務局の出納員 | 知事公室、総務部、企画部、環境生活部、福祉保健部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部及び土木建築部の主管理並びに教育庁の財務課並びに警察本部の会計課並びに議会事務局の総務課の金銭分任出納員 | 当該各部局に属する使用料、手数料、入札保証金及び契約保証金の受入れ並びに直ちに還付する必要がある入札保証金の還付に関すること。 |
| | 管財課の金銭分任出納員 | 入札保証金及び契約保証金の受入れ、直ちに還付する必要がある入札保証金の還付並びに財産貸付料の取納に関すること。 |
| | 総務私学課及び警察本部広報相談課の金銭分任出納員 | 公文書の写しの交付に要する費用の取納に関すること。 |
| | 市町村課の金銭分任出納員 | 本人確認情報の開示に要する費用の取納に関すること。 |
| | 医務課の金銭分任出納員 | 看護師等修学資金貸与金の取納に関すること。 |
| | 住宅課の金銭分任出納員 | 県営住宅の使用料の取納及び入居敷金の受入れに関すること。 |
| | 商工振興課の金銭分任出納員 | 生産物売却の費用の取納に関すること。 |
| 計量検定所の出納員 | 計量検定所の金銭分任出納員 | 定期検査手数料の取納に関すること。 |
| 北部福祉保健所、中部福祉保健所及び南部福祉保健所の出納員 | 北部福祉保健所、中部福祉保健所及び南部福祉保健所の金銭分任出納員 | 北部福祉保健所、中部福祉保健所及び南部福祉保健所に属する収入の取納に関すること。 |
| 警察署の出納員 | 警察署の金銭分任出納員 | 違法駐車車両の移動費用の取納に関すること。 |
| 平和祈念資料館の出納員 | 平和祈念資料館の金銭分任出納員 | 平和祈念資料館及び八重山平和祈念館に属する収入の取納に関すること。 |
| 県税事務所の出納員 | 県税事務所の金銭分任出納員 | 県税事務所に属する収入の取納に関すること。 |
| 自動車税事務所の出納員 | 自動車税事務所の金銭分任出納員 | 自動車税事務所に属する収入の取納に関すること。 |
| 県立高等学校の出納員 | 県立高等学校定時制の金銭分任出納員 | 県立高等学校定時制に属する収入の取納に関すること。 |

| | | |
|--------------|---------------------------------|--|
| 宮古事務所総務課の出納員 | 宮古事務所総務課の金銭分任出納員 | 定期検査手数料の取納に関すること。 |
| | 農業研究センター宮古支所の金銭分任出納員 | 農業研究センター宮古支所に属する収入の取納に関すること。 |
| | 宮古福祉保健所の金銭分任出納員 | 宮古福祉保健所に属する収入の取納に関すること。 |
| | 宮古農林水産振興センター及び宮古土木事務所の金銭分任出納員 | 宮古農林水産振興センター又は宮古土木事務所に属する使用料、手数料、入札保証金及び契約保証金の受入れ、直ちに還付する必要がある入札保証金の還付並びに公文書の写しの交付に要する費用の取納に関すること。 |
| | 下地島空港管理事務所の出納員 | 公文書の写しの交付に要する費用の取納に関すること。 |
| | 宮古事務所県税課の出納員 | 県税課に属する収入の取納に関すること。 |
| | 八重山事務所総務課の出納員 | 定期検査手数料の取納に関すること。 |
| | 農業研究センター石垣支所の金銭分任出納員 | 農業研究センター石垣支所に属する収入の取納に関すること。 |
| | 水産海洋研究センター石垣支所の金銭分任出納員 | 水産海洋研究センター石垣支所に属する収入の取納に関すること。 |
| | 八重山福祉保健所の金銭分任出納員 | 八重山福祉保健所に属する収入の取納に関すること。 |
| | 八重山農林水産振興センター及び八重山土木事務所の金銭分任出納員 | 八重山農林水産振興センター又は八重山土木事務所に属する使用料、手数料、入札保証金及び契約保証金の受入れ、直ちに還付する必要がある入札保証金の還付並びに公文書の写しの交付に要する費用の取納に関すること。 |
| | 新石垣空港建設事務所の出納員 | 公文書の写しの交付に要する費用の取納に関すること。 |
| | 八重山事務所県税課の出納員 | 県税課に属する収入の取納に関すること。 |

3 現金亡失に関する例月現金出納検査報告

現金亡失に関する例月現金出納検査報告

1 検査の結果

平成22年12月27日に実施した11月分例月現金出納検査において、会計管理者所管の現金残高は、名護県税事務所で県税1,364,600円を亡失したため、出納関係諸帳簿における残高と一致していなかった。

2 現金亡失の経緯等

- (1) 亡失所属
総務部名護県税事務所
- (2) 亡失金額
県税1,364,600円(27件)
- (3) 亡失の日時
平成22年10月29日(金)17時20分から平成22年11月1日(月)8時25分の間

(4) 現金亡失の経緯

平成22年10月29日に収納した現金を手提げ金庫に入れ、手提げ金庫ごと大型金庫に収め施錠した。平成22年11月1日、現金を金融機関に払い込むため金庫を開け、現金を確認したところ1,364,600円が亡失していた。

同日、警察署に被害届を提出し、現在、同署において捜査中である。

3 検査の所見

今回の現金亡失については、現在警察において捜査中であり、その原因は不明である。しかしながら、1,364,600円の現金が亡失したことは重大であり、早急に再発防止対策を講ずる必要がある。

現金の取扱いについては、地方自治法第235条の4及び同法施行令第168条の6の規定により、「会計管理者は、現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならぬ」とされている。出納機関は、収納した現金を速やかに指定金融機関等に払い込み、手許保管を避けること、やむを得ず現金を手許に保管する場合は、現金の引継ぎ及び金庫の施錠時ににおける確認体制を強化するなどの再発防止に万全を期していただきたい。

知事においては、今後、このような亡失金が発生することのないよう、より一層会計の監督に努められたい。

4 「現金及び物品の取扱いについて（昭和51年10月21日出納会第402号出納長通知）」

○現金及び物品の取り扱いについて

(昭和51年10月21日出納会第402号)
発 出納長 宛 各部署長

最近、現金及び物品の盗難事件発生により、事故防止対策に日夜感心されていることと思うが、事故を未然に防止するため現金及び物品の統一取扱いを下記のとおり定めたので通知する。

なお、下記事項は速やかに実施に移されたく、また、貴管下先機関には貴職から周知徹底させるよう通知されたい。

記

1 現金関係

(1) 出納員、金銭分任出納員、資金前渡職員が取り扱う現金等については、善良な管理者の注意を怠ってはならない。

(2) 出納員、金銭分任出納員、資金前渡職員は、その取扱いにかかる現金を私金と混同してはならない。

(3) 出納機関（財務規則第2条第1項第6号による）は、収納した現金を財務規則第46条第3項の規定により、速やかに指定金融機関等に払い込み、できるだけ手許保管を避けるようにする。

(4) 出納員及び資金前渡職員は、速やかに支払を終えるよう努めるとともに、即日支払見込みのない小切手の振出し及び資金の受領はしないよう計画性のある事務を行うこと。

(5) 即日支払予定の資金が都合により手許保管になる見込みのある場合は、財務規則第64条第1項の規定により、その資金を最寄の郵便局又は確実な金融機関に預け入れること。

このことについては、各部各出先機関等において、集金、配車等実情に即した適切な方法を講ぜられるよう措置されたい。

(6) 上記3、4及び5の措置をしたのにもかかわらず、やむを得ず手許に現金を保管することとなった場合は、財務規則第79条を準用し、堅固な容器に厳重に保管することとし、その日以降のなるべく早い日に精算又は預託等の処理をすること。

(7) 出納員、金銭分任出納員、資金前渡職員の取り扱う堅固な容器は、盗難、火災等の事故に備え、庁舎の中で最も安全確実な場所におくようにすること。

(8) 出納員、金銭分任出納員、資金前渡職員の取り扱う堅固な容器には、次の各号に定めるものについて保管するものとする。ただし、印鑑は、別の容器に保管するものとする。

ア 県公金及び財務規則第79条第1項の規定による印鑑及び小切手帳

イ 国公の委任を受けて取り扱う官金、公印及び小切手帳

ウ 職員共済組合にかかる納付金及び給付金

(9) 出納員、金銭分任出納員、資金前渡職員の取り扱う堅固な容器は、出退行時にダイヤル、鍵等の施錠状態を充分確認し、事後発生防止に万全を期すこと。

- (10) 出納員、金銭分任出納員、資金前渡職員は、堅固な容器のダイヤルナンバーを記した票又は鍵等の保管は善管注意をもって行わなければならない。
- (11) 出納員、金銭分任出納員、資金前渡職員が交替したときは、後任者においてダイヤルナンバーを変更する等事故防止に必要な措置を行うこと。

II 物品関係
以下省略。

※財務規則一部改正（平成21年20号）

5 「公金取扱いに係る事故防止について（平成23年2月10日付出会第1462号会計管理者通知）」

出会第1462号
平成23年2月10日

各部局長
県議会議務局長
教育長
各行政委員会事務局長
殿

会計管理者
(公印省略)

公金取扱いに係る事故防止について

公金の取扱いについては、善良な管理者の注意をもって安全確実にを行うよう「現金及び物品の取扱いについて（昭和51年10月21日付出納会第402号出納長通知）」等により注意を喚起してきましたところであり、

しかしながら、昨年、かいいにおいて収納した公金の盗難被害が発生しました。このようなことは、二度とあってはならないこととあり、各部局においては公金を取り扱う責務の重大さを再認識し、下記事項に十分留意し、万全を期していただきたい。

なお、貴管下出先機関には貴職から通知願います。

記

1. 出納機関（財務規則第2条第1項第6号による）は、収納した現金を財務規則第46条第3項の規定により、速やかに指定金融機関等に払い込み、できるだけ手許保管を避けるようにすること。

沖縄県財務規則第46条

3 出納機関が収納した現金は、現金払込書によりその日に指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、指定金融機関等の取扱時間後に係るものについては、その翌日に、遠隔の地において領収した場合又は天災等の理由によつてその日に払い込むことができないときは、その理由の終了したときに、その特別な理由で会計管理者の承認を得たものについては、その指定した日に直ちに払い込まなければならない。

2. 関係諸帳簿の記録を徹底し、収納現金及び手許保管現金との照合、確認を十分に行うこと。
3. やむを得ず手許に現金を保管することとなったときは、堅固な容器に厳重に保管することとし、出退庁時にダイヤル、鍵等の施錠状況を十分確認し、事故発生の防止に万全を期すこと。

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷
〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8